

平成 22 年

第 2 回 十島村議会定例会会議録

開会 平成 22 年 6 月 28 日 (月)

閉会 平成 22 年 6 月 30 日 (水)

十 島 村 議 会

平成22年第2回(6月) 十島村議会定例会

第1号(6月28日)(月)

1.	開 会	1
2.	日程報告	1
3.	日程第1	会議録署名議員の指名.....	1
4.	日程第2	会期の決定.....	1
5.	日程第3	会期日程の決定.....	1
6.	日程第4	諸般の報告.....	2
7.	日程第5	行政報告.....	3
8.	日程第6	一般質問.....	10
9.	日程報告	26
10.	散 会	26

第2号（6月29日）（火）

1.	開 会	27
2.	日程報告	27
3.	日程第1 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度 十島村介護保険特別会計 補正予算（第4号））	27
4.	日程第2 報告第3号 専決処分の報告について（十島村税条例の一部を改正 する条例）	28
5.	日程第3 報告第4号 専決処分の報告について（十島村国民健康保険税条例 の一部を改正する条例）	31
6.	日程第4 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度 十島村一般会計 補正予算（第1号））	32
7.	日程第5 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度 十島村船舶交通特別会計 補正予算（第1号））	36
8.	日程第6 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度 十島村簡易水道特別会計 補正予算（第1号））	37
9.	日程第7 報告第8号 繰越明許費確定額調書について（平成21年度十島村 一般会計繰越明許費確定額調書の報告）	39
10.	日程第8 報告第9号 繰越明許費確定額調書について（平成21年度十島村 簡易水道特別会計繰越明許費確定額調書の報告）	47
11.	日程報告	48
12.	散 会	48

第3号（6月30日）（水）

1.	開 会	49
2.	日程報告	49
3.	日程第1 議案第40号 十島村議会議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	49
4.	日程第2 議案第41号 十島村村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	55
5.	日程第3 議案第42号 十島村定住促進生活資金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	65
6.	日程第4 議案第43号 十島村生活改善施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	71
7.	日程第5 議案第44号 十島村高速観光船「ななしま2」の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について	75
8.	日程第6 議案第45号 指定管理者の指定について（十島村高速観光船「ななしま2」）	80
9.	日程第7 議案第46号 指定管理者の指定について（中之島生活改善施設）	85
10.	日程第8 議案第47号 予算補正について（平成22年度十島村一般会計 補正予算第2号）	88
11.	日程第9 議案第48号 予算補正について（平成22年度十島村船舶交通特別会計 補正予算第2号）	100
12.	日程第10 議案第49号 予算補正について（平成22年度十島村簡易水道特別会計 補正予算第2号）	103
13.	日程第11 議案第50号 動産の買入れについて	106
14.	日程第12 議員派遣の件	108
15.	日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	108
16.	閉 会	108

平成22年第2回（6月）十島村議会定例会

会期日程

月	日	曜日	船	日 程	備 考
6	27	日	入		
6	28	月	出	本会議	<議会運営委員会> <議会広報調査特別委員会>
6	29	火		本会議	<全員協議会>
6	30	水	入	本会議	
7	1	木			
7	2	金	出		
7	3	土			
7	4	日	入		

平成22年第2回（6月）十島村議会定例会 提出案件一覧表

月日	曜	件名	日程
6月28日	月	<p><議会運営委員会></p> <p><議会広報調査特別委員会> ①議会ライブ中継の件 ②議会だよりの件</p> <p>第1 会議録署名議員の指名 第2 会期の決定 第3 会期日程の決定 第4 諸般の報告 第5 行政報告 第6 一般質問（日高助廣議員→村長） （永田和彦議員→村長・教育長）</p>	1
6月29日	火	<p>第1 報告 第2号 専決処分：予算補正（平成21年度介護特会 補正第4号） +421千円 → 95,986千円</p> <p>第2 報告 第3号 専決処分：十島村税条例の一部改正 第3 報告 第4号 専決処分：十島村国民健康保険税条例の一部改正</p> <p>第4 報告 第5号 専決処分：予算補正（平成22年度一般会計 補正第1号） +19,603千円（口蹄疫対策） 第5 報告 第6号 専決処分：予算補正（平成22年度船舶特会 補正第1号） +26,300千円（繰上充用） 第6 報告 第7号 専決処分：予算補正（平成22年度簡水特会 補正第1号） +32千円（繰上充用）</p> <p>第7 報告 第8号 繰越明許費確定額調書（21年度一般会計繰越明許費確定額調書） 372,013千円 第8 報告 第9号 繰越明許費確定額調書（21年度簡水特会繰越明許費確定額調書） 9,399千円</p> <p><全員協議会> ①十島村就業者育成奨励金交付事業の件 ②「フェリーとしま」の貨物運賃の件 ③住民向けブロードバンド整備の進捗状況の件</p>	2
6月30日	水	<p>第1 議案 第40号 条例改正：十島村議会議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 第2 議案 第41号 条例改正：十島村村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正 第3 議案 第42号 条例改正：十島村定住促進生活資金の交付に関する条例の一部改正 第4 議案 第43号 条例改正：十島村生活改善施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 第5 議案 第44号 条例制定：十島村高速観光船「ななしま2」の設置及び管理に関する条例の制定</p> <p>第6 議案 第45号 指定管理者の指定（十島村高速観光船「ななしま2」） 第7 議案 第46号 指定管理者の指定（中之島生活改善施設）</p> <p>第8 議案 第47号 予算補正（平成22年度一般会計 補正第2号） +282,094千円 →2,929,093千円 第9 議案 第48号 予算補正（平成22年度船舶特会 補正第2号） +75,837千円 → 892,459千円 第10 議案 第49号 予算補正（平成22年度簡水特会 補正第2号） +8,484千円 → 52,457千円 第11 議案 第50号 動産の買入れについて</p> <p>第12 議員派遣の件 第13 議会運営委員会の所掌事務の閉会中の継続調査の件</p>	3
7月1日	木	<p><全員協議会> ①空き家対策の件 ②遊休農地対策の件</p>	
7月2日	金		

(議決結果)

平成22年第2回(6月)十島村議会定例会

議案番号	件名	議決年月日	議決結果	議決番号
報告第2号	専決処分の承認を求めることについて (平成21年度十島村介護保険特別会計 補正予算(第4号))	22.06.29	承認	承認第2号
報告第3号	専決処分の報告について(十島村税条例の一部を改正する条例)	22.06.29	報告	
報告第4号	専決処分の報告について(十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	22.06.29	報告	
報告第5号	専決処分の承認を求めることについて (平成22年度十島村一般会計 補正予算(第1号))	22.06.29	承認	承認第3号
報告第6号	専決処分の承認を求めることについて (平成22年度十島村船舶交通特別会計 補正予算(第1号))	22.06.29	承認	承認第4号
報告第7号	専決処分の承認を求めることについて (平成22年度十島村簡易水道特別会計 補正予算(第1号))	22.06.29	承認	承認第5号
報告第8号	繰越明許費確定額調書について(平成21年度十島村一般会計繰越明許費確定額調書の報告)	22.06.29	報告	
報告第9号	繰越明許費確定額調書について(平成21年度十島村簡易水道特別会計繰越明許費確定額調書の報告)	22.06.29	報告	
議案第40号	十島村議会議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	22.06.30	原案可決	議決第40号
議案第41号	十島村村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	22.06.30	原案可決	議決第41号
議案第42号	十島村定住促進生活資金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	22.06.30	原案可決	議決第42号
議案第43号	十島村生活改善施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	22.06.30	原案可決	議決第43号
議案第44号	十島村高速観光船「ななしま2」の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について	22.06.30	原案可決	議決第44号
議案第45号	指定管理者の指定について(十島村高速観光船「ななしま2」)	22.06.30	原案可決	議決第45号
議案第46号	指定管理者の指定について(中之島生活改善施設)	22.06.30	原案可決	議決第46号
議案第47号	予算補正について (平成22年度十島村一般会計 補正予算第2号)	22.06.30	原案可決	議決第47号
議案第48号	予算補正について (平成22年度十島村船舶交通特別会計 補正予算第2号)	22.06.30	原案可決	議決第48号
議案第49号	予算補正について (平成22年度十島村簡易水道特別会計 補正予算第2号)	22.06.30	原案可決	議決第49号
議案第50号	動産の買入れについて	22.06.30	原案可決	議決第50号
	議員派遣の件	22.06.30	決定	
	閉会中の議会運営委員会の継続調査の件	22.06.30	決定	

平成22年6月28日(月)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	日	高	助	廣	君
2 番	永	田	和	彦	君
3 番	前	田	功	一	君
4 番	平	泉	二	太	君
5 番	平	田	傳	義	君
6 番	用	澤	満	男	君
7 番	有	川	和	則	君
8 番	日	高		通	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	敷	根	忠	昭	君			
副	村	長	福	満	征	一	郎	君	
教	育	長	齊	脇		司	君		
総	務	課	長	肥	後	政	司	君	
住	民	課	長	前	田		貢	君	
経	済	課	長	松	下	賢	次	君	
教育委員会	教育総務課	長	久	保	源	一	郎	君	
会	計	管	理	者	安	藤	浩	樹	君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記 日 高 尚 子 君

平成22年6月29日(火)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	日	高	助	廣	君
2 番	永	田	和	彦	君
3 番	前	田	功	一	君
4 番	平	泉	二	太	君
5 番	平	田	傳	義	君
6 番	用	澤	満	男	君
7 番	有	川	和	則	君
8 番	日	高		通	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	敷	根	忠	昭	君			
副	村	長	福	満	征	一	郎	君	
教	育	長	齊	脇		司	君		
総	務	課	長	肥	後	政	司	君	
住	民	課	長	前	田		貢	君	
経	済	課	長	松	下	賢	次	君	
教育委員会	教育総務課	長	久	保	源	一	郎	君	
会	計	管	理	者	安	藤	浩	樹	君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記 日 高 尚 子 君

平成22年6月30日(水)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	日 高	助 廣	君
2 番	永 田	和 彦	君
3 番	前 田	功 一	君
4 番	平 泉	二 太	君
5 番	平 田	傳 義	君
6 番	用 澤	満 男	君
7 番	有 川	和 則	君
8 番	日 高	通	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村 長	敷 根 忠 昭 君
副 村 長	福 満 征 一 郎 君
教 育 長	齊 脇 司 君
総 務 課 長	肥 後 政 司 君
住 民 課 長	前 田 貢 君
経 済 課 長	松 下 賢 次 君
教育委員会教育総務課長	久 保 源 一 郎 君
会 計 管 理 者	安 藤 浩 樹 君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記 日 高 尚 子 君

平成22年第2回（6月）十島村議会定例会

6月28日（月）

△開会宣言

○議長（日高通君）

ただいまから、平成22年第2回（6月）十島村議会定例会を開会いたします。

△開議宣告

○議長（日高通君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布いたしております議事日程のとおりといたします。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（日高通君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定によって、5番平田傳義君、6番用澤満男君を指名します。

△日程第2 会期決定の件

○議長（日高通君）

日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月30日までの3日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から6月30日までの3日間に決定いたしました。

△日程第3 会期日程決定の件

○議長（日高通君）

日程第3、会期日程決定の件を議題とします。

お諮りします。

会期日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

よってそのように決定をいたしました。

△日程第4 諸般の報告

○議長（日高通君）

日程第4、諸般の報告を行います。

はじめに会議・研修会関係について報告いたします。

4月26日、「県政説明会」が開催され、平成22年度の鹿児島県の主要事業につきまして、各担当部長から概要説明がなされております。当日配布されました資料につきましては、膨大な量となっておりますので、例年のとおり議員控室に備えておりますのでご活用ください。

5月12日、「鹿児島県離島振興町村議会議長会の研修会」が開催されております。

鹿児島県観光プロデューサーの奈良迫英光氏が「本県離島の現状と課題」と題して講演を行っております。

5月13日鹿児島県町村議会議長会の「第37回臨時総会」が開催されております。

役員選任につきましては、会長に前会長の町田・与論町議長、副会長に浜上・長島町議長及び、中村・南種子町議長を選任しております。

同じく5月13日、鹿児島県町村議会議長会主催により「常任委員会研修会」が開催されております。内容としましては、関西学院大学教授の林宣嗣氏により「地域主権はなぜ1丁目1番地なのか？～地域と自治の再生戦略～」、鹿児島県保健福祉部介護福祉課長の宮園美恵子氏により「本県の高齢者の現状と福祉・介護施策」、鹿児島県農政部長の弓指博昭氏により「本県農業をめぐる情勢と鹿児島県農業・農村の展開方向」の講演でありました。

次に『「平成22年3月定例会等に関する調」集計結果表』の資料送付を鹿児島県町村議会議長会から受け、お手元に配布しております。

内容につきましては、「議員報酬等に関する調べ」等の鹿児島県内の市町村の状況を取りまとめたもので、来年3月末で期限切れとなります村議会議員の報酬等の特例条例の今後の取扱いを検討する上で、参考資料になるかと思っております。

次に監査結果の報告を行います。

監査委員より、今年の3月定例会以後に実施されました、3月、4月、5月、6月の例月出納検査結果についての報告がありました。

これらの内容につきましては、お手元に配布しておりますとおりでありますので、お目通し願いたいと思っております。

最後に、先の3月定例会を主な内容としました「議会だより」第49号を5月28日に発行しております。

以上で諸般の報告を終わります。

△日程第5 行政報告

○議長（日高通君）

日程第5、行政報告を行います。

村長から、3月定例会以降の行政報告についての申し出がありました。

これを許可します。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

平成22年第2回村議会定例会における行政報告を申し上げます。

平成22年第2回村議会定例会の開会にあたりまして、当面する村政の諸問題の推移等につきまして行政報告を申し上げます。

年に1回は村内において村議会を開催するという議員各位及び村民の強い要望を受けて始まりました、村内での議会の開催も、昨年の6月議会が小宝島で開催されたことで、平成13年6月議会の宝島開催をはじめとして7つの島を一巡したことになり、「村内での議会開催」が住民の皆様にとってより身近なものになったものと考えております。

今後は、インターネット環境も整備されたことから「村内での議会開催」に変わって、各島に議会中継を行なうことで議会における政策形成過程や議論が住民の皆様によりオープンになり、さらに親しまれる村議会となるものと考えております。

また、このことは特異な地理的条件下にある本村の議会史上、画期的な出来事でありまして、今後、この議会中継が充実していくことを祈念しております。

職員の新規採用及び人事異動等につきましては、本年4月1日付けで土木職、保健師及び畜産職として一般職員を3名採用しております。

この採用に当たりましては、先の議会でも報告しましたとおり退職職員の補充並びに来年度一部事務組合への職員派遣に備えるものであります。

これら職員については、鹿児島県市町村振興協会が主催する県職員並びに他自治体職員合同の新規採用職員前期研修にも参加させ、公務員としての自覚、職員としての知識、技能及び職場への適応性等の研修を受けさせるとともに、前年度より実施している出張所及び診療所での村内研修も約1週間受けさせ、本村の特殊事業等についても実体験させたところであります。

また、本年3月末で退職した営農指導員の補充として、元鹿児島県職員で各地域の農業改良普及所等で勤務していた農業技術者を本年6月1日付けで採用しております。同指導員は既に、6島を巡回し、本村の農業の現状を把握するなど、農業振興に前向きに取り組んでおります。

次に本年4月1日付けで職員の人事異動を行っております。

異動内容につきましては、室の機能拡充が主となっております。新たに室長職として4名を発令したのみで全体的に小規模な異動となっております。

本年3月31日付けで退職した職員は3名で、定年退職として船員職1名、一般退職として畜産職1名、鹿児島県からの派遣職員1名となっております。

平成21年度一般会計及び各特別会計の決算見込みにつきましては、5月末の出納閉鎖期間をもって閉めております。

まず、一般会計の決算見込みにつきましては、歳入決算額42億2828万3575円、歳出決算額41億1390万2,829円でこの決算額を前年度と比較した場合、歳入で約9000万円、歳出で約7700万円の増額決算となっております。その要因は、情報通信基盤整備並びに皆既日食関連事業等が影響したものと推測しております。

また、形式収支から翌年度に繰越す財源を引いた実質収支については、5988万9770円で過去の決算同様黒字決算となる見込みであります。

特別会計の決算見込みにつきましては、船舶会計で約2600万円、簡易水道会計で約3万2000円が形式収支でそれぞれ赤字決算になる見込みで、残りの5会計は、歳入が歳出をそれぞれ上回る結果になっております。

なお、全会計の詳細決算については、村監査委員の審査に付した後、次期定例村議会において承認を得

ることにしております。

本年4月に配置しました、地域担当職員が中心となって進めております、各地域が主体となった地域づくり組織の設立につきましては、今月中旬までに各地域での説明会、検討会を終えまして、中之島、口之島では、既に話し合い活動が始まっております。早くも中之島では地域活動の実践への取り組みがなされておるようであります。

各地域では、組織の設立に前向きな検討がなされており、今後、地域と行政の役割分担を踏まえ、住民主導の考えを政策に反映させるための仕組みを整備し、それぞれの島の活性化に繋げたいと考えております。

地域情報通信基盤整備推進交付金を使って、本年3月から事業を進めている住民開放のためのインターネット環境を整備する地域情報通信基盤整備工事につきましては、現在、電波搬送路等の調査を終えて、実施設計を行っているところであります。

また、本村の通信事業者として個人との契約を進めるための約款等の検討も行っている最中で、7月中には、利用者の申し込み手続きを開始できる見込みであります。

今後、実施設計について国の審査を受け、各島での工事に着手することとなり、最終的には本年11月末完成を目指しているところであります。

地域イントラネット基盤施設整備の完了に伴う開通式を4月1日、本庁及び各島間で開催いたしました。

本庁では、総務省九州総合通信局長をはじめ、鹿児島県議会議長など数名の来賓を迎え、また、各島の会場では多数の方々のご参加をいただき、盛會に執り行われました。

TV会議は、4月以降、開通式をはじめ、口之島小中学校の総合学習や消防団長会議、地域づくり組織の話し合い活動などに活用されております。

今回、地域イントラネット基盤施設整備の完了に伴い、各島が新たな形で1本に繋がったことは、今まで不可能と思われていた本村の地理的ハンデを克服していくうえからもとても大きな意義があるものであり、この回線を有効に活用することが、島々の一体化、ひいては村の活性化に繋がるものと考えており、皆様と一緒に有意義な利活用の方法を考え、暮らしよいICT社会を実現していきたいと考えております。

去る4月17日に、本年2月に完成しました中之島地区コミュニティセンターの落成式が行われ、多目的のホールいっぱいにとくさんの地域の方々にご参加いただき、盛大に執り行われました。

住民の皆様が集える地域の活性化拠点として、大いに利活用していただきたいと思っております。

地上デジタル放送受信対策につきましては、平成20年5月に完成した中之島テレビ中継局を皮切りに、昨年から今年にかけて、各島のテレビ共同受信施設が完成し、口之島を除き、地上デジタルテレビの受信ができるようになりました。

口之島におきましては、宝島と同様にNHK共聴で、これまでのアナログ放送においても受信不良があり、この抜本的な対策もなされずじまいでしたが、地デジ受信対策におきましても1年以上前から調査には着手してはいますが、十分な電波を受信するための対策が見つからない状況であります。

これは、口之島から海上156キロ離れた枕崎局から電波を受信する搬送距離が大きな要因として考えられることから、この課題解決を含む、状況の説明と、地デジの安定的な受信施設整備の早期実現について、総務省、地元選出国會議員、内閣官房及びNHK放送局本部に先日要請してまいりました。

地元には、先日、NHK鹿児島放送局から説明があったと思っておりますが、地元では容認できない説明内容であったと聞いております。

今後も引き続き、この問題の解決に最善の取組を行っていききたいと考えております。

4月から村の単独事業として実施している「十島村こども医療費助成事業」につきましては、小学校入学時の4月1日から中学校修了前（15歳に達する日以後の最初の3月31日）の者を対象としていますが、現在の登録者数は32名で、62%の登録率になっており、助成額は、1万2910円となっております。

山海留学のこどもたちも対象としており、この助成事業につきましては、保護者からは「助かる」という声もきかれておまして、今後も子どもたちの健やかな発達や成長のために活用していただければと思います。

ご承知のとおり次代の社会を担う子どもたちの健やかな成長を、社会全体で応援するという趣旨のもとに平成22年4月分から、これまでの「児童手当」に代わり「子ども手当」が支給されることになりました。

本村の子ども手当の状況は、受給者（保護者）は33名となっております。その内訳は、新規認定者（主に中学生の保護者）11名と、みなし認定者22名（児童手当からの移行者）となっております。

対象子ども数は50名で、6月10日に第1回目（4月・5月分）の手当て127万4000円を支給しております。

十島村小規模多機能居宅介護類似事業にかかる要綱を4月1日に制定しております。

その目的は、「住み慣れた地域・自宅で、いつまでも生活したい」という住民の共通の願いを支援していくために、自助・共助・公助の取り組みの充実を図り、高齢者等の生活を地域全体で支援出来るよう、村独自の介護保険サービスの体制等を整備することとしております。あわせて、十島村の現状と介護保険法との乖離を検証し、国・県の支援体制の改善を要望していくことも目的としております。

事業の対象者は介護保険法による要介護・要支援認定者及び特定高齢者であります。

事業の具体的な内容は、介護保険法にもとづく小規模多機能居宅介護に準じた内容のサービスを宝島において定期的実施しようというものであります。

介護保険法での小規模多機能居宅介護とは、「事業所への通い」「事業所からの訪問」「夜間の泊まり」の3つの機能を合わせもつ事業で、「デーサービス」や「ホームヘルパー」などのサービスに「夜間の宿泊」ができるサービスです。

しかしながら、本村では、これら全てのサービスを最初から行うことは不可能でありますので、まずは、デーサービスのように高齢者に通っていただくサービスを週1回行なうことから始め、徐々に回数や時間を多くし、高齢者宅への訪問や万一の場合の泊まりサービスを付加していこうとするものです。

あわせて、住民の生活の実態及びニーズを把握し、十島村の介護マップの作成や高齢者支援体制について住民に啓発し、自助・共助・公助の基盤づくりを目標としております。

また、参加者の身体・認知・生活能力等の変化を検証するとともに、介護保険法との乖離状況等を検証し、国・県にもその改善を要望し、本村における介護サービス体制等の充実を目標としております。

このモデル事業の進捗状況につきましては、鹿児島地域振興局と協力しながら平成22年1月と3月に住民向け集会、4月と5月に自治会役員会及び自治会総会を開催し、事業の趣旨・内容を説明し、住民の理解と了承を得ております。

事業全体の企画・検討は役場住民課で行いますが、宝島での事業の運営については、始良市加治木町にある小規模多機能事業所である、「共生ホームよかあんべ」に事業委託することとしております。

その事業所から職員を来年3月まで宝島に長期派遣しまして、事業を行っていく予定であります。

派遣職員は6月21日出港便から宝島に行っており、事業の本格開始は7月からを予定しております。

事業の予算としましては、重点分野雇用創造事業費をあて、事業所委託料として、764万2000円を計上しており、その主な内訳は、派遣職員の給与・事業参加者の傷害保険や事業に伴う消耗品や通信費・印刷費等であります。

戸籍電算化につきましては、戸籍事務の正確で迅速な事務処理を行い、住民サービスの向上を図るため戸籍法118条の戸籍情報処理組織による戸籍事務に基づき、現在戸籍及び現在戸籍の附票のデータ等を正確効率的に電子化するため、戸籍電算システムの導入を行い、平成23年7月に稼働させることを計画しております。

県内43市町村において、平成21年度末現在で戸籍電算化が終了していない自治体は本村と三島村だけになっております。

電算化にかかる業務は、平成22年6月14日現在で、799戸籍ある現在戸籍とその附票をデータ化する業務と、現在使用している戸籍を平成改製原戸籍としてイメージ化すること、またその附票のイメージ化並びに1,763戸籍ある除籍と、429戸籍ある昭和改製原戸籍をイメージ化し、取り込む業務であります。

稼働後は、手書き作業やコピー作業をすることなく、導入した機器により直接プリントアウトや、戸籍関係届の入力作業が実施可能となります。

今回の事業につきましては、管轄法務局である鹿児島地方法務局とも連携をとりながら業務を進めていくこととなります。

7月中には、電子化するための基となるデータとするため、現在使用しております紙戸籍の複写作業を実施します。その後、指定したデータ入力工場にてデータの入力作業を行い、電子化を進めて参ります。

また、過去に導入を行った市町村の実績によると、全戸籍中約10%程度は何らかの誤りがあり、本村におきましても同様のことが予想されております。

このようなことから、電算化移行作業と並行しながら、誤りのある記載事項についても、法務局の許可を受けながら訂正作業を進め、正確な戸籍の電子化を進めて参ります。

これらの業務を進めながら、平成23年7月に現在戸籍と現在戸籍の附票の稼働を実施します。

また、平成24年1月までには現在使用している戸籍等も、平成の改製原戸籍等として印刷することが可能となるよう進めて参ります。

住民票等の出張所での直接交付事務につきましては、平成21年度に整備された地域イントラネットを利用しまして、平成22年7月1日より、各出張所において住民票と印鑑証明の交付を直接行う予定にしております。

交付の方法は、住民が出張所で請求用紙に必要な事項を記入し、その後出張員が本庁へFAX送信と電話連絡をします。住民課担当者はFAX確認後請求のあった証明書を出張所のプリンタでプリントアウトすることになります。同時に納付書もプリントアウトし、手数料を徴収することとなります。

請求と同時に交付が可能となることにより、住民の皆様へのサービス向上が図られることとなります。

宮崎県での口蹄疫の発生とその経過等についてご報告申し上げます。

口蹄疫は、日本では平成12年3月12日、約9年ぶりに宮崎市でO型の口蹄疫が発生して以来、発生はありませんでしたが、本年4月20日、約10年ぶりに宮崎県児湯郡都農町で疑似患畜が確認され、宮崎県は、当該農家から半径10キロを移動制限区域、半径20キロを搬出制限区域に指定して、消毒ポイントを設置する等の防疫対策を開始いたしました。

しかしながら、児湯郡都農町・川南町を中心に感染地域は拡大しまして、4月27日にはえびの市へ飛び火、鹿児島県は始良・伊佐・北薩地域の一部を移動制限区域及び搬出制限区域に設定し、家畜の移動等を禁止するとともに消毒ポイントの設置を行ってまいりました。

このような状況を受けまして、村では4月21日に口蹄疫防疫対策会議を開催して当面の対策等を協議し、口蹄疫発生から最初の出港便となる4月23日便から、フェリーの乗客の靴底消毒マットの設置、噴霧器による車輛タイヤの消毒を開始、また、同日、全畜産農家に対しまして周知文書を送付いたしております。

その後、6月4日、えびの市での発生は終息し移動制限区域等は解除されましたが、感染地域は更に拡大しまして、児湯郡都農町・川南町をはじめ、日向市、高鍋町、木城町、新富町、西都市、宮崎市、と拡がり、更に6月9日には国内一の畜産生産高を誇り、鹿児島県の一大畜産地帯に隣接する都城市で発生、鹿児島県知事が「準非常事態宣言」をするほどの事態となり、本村はそれまで対策会議で対応してきておりましたが、翌6月10日に十島村口蹄疫防疫対策本部を設置、体制の強化を図ったところであります。

この口蹄疫の発生によりまして、県内の5月、6月のセリ市は全て中止となっており、村における影響は、自家保留牛・評価牛も含めまして5月11日セリ出場予定43頭、6月7日セリ出場予定50頭の合計93頭、50戸の畜産農家に影響がでております。

そこで、村のとっております防疫対策についてご説明いたします。

鹿児島におきましては、本庁・教育委員会・港待合所に靴底消毒用マットを設置し、南埠頭入場ゲートに車両タイヤ消毒用マットの設置、フェリー積込車両につきましては、積込前の動噴による消毒、車両甲板での消毒を行っております。

車両消毒につきましては名瀬においても同様の対策をとっております。

各島におきましては、全畜産農家の牛舎消毒用に県から配布のあった消石灰を配布しており、一部は港の入口の道路等にも散布しています。

畜産組合には消毒薬、消毒槽、立入禁止看板を配布し、定期船以外で入島してくるお客さんの消毒用として各民宿には消毒マット、携帯用噴霧器、消毒薬用18Lポリタンクを配布しております。

また、周知広報につきましては、待合所、フェリー船内に注意・お願い文書を掲示、あるいは全畜産農家宛てに2回ほど文書を送付しますとともに防災無線での呼びかけを連日行っております。

また、今後、畜産組合を主体とした十島村防疫対策協議会で、鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会が新設した「平成22年度自衛防疫緊急対策事業」で消毒薬、防疫資材の購入配布をする予定にしております。事業費は50万円程度となります。

次に、この口蹄疫の影響に対する畜産農家への経済支援対策についてご報告申し上げます。

先程申しましたように5月、6月のセリ市が中止されておりますことから、畜産農家にとりましては飼料代の負担増、畜舎不足の問題、セリ売却収入がないなど非常に深刻な事態となっております。

そこで、この2回のセリに上場予定の自家保留・評価牛を除く生存している子牛（5月セリ：39頭、6月セリ：46頭）に対しまして月額2万円の支援金の支給、及び登録牛20万円、無登録牛15万円を上限の基本として、更に農家ごとには前年度のそれぞれの平均売買金額を上限とする無利子での貸付を行い、セリ代金で精算することとしております。

セリ代金が貸付金に満たない場合には別途請求書を送付することとしております。

また、農家ごとに前年実績での限度額を設けましたことは、個々の農家のできるだけ通常の経済状態に近い形にもっていきたいという思いからでございます。

この防疫対策費93万3千円及び経済対策費1708万円（支援金248万円、貸付金1460万円）の合計1801万3千円につきましては緊急を要しましたことから平成22年度一般会計補正予算（第1号）として専決処分しております。後ほど議案として承認をお願いしておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、県内市町村の支援状況であります。支援金につきましてはほとんどの市町村が1頭1月当たり1万円とし、湧水町が2万円としております。また、貸付金につきましては、市町村が実施するのではなく各地域の農協がほぼ同内容の事業を行っています。

グリーン農協も行っておりますが組合員のみが対象であるということでありますために、村で実施することに踏み切った次第であります。

現在の支援金、貸付金の実績であります。支援金は対象者50名中49名が交付申請、申請総額246万円、貸付金は16名が申請し貸付申請額485万円となっており、そのほとんどを6月18日に振り込んでおります。

また、他団体からの支援につきましては、5月セリ上場予定牛につきまして、中央畜連から1頭当たり1袋、経済連から2袋の飼料が無償配布されております。また、今月は、5月、6月セリ上場予定牛に対してそれぞれ同様の飼料が無償配布されております。

一向に終息の目途がたちませんが、セリ市の再開につきましては、先日の中央畜連の会議によりますと「宮崎県でのワクチン接種した家畜を含めた全ての殺処分・埋却・消毒が完了し10日以上経過後」と決定されております。えびの市での終息後、都城市での発生前の段階では、7月セリが可能ではないのかという状況でもありましたが、現状では7月10日開催予定のセリ市は非常に厳しいのではないかと認識しております。そこで、補正予算第2号におきましては、7月セリが開催されない場合の支援金の措置といたしまして、4月39頭、6月46頭、7月35頭の合計120頭に、1頭当たり2万円、総額240万円を支給するという予算を計上しておりますが、これはあくまで7月10日セリが中止された場合の支給ということになります。

農水産物の出荷状況等ではありますが、ビワについては、中之島と宝島のみ市場に出荷しており、平成22年は市場取扱分で1,895キログラム、販売額196万1660円、平成21年と比較し、数量で60キログラム、販売額で6万5690円の増となっております。ビワについては、昭和61年から出荷を行なっていますが、平成7年度のピーク時（約7.4トン）からすると4分の1程度の出荷量となっております。

本村のビワは、露地ものでは九州で一番早い出荷ができることなど、他生産地域との競争に勝つことは可能ですが、出荷までに手間がかかること、また生産者の高齢化により、今後益々出荷量が減ることが予想されます。このため、後継者の育成、作業の共同化、オーナー制度の導入などの対策が必要と考えております。

サンセベリアについては、平成22年5月末時点で、出荷本数1万1140本、販売額199万6360円（鹿児島園芸花市場取扱分）となっております。

センセベリアについては、これからお盆までが最盛期となりますが、平成17年のピーク時（約54,000本、販売額約1082万円）と平成21年時（約27000本、販売額約606万5000円）を比較すると、2分の1程度の出荷量となっております。

サセンベリアもピーク時には、平島を除く6ヶ島で出荷しておりましたが、平成18年度から口之島、中之島、諏訪之瀬島、宝島の4ヶ島のみのお荷となっております。

サンセベリアは、単価が下がったこともありますが、病気などの発生により生産がなされなくなった地

域もございまして、また、ビワ同様に生産者の高齢化により生産量が減少していく傾向にあると思われま
すので、後継者の育成が急務となっております。

次に竹の子については、平成16年から市場出荷を行っており、現在、諏訪之瀬島と悪石島のみ出荷
しております。平成22年は出荷量5,868kg、販売額356万400円となり過去最高を記録しまし
た。竹の子については、諏訪之瀬島などは他の地域や三島村と比較し、1月ほど出荷するのが早いとい
う好条件であり、平成22年の1キログラムの単価の最高は2000円となっております。

平成22年度特定離島ふるさとおこし推進事業にて竹林改良と搬出用道路の舗装整備を行なう予定であ
り、今後生産量及び販売額の増加が大いに期待されるところであります。

次に漁業については、諏訪之瀬島を中心にトビウオが獲れており、諏訪之瀬島については6月21日ま
でに4回、延べ2.3トン、販売金額115万円、種子島に冷凍トビウオを出荷している状況であります。

漁連へのトビウオ鮮魚出荷については、昨年も本年もありませんが、昨年は漁連を通じて塩干トビウオ
936kg、約61万円分を出荷いたしました。本年から漁連が塩干トビウオを扱わなくなったこともあり、
トビウオについては一部の一夜干し等を除き島内消費及び種子島への冷凍トビウオの出荷に限定され
ている状況であります。

7月以降に特定離島ふるさとおこし推進事業で急速冷凍機を1台導入する予定にしていますが、この急
速冷凍機については、流通の不利地域の本村にとっては、鮮度を保持したまま輸送が可能となり、トビウ
オの鮮魚出荷等将来の村の水産振興に期待を抱かせるものと考えております。

平成21年度からの繰越事業については、地域活性化交付金事業としまして、8件の事業が計上されてお
りませんが、6件については発注済みで、8月中には完成予定です。ただし、口之島の集落内工事におきま
しては、NTTのケーブル移設との調整で9月の完成を見込んでおります。

残り未発注の2件におきましても設計が終わっており、執行段階でございます。

単独分の悪石島の林道整備につきましては、住民施工の方法で4月中に完成しております。

社会資本整備総合交付金事業については、港湾と林道におきましては、以前の国庫補助事業が交付金事
業に変更されており、国の制度改正の都合で、未だ発注できない状況であります。7月中に決定見込み
であるため、決定後は速やかな執行に努めてまいります。

地籍調査事業については、経費の配分ができ次第、昨年度に引き続き、中之島の調査を実施いたします。

また、水道事業につきましては、すでに発注済の設計委託が終了後、速やかな執行に努めてまいります。

「フェリーとしま」の運航につきましては、4月から5月の運航は、悪天候により上り便の延期等があ
りましたが、概ね計画とおりの運航をすることができました。

5月17日出港便で実施しました、レントゲン検診便については、悪天候が予測されたため、当初計画の
検診日程を予め変更して運航した結果、全島接岸しての検診をすることができました。

ご承知のとおり本村海域は、黒潮、風、潮汐等の影響を受け、複合的な波浪を生じることから、各島接
岸時における波浪状況の推測精度が万全とは言えないのが現状であります。

また、本村の各港は、外海に接していることから気象・海象の影響をもろに受けるため48時間後の気象
変化までを予測し、細心の注意を払い出港の決定をしているところであります。

このため、出港を決定する際に定期船運航の安全を確保するため、予測する天候によっては、ランプウ
エイ使用の制限等を付しての決定等をしております。

ランプウェイ使用の制限等を受けることの多い平島・小宝島の利用者の皆様方には大変ご不便をお掛け
している次第であります。本年5月から港湾監視カメラが設置され、港内状況を把握することができ
ることになりましたので、今後、これらを活用し天候予測の精度を高め、定期船の安全運航を確保すると
ともに平島・小宝島の利用者の皆様方のご不便を少なからず解消できればと考えているところでござい
ます。

地域公共交通活性化再生総合事業については、昨年1年をかけ本村における唯一の公共交通機関である
十島航路の活性化を図るため、「十島村地域公共交通総合連携計画」を策定し、この「連携計画」に基づき、
平成22年度を初年度とする3ヵ年事業として「十島村地域公共交通活性化・再生総合事業」を実施する
こととしました。

平成22年度事業としまして「定期船の名瀬便増便の実証運航」及び「奄美大島を含めた新たな旅行商品
の開発」などの航路利用促進策の事業を実施することとしております。

「定期船の名瀬便増便の実証運航」については、7月から11月にかけて8回実施することとしており
ます。

「実証運航」については、定期船利用者、住民の方々等に幅広く周知していくこととしております。
次に教育委員会関係についてご報告申し上げます。

3月23日、平成22年度教職員人事異動が発表され、本村では期限付教員を含む33人の転出があり、代わって27人の教員が転入しております。その結果、本年度の学校構成は、5月1日現在で、小学校12学級31人、中学校11学級28人、教職員は小学校24人、中学校31人となり、山海留学生は、17人となっています。

4月より、本村の中之島地区社会教育施設につきましては、指定管理者を指定して管理運営を行なうこととしており、新たな管理者も着任し、施設の総合的活用が図られることと思っております。

5月11日、ブロードバンドを利用して、口之島中学校の総合学習がテレビ会議システムで、本村役場住民課との間で実施され、国民保険、年金、人口問題など専門的な学習を実施いたしております。

5月12日から15日まで、小学校連合修学旅行が実施され、児童13人が熊本方面を旅行しました。

5月17日からの住民検診に合わせて、学校環境検査を全島で実施しています。指摘等を受けた施設箇所については、順次改善していくこととしております。

5月26日から29日まで、中学校連合交流学习が日置市日吉中学校であり、生徒28人が他校と交流を深めました。

この交流学习の終了後、中学校体育大会を日吉総合運動公園で実施いたしました。生徒達はそれぞれ自己の記録更新を目指し頑張っておりました。

6月8日、鹿児島教育事務所の計画学校訪問が、小宝島で実施されております。

なお、本年4月から、本村は従来の本庁直轄から日置市、いちき串木野市、鹿児島市、三島村の3市2村を管轄する鹿児島教育事務所の管轄となっております。

6月16日、教職員住宅のシャワー設置工事の入札を執行しております。この事業が終了すれば全ての教職員住宅に設置要望の多かったシャワーが設置されることになります。

以上、当面する村政の諸問題の推移等につきまして行政報告を申し上げますが、本議会に上程しております議案は専決処分の承認を求めるもの6件、繰越明許費に関するもの2件、条例の改正に関するもの5件、指定管理者の指定に関するもの2件、予算補正に関するもの3件となっております。

それぞれの議案の説明につきましては、議案上程の折ご説明申し上げます。

何卒よろしくご審議のうえ議決していただきますようお願い申し上げます。行政報告を終わります。

ありがとうございました。

○議長（日高通君）

これで行政報告は終わりました。

これより10分間休憩いたします。

2時15分にお集まりください。

休憩 14時05分

再開 14時15分

△日程第6 一般質問

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、一般質問を行います。

一般質問の第1回目の質問は、登壇して行って下さい。第2回目以降の質問及び執行部の答弁は自席の方から行って下さい。また、質問の持ち時間は1人当局答弁を含めず45分以内とし、一般質問に対する関連質問は許可致しません。

それでは、通告の順番に発言を許します。

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

質問の前に今回の口蹄疫問題について、本来畜産農家も家畜市場の閉鎖によります経済的影響を受けております。一日も早い終息宣言、市場再開を望んでいるところであります。

次にいよいよ議会のライブ中継が始まりました。村内に本庁がない本村にとって無くてはならない中継システムであると思います。

開かれた議会、住民の皆様と一体となった議会でありたいと思っております。

それでは、質問に入ります。

定期船の運賃体系の現状と船舶事業のあり方について、質問を行います。

住民生活、産業の活性化における定期船の輸送コストは大きな関わりがあります。現行の運賃体系は離島で生活を営む住民にとりまして生活を圧迫する要因であります。

住民の年間収入に占める比率は非常に高いものであります。

国庫補助航路であり、高いハードルではありますが、豊かな住民生活を思うときに運賃の軽減を図る必要があることは本村の重要課題であります。

県、国に対しても強く訴えていかなければなりません。

民主党政権は、国民生活が第一とマニフェストに謳い、9ヶ月が経過しておりますけれども、離島で生活を営む国民の痛みがどこまで分かっているのか、強い憤りを感じております。

本村においても、早急に取り組む問題であります。南北160キロの海上に位置する秘境、離島の本村の住民生活、村の将来を思うときに何とかしなければいけないと思うのであります。

現行の運賃体系に対する村長の考えを伺いたい。

次に、荷役料について質問をいたします。

現在、鹿児島荷役料、村内荷役料の二重徴収制を実施し、村内荷役料については荷役従事者に還元を行っているのが現状であります。

荷役料が運賃と一対一の比率であり、輸送コストの高い要因であります。荷役料についてはコスト削減を図る必要があります。

現在、民間委託で荷役業務を行っておりますが、無駄を省き、効率的な荷役業務が行われているか、検証をする必要があります。

生活産業にかかわる運賃、荷役料については、運賃補助事業に基づきまして、助成がありますが、今一度検証し、大幅な助成を図る必要があります。

住民生活においては、家電リサイクル品についても助成が必要であります。

産業振興を推進する上においても重要な問題であり、輸送コストの軽減をなくして、豊かな住民生活、産業の振興を図ることは出来ないと思っております。

村長の考えを伺いたい。

次に荷役業務の民間委託によります成果と問題点について質問をいたします。

業務を民間委託するためには、コストの削減、サービスの向上、業務の効率化を図る必要があります。民間委託によりまして、どのような効果があったか、まずもって伺いたい。

次に適正な貨物運賃の算定ができているか、サービスの向上が図られているか、随時業務のモニタリングを行う必要があるが、実施されているか伺いたい。

利用者に対するサービスの向上については、貨物受付時間を区切って対応をしておりますが、昼休みを

利用し受け付けに行けないか、たびたび要請があります。

当然複数人で対応している以上、可能であります。利用者のサービスの向上のため、改善を図る必要があります。これについても伺いたい。

次に、船舶事業の今後のあり方について質問をいたします。

定期船の建造が近い将来迫っておりますが、現時点において、建造時期は何年を目安にしているのか、建造の費用等の計画についても伺いたい。

今後において、定期船の運航は現体系で運航するのか、民間委託で運航をするのか、検討をする必要があります。村の将来を見据えた村長の考えを伺いたい。

定期船の運航についても多くの問題があります。

鹿児島港、名瀬港の出港時間、便数の増、順路変更等、今後検討をしなければいけない問題を抱えております。地域交通活性化協議会とあわせて、航路対策検討委員会なるものを立ち上げ協議する必要があります。これについても伺いたい。

定期船は住民の足であり、命であります。今後においても定期船が豊かな住民生活、産業の更なる発展のため、貢献出来ることを願ひまして、一回目の質問を終わります。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

一番議員さんの質問に対してお答えをしたいと思います。

まず、質問の要旨ですが、定期船運賃の現状について。輸送コストが住民生活に及ぼす影響が高いが、格差是正を図り、生活産業にかかる運賃は大幅な助成を図れ。こういうことでありますが、議員のご質問の趣旨については、本村の住民の所得水準が低い上に、住民の方々が生活必需品を購入する場合、輸送コストが添加されているため、本土と比較し割高の商品購入となっております。このことを改善するために運賃助成を図るべきではないかと、こういうことと、住民の方々の農林水産加工品等の生産品を島外に搬出する際も、輸送コストが反映されるため、競争力の低下、及び収益の低下に繋がる。このことから、産業育成のうえで支障が生じているため、産業育成という観点から、運賃助成をすべきではないか。こういうご質問であると認識をしております。

まず本村の定期船の運賃の設定方法について申し上げますけれども、議員もご承知のとおり、本航路は国県の補助金の交付を受けて運営をしております。運賃設定につきましては、制度改正により、国の認可制から届出制となっておりますが、当然運賃の設定には収支を勘案し設定することとなります。

このため、現行運賃を引き下げて設定することは大変難しいこととなります。

そうなりますと、運賃助成については一般会計からの助成とならざるをえません。

現在運賃助成については、共同飼料の購入についての運賃助成と、農産物出荷の助成をしているところでありますが、新たに生活必需品の運賃助成をすることとなりますと、財政上の問題、ひいては運賃助成をする対象品の範囲及び対象者等を特定する必要があるかと思っております。

したがって、今後議員の皆様方と内容を十分検討していかなければいけないのかなあとそういうふうに考えております。

次に、荷役料についてであります。荷役料が運賃と1対1の比率であり、輸送コストの高い要因であると。荷役料のコスト削減を図れ。ということでございますが、荷役料は鹿児島港もしくは名瀬港での荷役料と、各島の村内荷役料の合算額を荷役料として運賃とあわせて納入していただいているところであります。

鹿児島港及び名瀬港での荷役につきましては、港湾運送事業法により、国の認可を受けた事業者のみが実施することができます。また料金等につきましても、国に届け入れが必要となっております。

本村の各島の港につきましては、港湾運送事業法の適用外であることから、各島における本船の荷役につきましては、各島の荷役組合をお願いをしているところであります。

現在鹿児島港については、平成11年3月から中川運輸株式会社と荷役業務に関する委託契約を締結し、現在に至っております。

平成11年といいますが、今のフェリーが就航する前の年であります。

この荷役業務等を中川運輸（株）に委託した経緯につきましては、平成11年3月以前につきましては、鹿児島荷役海陸運輸（株）と荷役に関する業務委託をしておりました。しかし平成12年4月から、フェリーと

しまが就航するため、事前準備として荷役業務に関する事及び代理店業務に関する事について、鹿児島荷役海陸運輸（株）と中川運輸（株）の2社によって、見積書を徴して比較をした結果、中川運輸（株）が提示した額が本村にとって有利なことから、代理店業務を業務と合わせて業務委託をした次第であります。

ちなみに当時の荷役料金だけを比較しますと、鹿児島荷役海陸運送（株）が提示した額は、1トンあたり3779円でありまして、現行の荷役料と比較すると大きな差がございました。

先に述べましたように、鹿児島港及び名瀬港の荷役料につきましてもコストダウンを図ることは、これは大変難しく、また村内荷役料につきましても、各島の住民の賃金収入の一部となっているところもありまして、そこらとの勘案をしますと難しいことではないのか、そのように思っているところであります。

それから、次の荷役業務の民間委託についてであります。民間委託と成果と問題点は何か。業務のモニタリングは実施されているか、貨物受付時間の利便を図れ。これは昼食時間の時間帯となりますが、荷役業務につきましても、本村は先程も申し上げておりますように、港湾運送事業に定める港湾荷役についての認可を受けていませんので、本村の直営による荷役業務は民間の荷役業者が実施してきております。

従いまして、議員のご質問は代理店業務を民間委託したことについての事と思っておりますが、代理店業務を民間委託したことによって、次の成果があがっていることを申し上げたいと思います。

利用者の利便性の確保が図られております。

現在鹿児島港の代理店窓口は出港日においては、9時から出港時まで、日曜日は17時から定期船の入港時まで人員を配置し、利用者への対応をしております。

ある程度の利便性の確保はされているものと思っております。

業務を委託しない場合、職員での対応となるために勤務のローテーションの確保は大変難しく、現在の代理店業務と同等のサービス提供は難しいものと思っております。

2つ目に陸上職員の労務環境が整い、経費削減が図られております。これは、村の職員との比較をした場合のことでありまして、ご承知のとおり定期船の出入港は夜間であることから、業務を委託しない場合は、夜間勤務を含む長時間の勤務体制が必要となり、陸上職員の労務時間は慢性的な時間外勤務体制となります。また陸上職員の休日の確保も難しくなります。このことは職員の労務管理上好ましいことではなく、当然増員が必要となり、結果的に運行費用の増加につながりますことから、業務を委託したことによる成果は大きいものがあると思っております。

3つ目に運航費用の抑制が図られております。

業務を委託しない場合は、最低正規職員4名、及び臨時職員1名で対応となっておりますが、業務委託したことにより費用は減員した2名の人件費相当額以下でありまして、手数料等は輸送実績に応じた額であることから、運航費用の抑制効果があると、そういうふうになっております。

次に代理店業務を委託したことによる問題点はと申し上げますと、次のことが考えられます。

まず一つ目に定期船利用についての問題が発生した場合、敏速に、かつ適切な対応をすることができるか、こういうことであります。

この問題解決につきましては、問題が発生する都度、その対応について窓口担当者が職員へ連絡し、解決を図っておりまして、事後処置の改善策が必要な場合は、中川運輸株式会社の責任者と協議して改善してきているところであります。

次に業務委託したことについてのモニタリングを実施しているのかとの質問ですが、このことについてはモニタリングは実施しておりません。

先に述べましたとおり、業務の問題点については、利用者の方々から指摘事項や船内においては、毎航海、船長、機関長あるいは事務長から航海報告書が提出されておまして、また頻りに運航管理者が海岸事務所及び本船に行ったりしておまして、その対応をしてきているものと思っております。

事前に問題解決を図る上でモニタリングは必要かと思っておりますけれども、業務委託したことについてのモニターに対しての謝金が航路補助金の対象経費であるのかどうか、該当するか関係機関との協議が必要となりますので、内部のほうと検討してみたいとこういうふうになっております。

次に貨物受付時間の利便性についてでございますが、質問要旨は利用者の方々には昼休み時間を利用して貨物等を送る場合があるので、利用客の利便性を図る上でも12時から13時までの昼休みにその対応をすべきではないかと言うことと理解します。

貨物受付時間につきましては、中川運輸と可能かどうか協議が必要かと存じます。

貨物受付時間等につきましては、当初業務委託をする際に、貨物受付時間に関しましては、本村から提示してきた経緯もありまして、また中川運輸についても労務管理上の問題がありますので、協議をしてみたいとそういうふうに思っております。

次に船舶事業の今後のあり方についてであります。定期船の建造時期は、現時点でいつかと。それから建造費用の計画はと、定期船の運航を今後において民間委託へ移行する考えはあるのかどうか。航路対策検討委員会をかけられ、運航対策を図れ。この4つのようであります。まず船舶事業の今後のあり方についての第1点目の定期船の建造時期でありますけれども、現時点でいつかの質問でありますけれども、このことについては、平成21年の10月に開催されました第3回定例会におきまして、定期船のプロペラ軸交換工事の説明の際に報告しましたとおり、今度15年目の定期検査を受けて、2～3年程度はこれを使用する考えだと。従って、建造時期は現時点においては、7年から8年後の建造になるのではないかと考えています。

次に第2点目の建造費用の計画についてであります。渡船施設基金につきましては、現時点で3億3857万5千円の積み立てをしております。今後順次積み立てしていく計画でありますけれども、ちなみに建造資金は村の積み立てだけでは対応はどうしても出来ませんので、船の設計やそのときの船価によって、過疎債、あるいは国の補助金を勘案しながら、計画をすることとなると思っております。

それから第3点目の定期船の運航についてであります。今後においては民間委託へ移行する考えがあるかとのご質問でありますけれども、これは行政改革大綱でもお示ししておりますように、現時点では事務部門の民間委託を考えております。定期船の運航についての民間委託は海上運送法の規定によりまして、いろいろな制約があります。

また平成20年9月に議会との協議会において、定期船運航についてという資料で説明をしておりますように、国の離島航路補助制度改善検討会においても、公設民営化、公営航路の民間委託による公設民営化の推進を答申していますが、先に述べましたとおり、海上運送法に問題、現在の船員の身分の問題、航路補助の問題などがあるために、今後慎重に検討をする必要があろうかと思っております。

民間に委託するという事は、今考えられることは、結局ほかの船会社が運営ができないから、村でやむを得ず運航していると、こういう状況ですので、おそらく、とくに海上運送法の云々ということ以外に、こうしたことで船の運航の委託をしても引き受けることは無いのではないかと。そういうふうにも思っておりますけれども、慎重な検討が必要であると思っております。

それから、第4点目の航路改革検討委員会の立ち上げであります。運航対策を図れという質問についてでありますけれども、これも平成20年の9月の協議会において、説明をしておりますように、経営の厳しい補助対象航路においては、航路改善協議会を設置し、航路診断、経営診断をし、航路改善計画を策定することとなっております。

この航路改善協議会につきましては、事業者が立ち上げて、その費用については上限はありますけれども、航路補助金とは別途の補助が国から交付されることになっております。

本村においても、補助金の交付申請の関係上、本年度、来年の2月頃を目途に協議会を立ち上げる予定をしておりますが、この協議会の構成員は原則として国、県、市町村、港湾管理者、航路事業者、地域経済界の代表、財務会計の専門家等で構成されることとなっております。

従いまして、村の我々だけの協議ということではないということをご理解いただきたいと思います。今後、運輸支局、あるいは県と協議をしながら準備を進めて参りたいとそう考えているところであります。

以上で答えにしたいと思います。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

高いハードルなんですよね。この運賃の見直しをですね。私も十分理解は出来ておりますが、この住民の長年のこの痛みをですね。国や県に訴えないと駄目なんです。「高いから、基準だから、あなたたちは高い運賃を出してくださいよ」という、この姿勢なんですよね。

住民のことを思うのであれば、我々と一体となって訴えないと駄目なんじゃないですか。基準が厳しいからどうしても出来ないんだという状況じゃですね、いつまでたっても改善は出来ないんですよ。

資料を要求をしまして、もらっておりますけれども、本村の貨物運賃の早見表がありますよね。これに

はですね、30キロ未満で266円なんですよね。ですよね。

ところがですね。次のページの30キロ以内の一斗缶ですかね。オイル一缶409円なんですよ。多分比重でとっておるのか。

それと、飼料関係ですね。飼料関係も同様であります。

それから、30キロ以内ということと、矛盾するものがあるんですよね。その辺の基準をですね、住民の皆さんに納得のできる運賃の体系を作らないといつまでたっても「基準ですよ、基準だからしょうがありませんよ」じゃあ前に進まないですよ。

三島村の例です。

鹿児島荷役料と村内の荷役料は、村内は4割弱ですよね。44%。鹿児島の荷役料がですね。こういう体系ですよ。確かにですね、雇用の一環でもあることは十分に承知しておりますけれども、住民の荷役作業に従事する方は恩恵は確かにあります。

ところが、荷役作業に従事しない他の皆さん方はどうなんですか。恩恵は一銭も無いんですよ。私の考えは、鹿児島荷役料の8割で十分だと思っております。荷役料は10対8でいいんじゃないですか。少しでも運賃の軽減が図られるんじゃないかと思っております。

それとですね。1トンあたりの運賃ですね。トン袋、畜産の農家の皆さんがですね、のこくずを取りますと、1トン当たり8千円ほど運賃が上がるそうです。中身は300キロ。これの算定も的確におこなってください。

それと、運賃の高い現象が、物価の比較を請求をしましたが、これはどのような物価の調査を行ったのか、要求をしましてから慌てて作ったような感じですね。数字もおかしいですよ。これ。なってません。だから、年に一度ぐらいは鹿児島市と物価がどの程度高いのか調査するのも大事なことなんですよ。

発泡酒、いくらですか。225円から8円、合ってますか。合っていないでしょ。鹿児島市で。

だから、もう少し自分一人も忙しいと思えますけれども、住民の皆さん方の生活の状況も把握して統計を取るのも大事な事と思っております。

次に、中川運輸との契約ですね。

確かに民間委託で十分にコストが下がっておりますよというのは分かります。わかるんですが、中川運輸さんに丸投げで、全部じゃないですけども、余りにもおんぶに抱っここの傾向があるんじゃないですか。

ここに契約の内容もありますが、1枚しかありませんよね。中川さんの勤務時間もありませんが、昼休みは複数人に対応をするわけですから、私は絶対受付を行ってほしい。住民の、利用者の利便性も図ってもらいたい。勤務時間がずれるからとか、そういうのはだめですよ。やっぱり、お客さんが大事なんですから。お役所仕事じゃないんですから。やっぱりそういうことも小さなサービスを行ってもらいたい。

中川運輸さんの一航海あたりの年間の収入ですね。を出してください。あとで宜しいですから。一航海あたりの年間の平均ですね。収入金額を出してください。要求しておきます。

あとはですね。勤務時間も遅くまで行っておりますけれども、できればお昼時間の対応もサービスの一貫としまして行ってほしいと思っております。

それから業務のモニタリングですね。これは私は大事な事だと思っておりますよ。民間に委託する以上は、どういう体制であれ、モニタリングするのは、私は常識だと思っております。民間と契約を行っているんですから。貨物の図り方があっているか、勤務態度はどうかとか、そういうのがやっぱり監督の責任ですよ。それについても随時行ってほしい。

もう一点、今後の定期船の建造は、7~8年後ということでありまして、耐用年数が15年をきりますけれども、それに伴いまして、修理の使用等も増えるかと思っております。ですから、そのへんの建造時期をしっかりと見据えてですね、行うべきだと思っております。

それから、民間委託は事務部分だということでありましたが、これも制度がありますので、これは慎重に行ってもらいたいと思っております。

航路対策委員会の件につきましては、かなり外部の意見も大事でしょうが、住民を入れたこういう委員会も大事な事と思っておりますのでお答えください。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

先程申し上げましたように、この運賃体系の関係につきましては、私は指定はしていません。後で協

議をしたいということを申し上げておまして、ここで一概にどうだこうだと、事務的なことは申し上げられませんが、とにかく昔は運賃設定は国の方針で認可といいますか、距離にいくらというような算定でやっておりましたけれども、現在は届けなさいということですから、協議の場を設ければ、なんとかうまく出来るものもあるのかなと思っておりますけれども、それが思ったような効果が得られるのかどうかはちょっとここでは申し上げられません。

それから、我々が基準、基準と言っていることが、それだけでは済まされないということでございますけれども、一定の基準が無ければどうにもならないことで、これについても、先程申し上げておりますように、話し合えばわかることだと思っております。

それから、この物価についての状況の把握ということでございますけど、これについても事務的な仕事でありまして、そういう目立つものがあるのかどうなのか。本土と比較すれば確かに船運賃の方は物価は高くなることははっきりわかっていることでありますが、その国や県に対しての訴えを起こせということですけど、これはいつも言っていることでありまして、特に貨物だけのことでなくて、最近燃料の高騰、こういうようなことから、国会の中でも議論をされてきておりますけれども、なかなかこれが離島の全体的な見直しということはなかなか進んでいないという現状にあります。

それから、民主党に変わって、選挙のときに船運賃、これは基礎の運賃ですけど、これを議員になったら安くするとか言われた。これについても私は、今の高速道路の無料化の関係と、こういうことがあって、直接本人と談判をした経緯があります。こういうことになってくると、「おのずから言ったことは守ってもらわないと困りますよ」と言ったら、「自分は100%とは言わない。半額の助成をする」と。こういうことは自分でも認めていましたが、それで結構だと。だから早く、そういうものも実行に移してほしいということで、そういうような話し合い等の中で、こうした物価の離島の住民に対する弊害というものについての話し合いもきちんとしているつもりでありますけれども、なかなかこれは一人対一人では大変難しい。ですから、全国離島振興協議会あたりでもこうしたことでまず、ガソリンだけでもなんとか値引きをするような状態に持っていけないのかということで、今一生懸命取り組んでおりますけれども、なかなか難しい一面があります。

国や県に訴えることで、村長が一人で、しかも十島村だけでやったのでは全く意味がありません。通用しませんので、全国的にこれをもっていく必要があると思っております。

従って、運賃のこうした料金については、これからも政府に訴える必要があろうかと。

特に高速道路の無料化という問題が出てきておりますので、いいチャンスではあると、そういうふうに認識をしているところであります。

それから、荷役の関係で中川におんぶに抱っこという表現がございましたけれども、決してそういうことではないと私は思っておりますが、ちゃんとした委託契約をして、やっているわけありますから、そこの状況判断でやってもらっていると、そういうふうに思っております。

議員が言われることはおおよそ分かっております。殆んど事務的なものでありますから、これらについては担当に話して、処理を出来るのか出来ないのか、やっていく必要があろうかと思っております。

皆さんの言い分では、12時から1時は交代で出来るじゃないかということですけども、中川の会社としてのやはり労務管理等の関係もあります。一概にそういうことと言えるのかというのは、さっきも申しましたように協議をする必要があると、そういうふうに思っております。

回答になったかどうか分かりませんが、一応そういうことで、終わりたいと思います。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

運賃のこの件に関しては、やっぱり現状段階において、村で出来る範囲はやっぱり前向きに行うということで、後日協議会がまたありますので、その折にまた再度協議をしたいと思っておりますが、産業の運賃の助成の件ですね。これが4団体ですかね、助成を行っております。これも、少し見直したほうが私はいいのかなと思います。

といいますのは、要綱で1才につき100円以内とか、一体につき50円以内とかですね。こういう曖昧な表現等がありますので、こういうのも再度見直しを図りまして、明確な助成を行って下さい。

あと、トラノオとか特産品の開発に伴う原料費。原材料等。漁師の皆さんが箱を注文しますよね。これもですね、原材料なんですよ。畜産の飼料も原材料と同一なんですよ。こういうのが助成を行ったほう

がいいのかなと思っております。

私はそういうふう認識をしております。もう一度見直しをするべきであると思っております。

もう1点は、家電のリサイクル費5品目をリサイクルに皆さん入れております。

200リットルで7千円のリサイクル料。運賃がかかります。こういうのもやはり助成の対象に入れるべきだと私は思います。

離島ですから運賃が掛かるんですよ。都会でしたら自分で運ばばいいんですけど、やはり運賃が引かかってきますからですね。こういう助成も私は大事なかなと思います。

それと、先程答弁がなかったんですが、モニタリングですね。業務のモニタリングは、やはり私は行うべきであると思います。

やはり委託で業務を行っている以上は、やはり業務が適正に行われているのか、しかもその算定方法が当たり前に出てきているか、勤務体制がいいのかですね。これは絶対にやるべきだと私は思っております。

あとの昼食時間の対応なんですけど、なんで私が言ったかと言いますと、サービス業なんですよ。私の認識はサービス業なんですよ。受付業務はですね。

ですから、利用者の皆さんの利便性を図ってもらいたいというのが私の本音であります。

以上について、お答えを願います。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

この関係については、ここではよくわかりませんから、後で協議をしましょうと言っておりますので、そういうふうにご理解をしていただきたいと思います。

それから、モニタリングの関係については、第一回目の答弁で、必要があれば内部で検討をしますということをお願いしております。それ以上のことは申し上げられません。以上です。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

いろんな質問を行いましたけれども、私はなんであえて運賃の体系の質問を行うかといいますと、やはり離島で生活を営む住民が馬鹿をみないような、そういう貨物運賃にですね、なって欲しいんだということを訴えたいんですよ。

いつまでも、「しょうがない」じゃなくて、なんとかせんといかんのじゃないかなと思って私はあえて申し上げました。

ですから、村長の言うことも理解が出来るんです。後ほど、後ほどと言いますが、やっぱり自分の発言ですから、住民の気持ちを、理解をするようにですね、前向きに対応をお願いを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（日高通君）

これよりしばらく休憩いたします。

3時30分にお集まりください。

休憩

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、永田和彦君に一般質問の発言を許可します。

永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

今回一般質問を行うにあたり、まず隣県宮崎県で発生しました口蹄疫により、甚大な被害にあわれました宮崎県内の畜産農家の皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

同じ畜産に携わる一農家として、家族同然の愛情を注ぎつつ、飼養されてきた家畜を、感染または感染

疑いにより殺処分をせざるを得なかった心中を察しますとおかけする言葉も見つかりません。

今後の経営再建など前途は非常に厳しいものとは分かっておりますが、発生地域の農家の皆様が不死鳥のごとく蘇ってこられることを心よりお祈り申し上げます。

また、本県におきましても、子牛セリ市が5月、6月と延期になっており、本村の畜産農家の経営におきましても経済的負担が増加してきているのが現状です。

そうした中、十島村としても口蹄疫対策支援交付金並びに対策無利子貸付金等、これまでにない形での支援策を打ち出し実施していただいていることに心より感謝申し上げます。

今後セリ市が再開しましても、出荷調整等により出荷に遅れの生じるケースが予想されております。今後も行政側の臨機応変な支援策をさらに講じていただきますようよろしくお願いいたします。

また国に対しましても口蹄疫発生地域の農家の皆様の経営再建、あわせて本県をはじめとして周辺地域の農家経営に対する積極的な支援策を期待しております。口蹄疫に関しましては、発生地域における感染、及び擬似患畜の殺処分が終了したと聞いております。今後ワクチン接種分の家畜の早急な処分が待たれるところ です。

6月18日の最終発生確認から、本日28日で10日間新たな発生は確認されていないようです。なんとか終息に向けて好転の兆しが見えてきているところですが、完全な安全確認がされるまでは気を緩めることなく、本村においても消毒等の徹底を畜産農家はもちろん、すべての住民の皆様のご協力をいただきながら続けていきたいと思います。

一日も早い口蹄疫の終息を祈りつつ、この厳しい現状を行政、住民が一体となり乗り越えていきたいと思います。

それでは本題に移ります。

私は3月議会においても人口問題について現状認識及び、人口増加対策について質問を行いました。今回改めて定住促進対策についてということで質問を行います。

今回の議会にも定住促進対策として定住促進生活資金の交付に関する条例の改正案が提出されていますが、これ以外に今現在村として定住促進に対する具体的な対策案を持ち合わせていないのか伺います。

今年度、人材育成事業ということで様々な取り組みを始めておられるのは承知しております。

そうした事業により、新たな人材を呼び込むことに対しては積極的に打ち出していきたいと考えておりますが、受入れに対しまして、地元との連携なしにはうまくは進みません。

そうした中で、行政と住民とのより綿密な橋渡し役として、地域担当職員制度により、これまでよりも地域との連携を図ろうとしている点は評価できていると思っています。

いかに地元の住民の皆さんの生の声を行政に反映させていけるか。村長、あなたの行政手腕がこれまで以上に問われる時にきています。

そうした中で具体的な定住促進対策が示されることを期待しています。

このことに対して答弁を求めます。

2点目です。本村におきましては、これまでも定住促進としてUIターンの積極的な受け入れを進めてまいりました。しかし、そうした方々の定着率を見ますと、厳しい数字が並ぶのが現実ではないかと思っています。

なぜか。

村内島内に畜産や果樹花き栽培、水産といった一次産業、または公共事業に従事するしか現金収入の道が無いからです。

一次産業については、やはり経営主として初期投資がかなり掛かります。

そうした中でも経営主として頑張っておられる住民の皆さんの努力には脱帽する次第です。

また公共事業についても、村内ほとんどの地域で主要なインフラ整備も終了し、事業予算も年毎に減り、今後は公共事業に依存した生活については殆んど望めなくなっています。

そうした中、村として住民の皆さんの雇用の確保について具体的な対策を持っておられるのか伺います。緊急の課題ではございますが、将来的な展望も含めて、村としての方向性を聞かせていただきたい。

3点目です。定住促進対策とあわせて、各島における学校の存続も緊急の課題であることは間違いありません。

本年度山海留学生を受入れてくださっている里親さんへの村からの支援金をこれまでより引き上げ、山海留学生の親御さんの負担の軽減を図ることで、留学生の受け入れを促進するという取り組みについても

評価はします。

しかし、現実的には里親さんの掘り起こしに困窮している現況を考えると、今後の留学生制度の維持にすら不安を感じずにはられません。やはり受け入れ態勢の見直し、特に親子留学、あるいは寮制度の導入といったものも視野に入れた留学生制度の運営も考える時期に来ているのではないかと考えます。

あわせて本村の地域の特殊性も考慮した本村独自の教育カリキュラムの確立ということも考えられないのかと思っています。

素人が突発的な思い付きで言っていることですので、一朝一夕には、または本質的に難しい問題なのかもしれませんが、何らかの本村の留学生制度の目玉になるものを打ち出せないものでしょうか。この点については教育長の考えも伺いたい。

以上で、私の一回目の質問を終わります。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

2番議員の定住促進対策についての質問にお答えしたいと思います。

まず第1点の本村の人口が600人の大台を割った現状について、行政住民ともに危機感を持っているのは間違い無いが、今後の定住対策について行政として具体的な対策についてどのように考えているかということですが、まず全国的な動向といたしまして、少子高齢化あるいは過疎化は、山間部あるいは離島、さらに鹿児島県においても残念ながら加速している状況は現実でございます。

本村におきましても質問のとおり、この一年間で急激な減少が見られ、現在の人口は600人を下回った状況にあります。

これまでこの人口問題で、住民並びに議会とも打開策を協議してきましたが、なかなかその成果はあがらず、現在の状況になったところでもあります。

そこで、この人口減少問題の取り組みは行政だけの取り組みでは限界があると判断し、本年度から、地域と行政が一体となった共通認識の中で、この人口問題あるいは就労問題、地域おこしなどの諸地域課題を見出すために、各島においてそれぞれ島づくり委員会を立ち上げていただきました。

また職員もそれぞれの地域とのパイプ役として、島担当をこの4月から配置し、すでにこの事業が稼働していることはご承知のとおりでございます。

また本議会において、少子化対策を中心とした定住促進事業を拡充する条例の一部改正並びに、その予算化を提案しております。

その内容は子育て世代への経済負担の軽減を行い、島内で現に子育てをされている方々や、定住希望への経済的負担の軽減を図ること。また、出生に伴う生活資金の交付額の見直しでございます。

村で安心して子どもを生むことが出来るように、経済負担の軽減を図ることを目的とし、出生時に必要となる生活費用の一部支援を行おうとしました。

具体的には第1子出生誕生時10万円という現在の条例を30万円に。第2子誕生時20万円を40万円に。第3子誕生時30万円を50万円に。それぞれ見直しを行うものであります。また、新たに第4子以上の誕生の場合については、100万円を交付することといたしております。

また新規といたしまして、新たに村内に住所を置く中学生以下の子どもを扶養している家族に対し、生活支援金を交付する制度を創設しました。

その内容は転入予定者や既存住民の子育て経済的負担の一部軽減を図りたいとの思いから中学生、小学生、及び未就学児を対象に、2人目まで1人につき1万円、3人目以降1人につき1万円を加算するものであります。

もう1点は小学校及び中学校の入学時に、入学祝金の交付制度の創設であります。本村小中学校での在学期間を考慮し、在学1年につき1万円を交付するものであります。

今回の定住促進対策制度の拡充が、どの程度効果が発揮されるか、現時点での判断は難しいものがありますが、いずれにいたしましても、中学生以下の子どもを抱える家族を家族ぐるみで転入を促進することにより、地域の活性化はもちろんのこと、二次的効果。つまり教職員の増加も見込まれることから、このように思い切った施策を講じるところであります。

次に、2番目の村内における雇用の確立について、具体的な対策案について持ち合わせているのか、あれば具体的なことを示しなさいというような質問であります。本村に住みたいけど就労の場がない、取

入を得る手段がない、生活していくことが困難であるということから、定住希望が躊躇し、また、転入したものの数年経過後には島を出るというような状況が繰り返されてきました。

そこで、今回の補正予算にも提案しておりますとおり、新規就労者の対象に、就業者育成支援制度を創設しました。

この事業は村内で新しく就業しようとする者、後継者、新規参入者が、一定期間の農林水産業等に就労した場合、その就労実績により、奨励金を交付し、就労者の事実と定着化を支援しようとするものであります。

また、この制度のもうひとつは定住のきっかけ作りと、交流人口の促進を図ることを目的として、島暮らし体験希望者を受け入れ、その者が農林水産業等に従事した場合、その就労実績に対する支援制度も創設いたします。

また、島にUターン、Iターンしても、即本村の農林水産業等になじむものではなく、ついていけないことが実態であります。

そこで現在、村内で同産業等に従事精通しております住民を指導者として認定し、その指導者に奨励金を支給する制度も、合わせて創設しております。

さらにこの制度では、既存就業者、並びに新規就業者の技術向上支援として、地域外での研修や、先進地視察に要する経費についても奨励金の支給制度も創設をしているところであります。

なお、これらの事業を推進するにあたっては、住宅や農地の確保が前提になります。

そこで、現在利用可能な空家及び遊休農地を一定期間村で借り上げ、就労者に貸し出すことも進めようとしております。

また本年度の事業で、現在NPO法人トカラインターフェイスに委託しております、十島島興し人材育成事業で、観光分野を促進する活動として、観光地の計画、観光客案内、島の歴史や動植物の調査、イベント、サイトなどを通して、交流人口の拡大づくりによる雇用創出もすでに展開しております。

いずれにいたしましても、この人口減少問題など、過疎対策につきましては、これまでも今後においても、本村の最大の課題であることはいまでもありません。

地域と行政が一体となって取り組むことにより、更なる効果が発揮されると思っておりますので、あらゆる方策を講じながら取り組んでまいりたいと思っております。

なお、今回創設した就業者育成支援制度及び、空家及び遊休農業活用制度につきましては、その詳細を村議会開催中の協議会において、議長に協議を申し出ております。その際に詳細を説明することといたします。

第3点目の山海留学生制度につきましてですが、教育長から後ほど詳細の答弁があると思っておりますけれども、本年度予算で既にご承知のとおり、同制度の拡充として、実親並びに里親の負担軽減と親子留学促進の財源策を講じていることは、村がこの山海留学制度の必要性を十分認識していることの表れであるのご理解を頂きたいと思っております。

以上で、1回目の答弁を終わりたいと思っております。

○議長（日高通君）

教育長、齊脇司君。

○教育長（齊脇司君）

まさかこういうところで答弁をさせてもらうとは考えてもみませんでした。ありがとうございます。

孫の代まで話ができるなと嬉しく思っております。

それでは、2番議員のご質問に対して、答弁になるかどうかわかりませんが、答弁をさせていただきます。

今後の山海留学生制度についてのお尋ねでありましたけど、本村の山海留学制度は都市部の子どもたちが十島村の希望する島に転入して島の里親の家族と一緒に生活をしながら島の学校に通学をして、学習する制度でございます。

豊かな自然の中で生活することで、自然に学び、自然を体験し、都会では体験できないこと、生活を通して里親、地域住民の人情の豊かさ、温かさに接して、心のふれあいの大切さを学べること。本村にあっては学校生活の活性化、地域活性化も得られるというものでございます。

本村はご案内のとおり、この制度を平成3年度から実施しております、当初平島、諏訪之瀬島、宝島の3島で受け入れを皮切りにしていただきまして、平成22年3月まで、今年の3月までに県内で99名、

県外の児童生徒で63名、延べ162名の留学生を受入れてきたところでございます。

本年につきましても、現在17名の留学生を受入れているところでございます。

初期の目的は、交流による学校、並びに地域活性化でございましたが、本村人口の減少が進み、また地元未就学児童の減少も重なりまして、近年は学校存続のための事業としての感は否めないところでございます。ここ数年は本村の留学生は15名前後で受入れておりますけれども、本村と同様の制度を取り入れております全国の市町村にありましても、平成15年をピークに減少傾向にあるのが山村留学の制度であります。

市町村合併だとか農山村漁村等、地域の高齢化、少子化傾向によりまして、事業の継続が困難になってきているものと思われまます。

しかし、留学生確保が困難な状況にあっても本村地域にあつては学校の存続は地域コミュニティの存続でございまして、この事業に対する要望は強いものと思っております。

先程来、村長さんの方でお話がありましたが、実親や里親さんたちへの負担軽減を図るように、条例制度は今回非常に大きく受入れて下さるような具合になったことは本当にありがたく思っているところでございます。

学校の存続状況を考えてみますと、現在学校構成から今後の状況は非常に厳しいものがございまして、平成24年度以降小学校がゼロというところが2校、25年度以降1校、中学校では26年度以降1校、27年度以降2校、という具合に、まさに喫緊の課題であるという具合に考えているところでございます。

村といたしましても、基本的には里親方式を主として受け入れを今後とも推進していくわけですが、今議員がおっしゃったように、これこそ我が村の特色ある山海留学のありようだと、教育課程も考えてくれませんかということをおっしゃっていただき、まさにそのとおりだと思うんですね。

ただ、うちはロケットがあるわけじゃないんですよ。屋久島があるわけじゃないんですよ。交通のアクセスが良いというわけでもないわけです。非常に厳しい状態は、もう皆さんご案内のとおりでございます。

でも、私たちの村に来てくれる児童生徒の、うちの生徒に関するやつは、かなり厳しい本人の性格の状況だとか生い立ちというのがある、そういう子どもさんが、最近特に多いです。

具体的に言いますと、かつてうちに来る前は不登校であった子供さんたちがかなり多いわけですが、その子たちが喜々として学校に来ております。いろんな性格上の厳しい状況を抱えながら、十島に行けばどうにかかなりはしないだろうかということで、わらにもすがる思いで十島にきているわけですが、その子たちが学校に一度も小学校の4年生以来行ったことが無いという子が喜々として学校にいきよるわけです。そういうのを何かと分析するんですが、これがやはり地域住民、里親さん、学校の先生、同級生であるとか後輩の小学生の人たちが非常に親切だ、心が温かい。私は、これがうちの島の特色ある山海留学生ではないかなと。その子たちが1年後、2年後卒業して、また本土のほうに帰っていくわけですが、この子たちが不登校であった子どもたちが完璧に、例えば運動会でピストルの音が鳴るのさえも、それが怖くて学校にいけないというような子どもが、この間、中学校連合体育大会を見に行っただけですけども、ピストルの音にも堂々とスタートをきるようになってきているわけですよ。その姿を見たときに、これはやっぱりうちはこういう子どもたちを明るい太陽の下で、青い海原のところで、そういうところで暖かい人たちに囲まれて、ようやく人間らしくなっているんだなという思いをいたすときに、まさにうちはこれが特色ある山海留学生ではないかなという思いがすることでもございました。

数値的には現在山海留学生が29%を占めております。40%ぐらい、すなわち22~23人ぐらいの目標を立てるとなると、議員がおっしゃったように、今後とも必然的に地域によっては寮主体の対応がやらなきゃならないかなと予想することも考えているところであります。

なにせ、村としてもこの児童生徒への、また実親、里親さんに対する大きな支援体制が可能になっておりますので、私は希望は捨ててないつもりですね。

こういうところから、うちは盛り上げていってもらえればありがたいがなあと思うところでございます。

最後の2行はこう書いてあるんですけども、山海留学事業による定住策にもなりえるものであり、今後各地域との連携を図りながら、進めて行きたいと思っておりますのでご協力をお願いいたします。

終わります。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

村長の方から答弁いただきました、定住対策についての具体的方策の部分で、今議会に提案されております議案に絡む部分もあるんですけど、どこまでこの一般質問で取り上げていいのかということも気になるところではあるんですが、あえて触れさせていただきますと、いくつか村長のほうから説明いただきました中で、生活支援という部分をメインにうちだしておられるのかなと。子育て支援という部分で。

確かにそういった部分も本当に必要だと私も思います。そういった部分ではですね。ただ、考えたときに、今回、国において、民主党政権に変わりました、子ども手当という部分が支給されると、そういった中で、やはり世論の、世の中の声を聞いていますと、個別に支給ではなくて、例えば保育施設の拡充であったりとか、そういった形での子育て支援、そういったものを望む声があるのも事実ですね。

本村においては、現状そういった子育て支援にかかわるような施設というのは全く無いのが現状ですが、逆に私自身の、これは個人的な考え方なんですけど、個別にそういうかたちで、支援金というかたちで配るよりも、むしろ本村において、子育てを本当に村がそういう現金支給という部分とはまた別で、本当に子どもたちの安全、健全に、健康に子どもたちに育ててほしいという支援策という部分で、例えば今回資料要求をしました中に、ワクチンの関係を住民課の方をお願いして、資料要求をいたしました。その中に、昨今マスコミ等でもよく取り上げられている子宮頸がんワクチン、これについては私も何らかの形で本村においてもできないかなという部分を考えておりました。

そういった中で、本村の保健師として考える、今後もしそういう対象に、保健師として接種したほうが良いだろうと考えるワクチンが、もしあれば教えてほしいということで資料を要求したんですが、やはり子宮頸がんワクチン、それから小児性のインフルエンザヒブワクチンですね。そういったものが具体的にあがってきております。

そういった部分についての支援策というものは逆に打ち出せないのかな。公的補助をする中で、接種についてはもちろん親御さんの判断をしていただければかまわないわけですけども、本当に子どもたちに健康に健やかに育ててほしいという部分を、村としてもこういった部分でうちだしていますよと、そういったもののほうがむしろ住民の皆さんにも、現金での支援という言い方がちょっと変かもしれませんが、住民の皆さんの理解を得るといふ部分においては、そういった部分のほうがむしろ理解もしていただきやすいでしょうし、そうすることで十島村で子どもを育てて良かったなど思っていただけじゃないかと、私自身は考えたものですから、そういった点について、また今後考えられないものだろうか。村として、ぜひ逆に考えていただきたいなと。

特にこの子宮頸がんワクチンについては鹿児島県内においても、5月中か6月中に北薩の方でたしか公的補助を打ち出しての接種を行ったという自治体があったように聞いております。

そういった部分でまだ全国的にかなり公的補助の部分については少ないですが、むしろ本村において全額補助をしますよ、という形での打ち出し方をすることで、本当の子育て支援の部分でのそういった対外的な部分においても、ある種インパクトをもってアピールに繋がるんじゃないかという気がしてなりません。

それから、雇用の確保という問題。先程の村長の行政報告の中で、宝島地区におけるモデルケース、介護サービスの報告がありましたが、本村は高齢化に伴って、高齢者の方がたくさんいらっしゃる。そういった中で、地元で介護サービスがほとんど受けられない状況を、そういったものを何とかしたいという思いで今年度はじめた事業だというふうに理解をしています。

そういった中で今回取り組みという中で、鹿児島県のほうから各事業所の方からスタッフの方においでいただいて、1年間やってみるといふ部分が非常に素晴らしいことだとは思いますが、ただこれを今後、逆にそれを雇用の場に逆手に取れないのかなと。本村内においてU I ターンの方等の雇用の場に繋げていくようなかたちでもっていけないのかなと。

その点については今後一年間のモデル事業を進める中で、将来的にそういったもので繋げていただけたらと、そのように思っております。

それと、今年度導入が予定されております“急速冷凍機”ですね。そういったものについても、今現在資料要求した中では、対象になる水産物というものを、トビウオを中心にして積算していただいた資料を頂いたんですが、村内においてトビウオ以外にもまだまだそういった急速冷凍を活用しての対象になりうる農林水産物がまだまだ眠っているんじゃないのかなと。魚類はもちろんそうですけれども、島で採れる貝類についても、今現在はもう全く流通に乗っていない。乗っていないというよりも、むしろ島外の方、村外の方は全く知らないものだと思います。

そういったものをなんらかの形で売り出す方法を、そういったものを考えていただきたい。

本来住民がしなければいけない部分だというのは十分承知はしていますが、なにしろこういう特殊な状況の中で、住民自らが鹿児島本土まで出向いて、営業をかけてとなるとかなり負担。それから、負担もそうですけど、そういったノウハウも含めて持ち合わせていないのが現状です。

そういった中で行政なり、NPOなり、いろんな組織の皆さんのお力をお借りしながら、販路の創出、それに伴う新たな雇用の創出に繋がるような形の事業展開を図っていただければ。

特に村長に対してお願いしたいのは、逆に言えば、例えば宮崎県の知事であったりとか、鹿児島県の知事も先般トップセールスという形でいろんな特産品販売の場において、PR活動を行っておりますが、村長にもそういった場に積極的に出向いていただいて、本村のPR活動も含めてやっていただければなど、そのように思っております。

特にこの急速冷凍システムについてはですね、島根県海士町というところが、本村のリキッドフリーザーシステムとは別のキャスシステムというものを導入して、それを活用しての島外への水産物の販売と、そういったものを活用しての定住促進に繋がっているという実績があるようですので、そういった部分、ある種先進地になるかと思えます。そういったところの情報等を入手するなりして、今後の定住促進に向けて、雇用対策に向けて、情報収集にも努めていただきたいとそのように思います。

それと3点目の山海留学生制度についてですが、先程私も一回目の質問で寮制度という部分をふれましたが、この寮制度について考え方はいろいろあるんでしょうけれども、かつてありました鹿児島のほうにありました“としま会館”みたいなかたちでの、村が関与した形でのものとか、そういった部分にこだわらなくてもいいのかなと。逆に。そうするとかえっているようなハードルが出てくるのかなという気がします。むしろ住民の方、もしくはUIターン者の方で、そういった寮というか、下宿業務を生業とするようなかたちでの山海留学の受け入れというものに今後繋げていけないのかなと、このように思うところもあります。

また、この4月から、NPOのほうに指定管理者でお願いしております、開発センターの利用に関しましても、使用に関しましても、一部その山海留学のための寮制度の部分も視野に入れた形での活用というものを、村とNPOのほうで何か、どういったかたちで委託なり、含まれているのか分かりませんが、そういうものを一部触れられているんだというふうに情報として聞いておりますので、こちら辺もNPOともうまく連携を取りながらやっていただければなど。

それと、山海留学生制度の寮制度の、仮に一般の方が寮として、下宿業として、もし行いたいとなった場合に、例えば今既存の住宅で村内において、それに対応する住宅というのはほとんどないのが現状ではないのかなと。そういった部分におきまして、そういう下宿のための住居の改築、そういったものに対する村の補助、そういったものが今現在の制度の中で対応可能なかどうか、ちょっとわかりませんが、もし、対応が出来ないのであれば、そういったものに対応するようなものも打ち出していけないものかと思っております。

それと最後に、村独自の山海留学生制度のある種目玉という部分について、教育長のおっしゃるとおり、本当に本村の教育環境、それから地域の環境というものは子どもたちのそういう気持ちの面で、本当にのびのびと生き生きと学校生活をおくれる環境であると。そのことは間違いの無いことだし、一番誇っている部分だと私も思っております。

そういった中でそれをアピールするとともに、ちょっと夢みたいな話をあえて最後に言わせていただきたいんですが、私友人に教員がまして、先週もかなり夜遅くまで二人でいろんな話をしたんですが、そういった中で、「教員としてちょっと話を聞かせてよ」という部分で聞いたんですが、本村の場合、今の学校の設置の状況というか、そういった部分を考えてときに、おそらく小中併設校という言うかたちになるんじゃないか。要するに同じ敷地に小学校、中学校がありますよと扱くなるのかなと。で、カリキュラム的にもほとんどが、小中単独で行っているのが現状なんだろうと、そういうふうに私自身が理解しているんですが。

例えば、そういったものに対して、本村としてこれが可能なかどうかは素人の言うことですので出来るかわかりませんが、例えばそれを小中一貫の教育を打ち出すとかですね、そういったことは出来ないのかな。そういった中でカリキュラム的な部分で、例えば、修学旅行などを小中別々で行っておりますけれど、小中一貫にすることで回数を一回に減らす。その代わり時間を長く取りますよと。

それで、3月の当初予算の委員会の中でも触れましたが、そのALTの英語の授業もかねて、海外への

修学旅行ですね、そういったものの打ちだしは出来ないのかと。経費面やいろんな部分で今後考えなければならぬ部分が多いと思いますけども、本当にそういったものが目玉になりうるのではないのかなと。

実際、私も友人と話をする中で、友人に二人娘がいますが、「もしそういうのが本当に十島でやれるんだったら、間違いなく子どもを預けるから、お願いね。」と言われました。

ある種、夢物語なのかもしれませんが、そういった部分で本当に夢をみて、夢をなんとか実現に向けられたらなという思いがしてなりません。

それと資料要求の中で、あえて給食費の部分についても触れました。給食費の今の各島における給食費の徴収の実態という部分をですね。

例えば大阪府が小中学校ですかね、給食費の無料をなんとかという形で知事が打ち出しているようなふうに話を聞いておりますけれども、それだったら、そういうかたちでのごたごたしている自治体を出し抜いて、本村が「給食費無料ですよ」とか、そういった形で打ち出せないものだろうか。

先程行政報告の中で、児童生徒数、今現在59人。給食費の徴収の実態を見たとき、1人だいたい3000円から3200～3300円になるのかなと。小中見たときに。

そうしたときに月15～16万。年間にしても190万くらいですかね。そういった部分を村として給食費の無料化とか、そういった形で、本当に十島村で子どもを育ててよかった、そして、今おられる住民の皆さん、子育てをされておられる皆さんも、やっぱり十島村で生活してきて良かったなど、十島村で子育てをしてきて良かったな、そして子どもたちについても将来にわたって、本当に自分たちは十島の学校に通って、勉強して良かったなど。そして将来自分の子どもにもそういった体験をさせてあげたい、そういった気持ちを持ってもらって、UIターンに繋がるような、そういう展開をぜひ村として、村長部局、教育委員会部局それぞれにいろいろつめないといけない問題は多いかと思っておりますけども、そういったものをぜひ打ち出して定住促進、それから山海留学生制度の今後より一層の促進に向けていただければとこのように思います。

答弁が出来るのかどうなのかちょっとわかりませんが、私の提案に対して答弁がいただけるんだっただらお願いします。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

この定住促進については、いろいろ皆さんのアイデアが必要だと思っておりますが、今日はいいアイデアがずいぶん出たような気がいたします。

本来その、この定住促進あたりも以前はハード的なもので、なかなかソフト的なものができなかった、そういうことにこのもどかしさがあったわけですが、例えば過疎債等についても、今回のあれからソフトができると。

従いまして、今ご指摘にあったいろいろな項目について、私は検討の余地はあると、そういうふうに思っております。

予防接種の関係、それから山海留学の寮の関係、給食の無料化、修学旅行の外国の旅など、こういうものは、私は夢でもいいから、なんとか実現可能なものにしていくことが先決なんじゃないかと思っております。

それから、なんと言っても定住をするためには、家族が生活できることが基本になるわけですので、そこをしっかりとしないといけない。今回のこのいろんな給付制度については、そういうものをまず過去の転入して途中で出て行く、そういう繰り返しをさせてはいけません。

ですから、何年かやっぱり村が面倒をみて、そこに定着できるようなやり方をしないといけないんじゃないかと、こういうような考え方でやってきたわけですが、どうしても議員が指摘されておりますように、生産活動、まずこれを考えないといけない、私はそういうふうに思っております。そういうことをやりながら生産活動を進めていく。そうでないと、人の魅力、ひきつけるものが出てこない。そういうふうに思っておりますが、この急速冷凍の関係についても、実は今ちょうど諏訪之瀬が、トビウオの時期で、毎年トビウオはいっぱいいるんだけど金にならない。これはやっぱりいけないんじゃないか。おるものをちゃんとなんか活用できる、金になす、そういう工夫をやっぱりしないといけないんじゃないか。という言うことで、たまたま昨年、漁協の冷蔵庫が壊れたから何とかしてくれというような話があったと

いうことから、じゃあ諏訪之瀬に急速冷凍をやろうと。そして、ちゃんと保管する冷蔵庫を持てば、時期のトビウオが獲れるときに獲って、その貯蔵庫に保存する。そして漁期が終わってからでもいいじゃないの。加工はそれからでも出来る。そういうような発想でこれをやろうかということ考えて次第。

ところが、まずそこまでは行き着かなくて、マイナス30度ぐらいの冷凍庫があれば、急速冷凍庫までいらぬ。理由は何かと聞いたら、電氣量が食う。電氣量はまあ、そういうものを恐れては、活動にはならない。しかも今現在種子島にそれを送っている。種子島はそれだけの金になるから諏訪之瀬からとってやる。そこらをもっと地域住民が考えてもらわないといけぬ。そういうふうに思っております。

従って、今回の急速冷凍については、宝島がやってみようかというから、「頑張れ」と、そういうことでやっておりますが、これも一応やっぱり試験的なものになろうかと思っておりますけれども、この関係で成功すればですね、私は中之島、諏訪之瀬、もう一回生産活動のあるところにやる必要がある。そうすることによって、働き場が出てくる。その働き場があることで、人が寄り付く。そういうことをしたいといけぬと思っております。

議員が指摘された島根の海士町の急速冷凍、これも見てきましたけれども、あそこのやつはもっと金のかかる設備が。本村みたいに大量の魚は入っておりません。そういうようなことで、時期的な時だけかなと思うんですけれども、イカとかアジとか、そういうもの等をやりますけれども、あそこがそれで本当に黒字になっているのであれば、十島の急速冷凍でやれば、完全に黒字になるとそういうふう思っております。

それから、種子島が鹿児島県では一番人口が増加しつつあります。これは条件が整っております。サーフィン等が出来るということで、若者が寄りつく。それからロケットがある。そういうようなことでの住みつきが非常に大きいんだと思いますけれども、よく聞いてみると「そこには立派な人がおるんだと。やっぱり人が中に入ってきたとき、それをピンからキリまで世話をしてくれる、そういう人がいるとおのずから人は離れない。そこにやっぱり定着する。」そのあれは確かにそのとおりでありますけれども、今度の地域づくりの委員会あたりでぜひそうしたことあたりをみんなで協議して、ほんと一人でも二人でも定住が出来るような工夫をしてもらいたいなど、そういうふう思っているところです。

それから、まだこれははっきりしたものではありませんけれども、種子島の安納芋が非常にブームを呼んでいる。これをやっている人が諏訪之瀬におった西田建設の社長さんであります。このグループはまた別に、彼らの応援も受けて、中之島の高尾の芋をなんとかしようじゃないかという話が出てきております。ですからそういうものがこれから具体的にできると、生産活動がまた増えて、私は本当に今そういう先程議員が言ったように、まだ隠されたものがある。そこらをやったり掘り起こしていかないと。そういうふう思っております。これはまだはっきりしたことはありませんけれども、そういう人が出てきているということは非常に頼もしいことだなど。そんなふう思っております。

とにかく、なんかかんかやりながら、そうした生産活動をやっていく、これがこれからの大きな課題であるとそういうふう思っておりますので、どうぞひとつ皆さんもそうしたことをご指導をいただきたいと思っております。

○議長（日高通君）

教育長、齊脇司君。

○教育長（齊脇司君）

議員から3点のご質問だったと思います。

1点目の寮制度等に関わることにありましては、確かにおっしゃるとおりですね、某村にありましては、住宅資金の貸付とか、改築資金等で導入時に生業とする人たちに導入したところもあるようでございます。

また今後は児童生徒が村の活力のもとであるだけじゃなくて、存続の有無ということを考えたら、これはまた財政当局とも相談をしていかなきゃならないなど思っております。

ただ、やはりそういう寮制度等につきましては、議員からの申し出があれば地域の実用を勘案しながら進めていくというのは間違いじゃありません。

2点目、小中一貫校についてのお話でございますが、これは今進みつつ、県内各地でひとつの中学校に3つぐらいの小学校が行っていますので、それを小中一貫してやっていったら、と言うのが非常に進んでおります。

坊泊の久志のところ講師として、次は薩摩川内市の東郷あたりでも既に進められているようでありますが、うちはですね、幸い小中併設なんですね。そして議員もご案内のとおり、中之島では3年前から、

小学校まで教科担任制をしいているわけです。これはまさに県下でも最先端を行っている教育活動を行っているのではないかなと。その中之島の教育活動を見て、カリキュラムを見て、うちの七つの島はほとんど今小学校に中学校の先生方が行くとか、中学校に小学校の先生方が指導に行くとかいう体制が完璧に出来ていますので、学力が高いということは、これはもう非常に私たちの誇っているところでございます。

最後に、議員の方々は執行部をチェックし追及していくのも仕事ですが、もうひとつは夢とロマンを語るのも議員の方々だなあとと思うことだったのですが、かつてうちが昨年ALTが県の事業縮小によって三島、十島にはALTは派遣しないということが勃発したときに、どうやってネイティブイングリッシュを子どもたちに与えることができるかということを考えてときに、しょうがないから修学旅行で年間どれぐらいだったですかね、何百万ですかね、中学生を海外研修10日間を出せばそれだけでPR効果が大きいだろうという話が出てですね。しかし修学旅行を小中一緒にやってみたら面白いんじゃないですかという提案は、またこれは考えなければいけないという思いがしました。

某イングリッシュスクールの校長さんに来ていただいて、私たちに教育委員会の中でレクチャーを受けたわけですね。そう高い金でもないんですよ。一人30万で2年に一回ずつ海外に10日間ほど出せば、これは大きなメリットがあるんじゃないかなという思いがいたしますので、これも、今後ともまた考えていかなきゃいけない事業になるのかなという思いがいたします。感謝する所以でございます。以上でございます。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

ただいま答弁いただきましたことについては理解します。

それと別件ですね、定住の絡みでやはり各島における住宅対策、そういったものについて、今議会中にまた空家対策等についての協議会もという申し出がありますので、そういった中でもまた協議されるんだとは思いますが、とにかく定住対策等で、本日も口之島、中之島それぞれ希望者の方がいかれる、そういった中で、地元との住宅問題についての打ち合わせ等についても、まず住むところの部分で、いらぬトラブルにならないように、うまく地元との調整をしていただきたいなどそのように思います。

それと、この定住対策の部分で1点だけ確認をしたいのが、これだけ人口が減る中で、実際島で生活する中で、やはり地域を支えていくマンパワーの不足という部分は、どの島においてもかなり深刻になりつつあるのではないのかと。

そういった中で、UIターン者を待ち続けるというのも、待つという部分での手立てなのかも知れませんが、そういった中で、役場職員の島内での勤務、そういったものについても過去にも触れたことがあります。現時点でそこら辺について、先の決算予算委員会の中でも一部触れたような記憶があるんですが、現状での村の考え方を最後に聞かせていただきたい。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

NPOが村と連携をして、なんとかこの定住促進、これをお互いにやっていこうじゃないか、こういうような発想からいろいろ募集をしてもらっております。

今のところ、9所帯ですかね。宝島に3所帯、中之島に3所帯、それから口之島に3所帯と聞いておりますが、今夜の船で中之島に3所帯が行くことになっております。

先程種子島の話をしましたけれども、やはり職員がそれだけ熱心にならないと、ただ入って来なさいではいけない。そういうようなことから、今日は総務課の町田君がついていくということになっているようです。

従いまして、ご指摘の家の関係と、職員が行ってしっかりしたことをしていかなければいけない。そんなふうに思っておりますが、今日宝島に行ったご夫婦が、さっき議会の始まる前に私のところに来まして、「是非住みたいと、そういう決意しております」と言ってきました。そういうようなことで、この希望してきている人たちが、本当に定住してくれる、また次の策が見えてくるんじゃないかと、その期待をして、地元のほうもそうしたことでしっかり定住に根付きができるように協力して、もちろん行く人たちはそれなりに島の人たちを慕って行くと思うので、そこら辺のご指導も宜しくお願いを申し上げます。

失礼しました。ブロードバンドが出来て、職員の配置が出来るんじゃないかと、こういうご質問のよう

ですが、今我々もそこらは最初からそういうものが出来るんじゃないかという期待のもとにやってきましたので、これから、今すぐというわけにはなかなか行かないと思いますけれども、検討しながら、出来るところからでもそうしたやり方をしてみたいなど。これもやっぱり実証実験という感覚でやればよろしいかと思えます。そうしたことで、出来るような検討を進めてまいりたいと思えます。

○議長（日高通君）

これで永田和彦君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

△日程報告

○議長（日高通君）

これで本日の議事日程はすべて終了しました。

明日は午前10時にお集まりください。

△散会

○議長（日高通君）

本日はこれで散会します。

ご苦労様でした。

6月29日(火)

△開議宣告

○議長(日高通君)

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配布しました、議事日程表のとおりといたします。

△日程第1 報告第2号 平成21年度十島村介護保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求めることについての件

○議長(日高通君)

日程第1、報告第2号、平成21年度十島村介護保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

報告第2号について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、専決処分の承認を求めるところでございますが、平成21年度十島村介護保険特別会計補正予算第4号でございます。

まず、予算の総額でございますけれども、歳入歳出それぞれ42万1000円を追加いたしまして、合計が9598万6000円ということでお願いをしております。

また、介護保険事業勘定につきましては、42万1000円を追加いたしまして、総額が8827万3000円ということでお願いをしております。

まず8ページをお開きください。

今回の補正の主な内容につきましては、平成19年度にかかる国費、あるいは県費に対する償還金が主なものでございまして、まず歳入で介護給付費にかかる負担金を42万1000円を追加しております。

それから、9ページに歳出で謳っておりますように、積立金に13万5000円。それから償還金で、平成19年度等にかかる償還金として28万6000円を見込んでいるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第1、報告第2号、平成21年度十島村介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第1、報告第2号、平成21年度十島村介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについての件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

△日程第2 報告第3号 十島村税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についての件

○議長（日高通君）

日程第2、報告第3号、十島村税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についての件を議題とします。

それでは報告第3号についての報告を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

報告第3号についてご説明を申し上げます。

本案は専決処分の報告でございますが、十島村税条例の一部を改正する条例でございます。

地方税法の一部を改正する法律が、本年の3月31日に改正交付されまして、課税義務を執行する上から、同4月1日付けで専決処分により村税条例の所要を法律の施行に基づきまして改正したところでございます。

平成22年度の地方税制改正につきましては、政府税制調査会が昨年12月、平成22年度、税制改革大綱を取りまとめたところでございまして、その概要は現下の社会経済情勢等を踏まえ、個人住民税における扶養控除の見直し、それから地方のたばこ税の引き上げ、燃料課税、及び社会課税の見直し、地方税における税負担軽減措置の適用状況等の透明化を図るための措置の導入等を行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化を行うものとしたところでございます。

今回の地方税法改正に伴い、村の住民に関する主なものとしてでございますが、本文に移っていきますと、まずひとつ目で、個人住民税の扶養控除の見直しがございます。

16歳未満の扶養親族にかかる扶養控除、33万円でありましたが、これを廃止しまして、16歳以上19歳未満の特定扶養親族にかかる扶養控除の上乗せ部分、これが12万円を廃止し、扶養控除を33万円とするということにしております。

この見直しにつきましては、子ども手当及び高校無償化支援の対象年齢等が、現行の扶養控除と重なることなどから、年少者ならびに特定扶養者関係分をはずすもので、24年度以降の個人住民税から適用をするということになっております。

二つ目に、生命保険料控除の解除でありますけれども、平成24年1月1日以後に、生命保険会社等と締結した保険契約のうち、介護保障または医療保障を内容とする支払い保険料等について、2万8000円を上限として、新たに介護医療保険料控除が創設されました。

それから、三つ目にタバコ税率の見直しでございまして、国民の健康の各問題から、タバコ消費を抑制するために本年10月1日から、1本につき1円32銭の引き上げをします。

これにつきましては、国税、都道府県税とあわせれば、税金としては1本につき3円50銭の引き上げ

になる見込みであります。

それから四つ目に税負担軽減措置等の見直しであります。新築住宅等に対する固定資産税の2分の1の減額措置を2年間延長しまして、平成24年3月31日までとするということになります。

それから、五つ目に65歳未満のもの公的年金等、所得等にかかる所得割の徴収を給与所得と合算して、特別徴収することが可能となっております。

以上の項目が主なものでありまして、その他につきましては、現行の地方税法の日切れ特例法の見直しに伴い、関係条文の文書整理を行っているものであります。

それでは、まず条例の各条文の改正内容でありますけれども、第19条。あの、条文の最初ですが、19条の納期限後の納付に対する延滞金、及び第31条、均等割の税率の規定の改正につきましては、地方税法の改正に伴う条項等の整理を行ったものでございます。

それから二つ目に36条の3、この条文の上から順番にいきますので、36条の3の2につきましては、所得税法で定める源泉徴収を受けている給与所得者は、給与支払者を経由して毎年給与の支払日前日までに扶養親族等を記入した申告書の提出義務が創設をされたということになります。

それから、第2項につきましては、年の中途において異動が生じた場合は、異動が生じた日の最初の給与支払日前日までに変更申請を村長に提出するというようにしてあります。

それから、第3項につきましては、第2項の申請では給与支払者が申請書の受付を受理した日をもって、村長に提出したものとみなすものとなっております。

それから、第4項につきましては、税務署の承認を受けている給与支払者は、電磁的方法、つまり電子申請によって提出が可能ということになっております。

第5項につきましては、電子申請書記載の読み替え規定を定めたものでございます。

次に36条の3。あけて、2ページになります。

規定につきましては、公的年金受給者の扶養親族申告書の提出義務を規定するもので、同受給者は年金支払者を経由して、毎年最初の年金受給日前日までに扶養親族等を記した申請書を提出しなければならない。それから、第2項の規定では年金支払者が国税庁の承認を受けている場合、申告内容に異動がない場合は、異動がない旨の申請書にかえることができる。それから、第3項にあつては、年金受給者が年金支払者から、扶養親族申請書を受理した場合は、その申請書は村長が受理したものとみなすということになります。

第4項につきましては、税務署の承認を受けている年金支払者は申告書の提出にかえて、電磁的方法により提供することができる。

それから第5項は電子申請する際の読み替え規定を定めております。

次に第44条につきましては、給与所得にかかる個人村民税の特別徴収を規定するものでありまして、地方税法改正に伴う文言見直しでございます。

それから第4項については65歳以上の給与所得者の所得区分で、老齢年金にかかる部分の所得の他の所得把握ができる読み替え規定を設けたものでございます。

それから第45条、給与所得にかかる特別徴収義務者の指定でございますが、第48条、法人の村民税の申告納付及び第50条の法人の村民税にかかる不足税額の納付手続きの改定につきましては、地方税法の改正に伴う、条項等の整理を行ったものでございます。

それから第54条、固定資産の納税義務者を規定するものでありますが、地方税法改正に伴い団体の名称を改正するものであります。

それから、第95条につきましては、たばこ税の税率を規定するものでありまして、現行1,000本につき3,298円を4,618円に1,320円引き上げるものであります。

附則第15条で、読み替え規定として、附則第15条の2、特別土地保有税の課税特例を規制するものでありますが、地方税法改正に伴い、不要条文の削除を行うものであります。

それから、附則の第16条の2の改正につきましては、紙巻たばこにかかる税率の特例を規定しているものでありまして、その税率を1,000本につき1,564円から626円アップの2,190円とするということになります。

それから、附則第19条の3につきましては、金融所得課税の一本化の取り組みの中で、個人の株式市場への参入を促進する観点から、平成24年度から実施される上場株式等にかかる税率に非課税口座内一人一口座の少額上場株式等、年100万円上限にかかる村民税の所得計算の特例を設けたものであります。

それから附則第20条の4につきましては、条約適用利子等の村民税の課税特例であります。附則第20条の5、保険料にかかる個人村民税の課税特例を指定するものでありまして、地方税法改正に伴う文言等を改正したものであります。

施行期日につきましては、地方税法の施行に合わせて、平成22年4月1日からとなるものでありまして、また、附則において関係条文により施行期日並びに経過措置をそれぞれ規定しているものでございますので、参考としていただきたいと思います。

以上で説明をおわります。

○議長（日高通君）

報告が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

このたばこ税の本村における税収にこの値上げが加算された場合、どのくらいの税収増がみられますか。概算で伺いたい。

また説明の中で施行そのものを、24年度からというような、施行するような、実施するような説明があったんですが、24年度からの実施については、今この専決処分でなぜしなければいけないのかというのは、少し分かりませんので、その点をまず専決処分で今しないといけないのかということ伺いたい。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

1点目のほうのたばこ税の値上げになりまして、その今後の税収の見込みの関係なんですけれども、全体的にたばこ離れが国民の中でも広がってきているということを資料の中では示しております。

10月から1本あたり3円50銭の値上げ。そうしますと、20本で換算した場合に約70円の値上げがあるわけなんですけれども、ただたばこ会社のほうとしましては、先般の報道機関からの発表の中では100円から140円程度値上げをしたいという考え方になってはいますが、それはなぜかと申しますと、ひとつにはたばこ離れがあるということの中で、たばこ会社のほうも利益を得るためには、ある程度税率よりも上げた状態で、つまり倍ぐらいの価格引き上げをしたいというのがたばこ会社の本音ではないかと思っております。

本村のほうも全体的にたばこ離れ、それは年齢が、住民の年齢が高いということもあるかと思っておりますけれども、全体的にたばこの売り上げが落ち込んでいるというのが実態です。

それから2点目のほうの、この条例の中に施行期日を24年度からということで、約2年間後の施行規定を設けたものではあるわけなんですけれども、これはあくまでも先程村長のほうの説明にもありますように、国の地方税法の一部改正ということが根拠になっているということになります。国のほうも当然その税金を上げるには国民に周知期間というもの2年ないし、数年間の期間をおきたいということからしまして、早めに法律の改正、条例の改正という形のもの等にしたんじゃないかと思っております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

この36条の関係、36条の3の2の部分ですかね。3になるんですかね。給与所得者の扶養親族申告書、それから公的年金受給者の扶養親族申告書、こういったものの取り扱いについて、これは本人が直接こういった手続きをしなければいけないのかどうなのか。

実際、この条文改正案等を見てても、私自身もよく理解ができないところなんです。仮にそういった形で、対象になる方個人がされなくなった場合に、村内におられる方が個人でできるものなのか、どうなのか、その点について伺いたい。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

この36条の3の2につきましては、給与所得者ということになりますので、例えば村内の住民でみますと、学校の先生、あるいは役場の出張員の関係者というもの等があたるんじゃないかと思えます。

当然に税の申告につきましては、申告書になっておりますので、あくまでも特別徴収ということになりますので、例えば学校の先生でみますと、学校の先生方は県の教育長の方に申告義務を果たすと。そして教育長の方から私どもの財務のほうに、十島村長の方にくるということの中でそれが収入状況はどうかというのを見極めながら、村のほうで扶養控除の適用をされるかということの判断をするということになります。あくまでもこれは申告分です。

公的年金につきましては、65歳以上の公的年金につきましては、昨年の10月から特別徴収ということで、例えば社会保険庁あたりでその申告義務を受けて、それぞれの市町村のほうに通知が行くかと思えますけれども、今回の改正の中には65歳未満の、60歳から年金を受給されている方が、普通徴収で徴収されるというのがあるわけですけど、それも特別徴収は可能だと。それはあくまでも本人がその年金の支払者のほうに申請することによって、その申請の内容が十島村長あるいは自治体の市町村長に届いて税金の賦課ということも発生するということになります。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで日程第2、報告第3号、十島村税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についての件を終わります。

△日程第3 報告第4号 十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についての件

○議長（日高通君）

日程第3、報告第4号、十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についての件を議題とします。

それでは 報告第4号についての報告を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

報告第4号について説明を申し上げます、

本案は専決処分の報告であります、十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定でございます。

先程の、税の条例と同様に、地方税法等の一部を改定する法律、及び、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、平成22年4月1日に公布されたことに伴いまして、緊急に十島村国民健康保険税条例を改正する必要が生じたために、所要の改正をするものであります。

いろいろこの条文にはごたごた書いておりますけれども、本年度の賦課分より、国民健康保険税の賦課限度額を一般医療分を47万円から50万円に。それから後期高齢者支援金分、これを12万円から13万円に変更するというものでありまして、非自発的失業にかかる国民健康保険税等軽減措置の措置分を改正するというものであります。いっぱい書いておりますが、だいたい用件はそのようなことでございますので、ご理解いただきたいと思えますが、新旧対照表を添付しておりますので、参考にさせていただきたいと思えます。

簡単ですけど、説明を終わります。

○議長（日高通君）

報告が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、平泉二太君。

○4番（平泉二太君）

この税条例の改正の中で、簡単に言ったら、今まで上限が47万円あったやつが50万円にあがるという説明なんですよね。村長。

で、高齢者のこれが12万円あったやつが13万になりますよと、上限がですね。そう理解していいんですよね。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

議員のおっしゃるとおりで、理解のほうで結構だと思いますけれども、47万円だったのが50万円まで上がるということです。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで日程第3、報告第4号、十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についての件を終わります。

△日程第4 報告第5号 平成22年度十島村一般会計補正予算（第1号）の
専決処分の承認を求めることについての件

○議長（日高通君）

日程第4、報告第5号、平成22年度十島村一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

報告第5号について、ご説明を申し上げます。

本案につきましても、専決処分の承認を求めるものでございますが、平成22年度一般会計補正予算（第1号）でございます。

この専決処分につきましては、昨日の行政報告でも申し上げましたように、本年4月宮崎県で発生しました口蹄疫の関係で、5月から現在まで子牛セリがストップしております。

畜産農家の経営と生活負担が厳しい状況に陥っているという観点から、農家への支援金等の交付並びに村内への感染防止対策を緊急的に措置する必要から、専決処分をしたものでございます。

補正予算額につきましては、2ページに書いてございますように、1960万3000円を追加しまして、予算総額を26億4699万9000円ということで、定めております。

8ページですかね。の歳入から申し上げますけれども、地方交付税で345万3000円を計上してございます。5月、6月セリ中止に伴う農家支援金及び、防疫対策の財源を特別交付税で措置するものであります。

諸収入で1615万円を計上しておりますが、畜産農家へ無利子貸付けする元金を、セリ再開後に返還してもらうことから、貸付金増額を計上したものであります。

次に、9ページから10ページにかけて歳出であります。9ページは口蹄疫ウイルス感染防止対策といたしまして、消毒用のマット、それから霧吹き、消毒液、噴霧器等の機材類として93万3000円を計上してございます。

それから10ページでは、負担金、補助交付金で先程来申し上げておりますように、5、6月セリが中

止延期されてきておりますので、出場予定子牛の飼料代等を見込んだものであります。

その飼料代等の支援策として、交付金を2万円、一頭当たり2万円を支援しようと。それから、5月セリ分で40頭の2か月で160万円、6月セリ分で46頭の1か月分92万円の252万円を計上してございます。これは、支援策としての交付金でございます。

また貸付金につきましては、出場予定牛を対象に、登記牛に上限額20万円、それから無登記牛に上限額15万円を、無利子で貸付け支援するというもので、5月、6月のセリ分、登記65頭、それから無登記21頭分の上限額1615万円を計上したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、平泉二太君。

○4番（平泉二太君）

この貸付金についてですが、無登記牛が15万、登記牛が20万の貸付金ということで、資料で30何名か貸付を受けておられる方がいられるんですね。経済課長。

そういう中で、この牛が無登記牛が1頭、登録牛が1頭と、申請が35万貸付が受けられるわけですね。これが市場に出した場合、そのセリ価格がこの貸付価格より下回った場合、その貸付金の回収方法はどうか考えられているのか、説明してください。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今登記に対しては20万、無登記に対しては15万。これはあくまでも限度額でございまして、今までの過去の出荷された牛の個人ごと違いますので、それでもって割り出しております。金額そのものというのは。

今まで安い牛を出された方は、それなりに例えば15万にならない方々もいらっしゃいます。7万とか8万とかですね。

セリに出したとき、その差額が出た場合は、通常の、とにかくセリの代金から、こちらの方は、その方が実際10万だった場合、セリ価格が7万だった場合、その差額の3万は通常の請求を起こすという形です。

○議長（日高通君）

4番、平泉二太君。

○4番（平泉二太君）

この通常の請求ということは、今までの形、利子もつくということですか。やっぱり無利子で、残った分の残額だけの請求を行うということで理解してよろしいですか。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

それで結構でございます。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

只今の審議の中で言われました、セリ市で全額返済ができない金額が生じた場合、その返済期間と申しますか、償還期間はいつまでということまで限定はしていないと捉えて良いのか。3年後でも良いというふうに捉えて良いのか、その辺について伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

一応考えとしては、年度まで。来年の3月までに返してもらいたい。すぐ返してもらうのが一番ベタ一なんですけど、本年度、22年度の出納閉鎖までに納めていただければ、いや、もらうという感じです。

もし、次のセリで出された場合、その場合においても、そっちのセリのほうから順次ひいて、残りを農家さんに返すという形です。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

まあ、農家によってもそれぞれ事情が出てくるんだろうと思うんです。

今回だけこういう口締度の状況の中でセリがとまった。出来ない。その中で価格が暴落した。あとあと、その畜産の農家としては、運営をしていく中で資金不足も出たりするのではなかろうか。それを借りた分をセリの売り上げから強制的に全部引くということが、その農家の方にとって果たして妥当なのかどうか。農家は困りはしないか、ということ、そこら辺の兼ね合いというのはどのように捉えているのかなと思うんですが、すべて売り上げからすべて引くというのは、農家に収入がほとんど入らないかもしれないというような、そのへんからするとどうなのかという思いがするのですが、そのへんについて伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今、その貸付金ですね。今実施してからまだ3割程度しか利用されていません。

全員が利用されているわけではなくて、やっぱり農家さんとしても借りても、やっぱり将来どうかなということ考えていると思います。全額はまだしていませんので。

今、3割程度ですので、もし7月のセリが出来なかった場合においてもですね、6月の時点では、もちろん補正はしませんでしたけど、今回、専決でもってした金額でもって、間に合うのではないかとということで、今のところはその支援金だけ一応補正には入れてますけど、支援金対策の2万円だけですか、それは7月分だけは6月補正に入れてますけど、その貸付金に対しては今回6月補正をしていませんので、3割程度しか利用がないので、農家さんも考えていらっしゃるのではないかと考えております。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

補足しますけれども、これはあくまでもその口締度でセリが出来なかった。そういうことでの緊急支援ということなんです。

そういうことで、確かに難しい判断を強いられるかもしれませんが、ですけれども、とにかくその農家にとってはふた月も、まあおそらく7月もちょっと無理ではないかと思うんですが、そういうことになっていくとお金が入ってこないから、それだけどうしても生活が出来なくなっていっていると。

そういうことから考えればですね、そのあとの計画はやっぱり農家がそれなりのやっぱり考え方をしていたかなくてははいけないと思うわけですが、緊急的なことから言わせれば、農家がそれだけ助かるというふうに、私はそういうふうに理解するわけで、あとの措置のことは、またあとでしっかり農家が計画をして、返金をすると。そういうふうにしてもらいたいなと、そういうふうに思っておりますが。

先程も課長の方から話がありましたように、過去の実績がありますので、とにかく20万もしない牛がおったりします。そこらを、そこにも資金を借るときは、この牛は20万以上する、あるいはそれ以下、どのくらいという判断はつくんじゃないのかなと思っているわけですが、ですから、登記牛は20万円を限度と。一般牛は15万円を限度としております。その限度以下で本人がやっぱり見積もって出していた。そういうことが一番理想的なことだと思っておりますけれども。

まず、生活ができる対策をしようということですので、その辺ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

村長の答弁の意味もよく理解できます。

ただ、その価格の面においては口締度という、口締度が発生してセリが開かれない。そういう状況の中で、どの農家も、あるいは市場の関係者だって、価格の暴落するのか、普通で行くのか、価格そのものが

設定できないような状況なんですよ。

その中で、しかも今度は農家そのものが、そのセリがあって、出した中で売り上げからすべて借りた分を、例えば3割の人が貸付を受けてあってもですね、その中でプラスマイナスゼロになったら、次の生活はどうなのかなというような、そこら辺の配慮も必要。すべきことなのではないかなという思いもしたりします。

例えば、今回貸し付けたものはセリを5回開いた中で、牛が出た場合にそれから半分ずつ引きますよとか、そういうようななんか方法は取れないものかなという思いもするんですが。その点についてはいかがでしょうか。

価格設定そのものが読めない。読めないだけに、そこらへんがどう変化してくるのかなという思いがしているんですが。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

それぞれの農家の皆さんには、今回私どものほうで5月に制定致しました貸付要綱等をお配りになっていと思うんですけど、まず貸付する際の対象牛につきましては、5月以降にセリとして出したいというものの農家様対象ということでありますので一点ですね。

それから貸付金の額につきましては、先程村長から説明の中にありましたように、登記牛が20万の上限、無登記牛で15万の上限ということの条件がつくわけなんですけれども、さらに、前年度の一年間におきまして、その農家さんが出された価格を2分の1以内で貸付をしますよということになります。

例えば、その昨年10万で登記牛を出したとなった場合には、村の貸し出すのは5万ですよという条件の中で、貸付申請を行うということになります。

それからもう一点のほうに、今議員が懸念されます、貸付を、セリが再開されて、貸付金の返済ということになるわけなんですけれども、当然にそのことは私どものほうも一応猶予期間という部分を設けて、それを一年間、この22年度の中で返していただきますということで、歳入でも増額を計上したというのがあります。

それからもう一点につきましては、あくまでも農家の方の意思の判断だというのがひとつ。それからもうひとつ、私どものほうで、セリでお金を得るだろうという判断の中での貸付額という部分で、先程10万の価格に対しまして5万を貸し出しましょうということでは、すでに前もって、そのお金の不安も村のほうで貸し出すわけですので、生活のほうにつきましてはその中で対応できるんじゃないかという判断でこの要綱を策定したということを進めております。

○議長（日高通君）

これより休憩いたします。

細部にわたって説明をとりたいと思いますので、休憩いたします。

休憩

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第4、報告第5号、平成22年度十島村一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第4、報告第5号、平成22年度十島村一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについての件は、原案のとおり承認することに決定しました。

△日程第5 報告第6号 平成22年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第1号）の
専決処分の承認を求めることについての件

○議長（日高通君）

日程第5、報告第6号、平成22年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

報告第6号について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、専決処分の承認でございますが、平成21年度十島村船舶交通特別会計の欠損額を平成22年度船舶交通特別会計予算より繰上充用をするというものでございます。

議会を招集する時間的余裕がなかったこと等から、地方自治法第179条第1項の規定によって、専決処分により繰上充用をしましたので、同法第179条第3項の規定により、ご報告し、承認を頂きたいということでございます。

まず予算の総額ですけれども、2ページに示されておりますように、歳入歳出それぞれ、2630万円を追加いたしまして、予算の総額がそれぞれ8億1662万2000円としております。

次に歳入であります。8ページに記載してございますように、県支出金で2630万円を計上しております。

これにつきましては、平成21年度の十島村船舶交通特別会計の決算見込みが2630万31円の欠損となりまして、平成22年度離島航路補助金、これは県分ですけれども、として一応交付される見込みであります。

それから、歳出につきましては、営業費用の店費で2630万円を計上してございます。

歳入で説明しておりますように、21年度の欠損見込み額2630万31円となっておりますので、22年度予算から繰上充用をしようとするものでございます。

簡単ですけれども、説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

討論なしと認めます

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第5、報告第6号、平成22年度十島村船舶交通特別会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

異議なしと認めます。

従って、日程第5、報告第6号、平成22年度十島村船舶交通特別会計補正予算第1号の専決処分の承認を求めることについての件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長(日高通君)

審議途中であります。これより5分間休憩いたします。

11時10分にお集まりください。

休憩 11時05分

再開 11時10分

○議長(日高通君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第6 報告第7号 平成22年度十島村簡易水道特別会計補正予算(第1号)
の専決処分の承認を求めることについての件

○議長(日高通君)

日程第6、報告第7号、平成22年度十島村簡易水道特別会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

報告第7号について、ご説明申し上げます。

本案につきましても専決処分の承認を求めることですが、平成21年度十島村簡易水道特別会計の欠損額を平成22年度十島村簡易水道特別会計予算より繰上充用する必要が生じたために、急施を要しましたので、地方自治法の規定に基づきまして、繰上専決処分をしております。

補正予算の額でございますけれども、わずかな額でありまして、2ページに示しておりますように、歳

入歳出それぞれ3万2000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額が4397万3000円となっております。

8ページのまず歳入でございますが、事業収入で840万4000円を計上しております。これにつきましては、平成21年度十島村簡易水道特別会計の事業収入見込みが3万1971円の欠損となり、平成22年度予算から3万2000円を繰上充用するというものであります。

繰上充用で、3万2000円を歳出で計上しております。これにつきましても先程申し上げておりますように、欠損見込み額が3万1971円となることから、平成22年度の予算から繰上充用するというものであります。

簡単ですけれども、報告を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

この8ページの歳入の中で、過年度分の20年度分の水道使用料5件、21年度分で18件、と書いてある中に、村長の説明ですと22年度からの繰上充用というのは、ちょっと理解が出来ない面があるんですが、その点について伺います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

今議員が言われますように、ここではただ単に明細を示したというだけであって、税からの繰上充用ということではないです。

ということで理解していただければと思います。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

4番、平泉二太君。

○4番（平泉二太君）

20年度5件、21年度18件ですか。これは、なぜそういうことが。徴収がされていないということですよ。この原因はなんですか。説明してください。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

20年度分に対しましては、やっぱり未納でありまして、この21年度分も一人の方の未納が結構、数件分ですので、一人じゃなくて。その方が他に自宅だけじゃなくて牛舎とかそういうのもございますので、結構な。一か月にすれば、今2か月ですけれども、2か月すれば一度に3件、4件そうなります。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第6、報告第7号、平成22年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第1号）の

専決処分承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

異議なしと認めます。

従って、日程第6、報告第7号、平成22年度十島村簡易水道特別会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについての件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

△日程第7 報告第8号 平成21年度十島村一般会計繰越明許費確定額調書の報告についての件

○議長(日高通君)

日程第7、報告第8号、平成21年度十島村一般会計繰越明許費確定額調書の報告についての件を議題とします。

それでは報告第8号についての報告を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

報告第8号についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成21年度、十島村一般会計繰越明許費確定額調書の報告でございます。

平成21年度一般会計予算で22年度に繰越して執行する事業が、本年の5月31日に確定をしたことから、今議会に報告するものでございます。

この繰越事業につきましては、本年3月議会の繰越明許費で説明をしておりますとおり、国の景気対策を目的とした補正予算で、交付金事業を次年度へ繰越を前提に交付されたことから、明許繰越確定額の調書で示しておりますとおり、34事業を繰越事業名、繰越額、及び財源内訳が確定したところでございます。

まず、総務費関係から申し上げますと、宝島住民センター及び悪石島コミュニティセンターの浄化槽が、槽のひび割れ等が原因で、機能不全でありますことから、浄化槽の改修を行うというものでございます。

それから開発総合センター改修事業につきましては、工期が年度を越えたことによるものでございます。

次に、パソコンの購入助成事業につきましては、予算額200万円に対しまして、161万3000円を繰越するもので、この事業において、現在11名の住民の助成をしているところであります。

十島村地域情報通信基盤整備事業につきましては、住民向けブロードバンド整備事業であります。行政報告でも申し上げましたとおり、本年11月末完成に向けて、事業進行中でございます。

それから、テレビの共同受信施設改修事業につきましては、地上デジタル放送対策として、自主共聴組合へのNHK助成金がまだ確定しないことから、本村助成金の繰越をするというものでございます。

次に民生費の関係で宝島児童公園のフェンス整備事業を年度内完工が不可能であったことから、16万9680円繰越をしたものであります。

それから、子ども手当準備事業は本年の6月から支給に向けてシステム改修が年度を越えて完了したことから、全額繰越したもので、すべてこの財源は国庫財源でございます。

次に、衛生費であります。中之島地区焼却炉の補修事業、及び悪石島地区焼却炉の補修事業につきましては、耐火煉瓦等の消化が著しく、焼却炉の機能障害が出ておりますことから、その改修が年度を越えたものであります。

次に口之島配水管の切り替え及び、小宝島淡水化施設改良事業につきましては、簡易水道会計で執行するために財源としての同会計への繰越金でございます。

次に農林水産費で、中之島コミュニティセンター内に設置されている生活改善室に備品配備するための購入費として、全額を繰り越しております。

中之島食品加工施設補助金及び、生産施設整備補助金につきましては、地元特産品加工組合及び農業生

産組合から、施設拡充事業等を行う支援措置分を繰越したものでございます。

それから、宝島集出荷施設改修事業につきましては、壁面の及びシャッター等が塩害によりまして、腐食をしております。開閉に支障をきたしていることから、改修を繰越事業として執行しようとするものであります。

それから、単独草地開発事業につきましては、4月、5月時期の雇用対策もかねて、役務費賃金を200万円繰越しております。

それから、悪石島大峰牧場雑用水100トン型タンクの設置につきましては、同牧場の水不足対策をしようとするものであります。繰越事業で執行するものであります。

それから、口之島農道改良舗装事業、及び悪石島旧林道大峰線の整備事業につきましては、農地並びに林道の機能強化を図るために、未舗装道路を舗装するものであります。

なお、悪石島の大峰線につきましては、昨年より地元自治会で施工しているところであります。

次に中之島港上架施設及び諏訪之瀬島製氷施設冷凍施設改修事業につきましては、漁船の浄化用のレールの改修、あるいは冷凍機取替えに要した事業費の一部を補助要綱に基づき支援したものでございます。

それから、平島南之浜港の浄化槽改修事業につきましては、同項に設置しておりますトイレに合併浄化槽を新設するものであります。

次に商工費であります。ななしま2の主機関換装工事の設計管理事業が年度を越えて、契約したことによるものであります。

それから、セランマ温泉の電気引き込み事業につきましては、同施設に電気を供給するための村負担分を繰越事業で措置したものでございます。

それから、次に土木費の口之島村道側溝整備、それから宝島集落道転落防止柵整備、諏訪之瀬島切石元浦線の横断暗渠設置、及び中之島村道舗装事業につきましては、それぞれの不良箇所を整備するものであります。

宝島村営住宅合併浄化槽の取換え事業につきましては、村営住宅宝島1号棟の浄化槽が機能しないことから改修をしようとするものであります。

次に消防費の関係で、中之島消防車庫設計管理業務、及び同解体工事につきましては、本年度特定離島事業で増築に消防車庫、公用車庫、及び塵芥処理車の複合車庫を整備するために本事業を繰り越して、事業をすすめようとしているものでございます。

それから、全国瞬時警報システム改修工事につきましては、消防庁の全額補助で執行するものであります。消防庁の補助が今秋、この秋を越えることから、繰越をしたものであります。

次に教育費関係で、教職員住宅環境整備事業は、各教員住宅にシャワー施設を設置、それから、学校ICT環境整備事業につきましては、各学校に電子黒板やパソコン等の情報通信基盤を整備、中之島校舎の外壁改修事業を行うもの等でございます。

以上でございますが、それぞれの事業に対する繰越予定額及び、財源内訳につきましては、右に記載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（日高通君）

報告が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

繰越明許費でありますけれども、年度を越えまして、事業を行うということでもありますけれども、すでに終わった工事等があれば説明をお願いしたいと思います。

それと、工期がずれ込んでですね、他の事業とダブついてくるというような、実態にもたびたび発生をしておりますけれども、発注時期の調整を行ってほしいと思っております。と言いますのは、ダブついてきますと、地元の雇用がですね、なくなるんですね。だから、業者さんのほうもですね、人間を外部から入れないといけないという状況がたびたび発生をしておりますので、発注の時期の調整を行ってほしい。

以前も、村長には議会の折にそういう単独の発注につきましては、地元での雇用を重点に行うという答

弁もありましたけれども、本年度は非常に多くありますので、その点の調整もお願いをしておきます。

あと、金額の小額なものにつきましては、なるべく地元でですね、工事関係が出来る範囲でできないかと思っておりますので、そこら辺の考えも伺いたいと思っております。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

この繰越事業に今年度かなり異常というほど34件の繰越事業が出ているわけなんですけれども、ひとつの要因につきましては、国のほうの景気対策、一次並びに二次の景気対策があったということ等で、本村のほうのこういうかたちのハード整備がかなり進むということで、村のほうにもありがたい交付金だったということをご理解いただきたいと思っております。

通年ですと、繰越事業につきまして、極力しないようにということ等では、職員に申し合わせをしている中で、今回そういう財源的な事情があったということで、この多くの繰越事業を発生させたということになっております。

したがって、通年ですとこの繰越事業の34件につきましては、本来ならば22年度の当初予算に計上して、執行すべきだったと言うもの等は大半ではなかったのかなというところは感じられます。

職員のほうもこの繰越事業、それから新年度予算等、重複した形で事業を執行するという部分で、かなり、役場の中が夜遅くまで事業整備の関係で残業しているというのが実態でございます。

そういう中で、私どもも今回繰越事業を現時点まで未執行の事業というものが大半この中に含まれることとなります。

総務課関係で申し上げます、この1ページの中の上から2番目、開発センターの改修事業、これはすでに終了したということになっております。

それからページを飛ばしまして、5ページですね。上から2番目。ななし島の主機関換装設計事業、これもすでに終了しています。

それから6ページのほうの、下から2番目の中之島の消防車庫の設計管理事業。それと、旧車庫の倉庫の解体作業という、この2点は終了ということで、総務課関係でもまだ他にも繰越がまだ現在手がつけられないというような状況になっております。

他の工事の内容につきましては、それぞれの主管課のほうから答えると思っておりますので、私のほうからは以上です。

○議長（日高通君）

教育総務課長、久保源一郎君。

○教育総務課長（久保源一郎君）

教育関連の3件についてお答えします。

教育委員会の関係では3件工事を繰り越しております。

そのうち、教員住宅の環境整備工事、これにつきましては、つい先だって入札を執行しまして、現在工事に入っております。

それから、学校のITCですが、これはすでに購入備品等の購入等は全て終了しまして、各島に配置を終了済みでございます。

それから中之島の校舎の外壁工事でございますが、これにつきましては、つい先だって、設計のほうで調査をしておりますので、今設計中でございます。この設計が終了後、この夏場をはさんで、外壁工事にかかるということでございます。以上です。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

経済課関係でございます。

3ページの農林水産業費の生産施設整備補助費、ロールペーラー、ラッピングマシンとかあります。これが終わっております。それから、その下の宝島集出荷施設壁面改修工事、これが終わっております。

以上でございます。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

小額の工事を地元でという質問を私はしたんですけど、単独につきましては、悪石島の工事の例を請けましてですね、地元で工事を行ったほうがコストの削減、それと地元の皆さんが内容も周知いたしておりますから、そのほうが効率的な工事出来るかと思しますので、今後ですね、そのような方向で検討をお願いしたいと思います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

この地元での工事施工につきましては、20年度の事業の後半から極力地元のほうにお金を落とそうという意味合いの中で予算措置をしております。

すでに21年度の事業の中でも自治会のほうを中心にして、やっつけている事業もあります。

ただ悪石島の旧大峰線の舗装事業につきましては、かなり技術を要するような部分もあります。これを担当課のほうと現地の自治会との話し合いの中で、たまたまそういう道路工事等に住民の方が、業者の賃取の中で動いたと、そしてその中で技術的にも可能だという判断のもとで、特異な例じゃなかったかと思えます。金額も材料費込みで約800万位の事業費がこの関係で、地元施工ということで流れております。うち、300万程度が賃金というかたちで流れておりますけれども、地元の中に技術を要する方がおれば、こういうような事例を見習いながら、今後進めていきたいと思えます。

そしてそのこと等につきましては、現在の本村の第4次の行政改革大綱にも、ある議員のほうから意見を求められて、その中に記しておりますので、今後もそのことは積極的に進めていきたいと思えます。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

それから住民課関係のほうの、進捗状況ですけれども、宝島のフェンス工事、それから子ども手当の整備、これも済んでおります。

それから焼却炉の改修については、明日完成検査を行うこととなっております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

この1ページ目のまず宝島住民センター、及び悪石島コミュニティセンターの浄化槽の改修工事。説明の中でひび割れということで、すでに改修工事をしたという部分なんですけど、そのひび割れの原因の究明及び改修工事後の、そのそういうひび割れ等の心配というか、そういう部分はどうか、ちゃんと対応がなされたのか、その点を伺います。

それから、同じく3ページですね。3ページの宝島集出荷施設の壁面改修工事。その中でシャッターの塩害による腐食という部分だったんですけど、建設後何年が経過して、そういった形での塩害による影響によって、こういう改修工事を行わなければならなかったのか、その点について伺います。

それと、6ページ。村営住宅の合併浄化槽の改修工事。説明の中では、浄化槽が機能しないからという部分での改修工事を行うということだったんですけど、今現在、村営住宅の中で、村内にあります村営住宅の中で合併浄化施設を有していない村営住宅が何棟あるのか。もしくはもう全くないのか。もしあるとすれば、その合併浄化槽への切り替え等の計画があるのか。その点について伺います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

まず1点目のほうの1ページに記載しております宝島の住民センター合併浄化槽改修並びに悪石島コミュニティセンターの浄化槽改修ということなんですけど、本村の場合は、公共施設の浄化槽を年一回業者のほうに点検をさせています。

その際に業者のほうは、県知事のほうに点検結果を報告するというようになってくるわけなんですけれども、その中で、指摘のとおり浄化槽の槽の漏れや割れがあったということで、その機能を果たしていないと。で、県知事のほうから早々にその改修を求めるという通知がきておりました。

それが先程の3ページにあります村営住宅の宝島1号棟も全く同じ状態です。

この原因につきましては、なかなか不明だと思われます。予想されていましたが業者からの話を聞く中には、その浄化槽を埋めるときに完全に地盤を確認をしていなかったんじゃないかとか、というのが一点。もうひとつは、何らかの建物の重圧等によって、その地盤が沈下したのではないかというのがひとつ。もうひとつは浄化槽そのものの老朽化ということもあげられるということを確認で聞いております。

本村の場合はそれを、浄化槽そのものを入れ替えるという方法もあるわけなんですけれども、宝島のコミュニティセンターは、すみません。宝島の村営住宅は入れ替える。あとの2箇所の宝島の住民センター並びに悪石島のコミュニティセンターにつきましては、業者のほうは一応槽を一時的に止めて、補修をしてその漏れを防ぐというのが可能ということがあった関係で、この2箇所とも工事内容を100万円程度で済むというような状況です。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

3ページの宝島の集出荷施設、施設壁面改修工事でございます。

今手元のほうに資料がございませんので、その進行年月日はちょっとわかりませんが、この施設そのものが海岸ベタにあって、潮をかぶる堤防から5～6メートルしか離れていないものですから、季節風によっては潮をかぶったりして、それでもって、さびが入って動かない状態になったと思っております。

十年以上は、たしか経っているんじゃないかと思えます。そこで今回これを改修したわけです。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

それから村営住宅の浄化槽になっていないのは何棟くらいあるかというご質問ですけれども、当初作られた関係のやつは2棟ですかね。ぐらいい残っています。

それから、村の公共施設関係では、診療所をはじめとしてまだだいぶ単独のやつが残っています。

ですからその改修については、まだ村長はじめ財政当局と協議はしておりませんので、これは今後の課題だというふうに考えます。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

この明許繰越の数の多さに、総務課長の説明でもありましたが、私もはじめてみると4億も含めて、事業の数の多さということも含めて、初めてのことなんです、国の景気対策の事情もよく理解できます。

そしてまた、過去にも何回も議論しています地域の雇用対策も含めて、事業の執行もやらなきゃいかんという、そうしてほしいというような中、これだけ明繰がある。そのまたある島によっては、ぜんぜん仕事がないというような状況がなされているのではないかと。

例えば、なぜこの明繰が、ここにこれだけの数が出てきたかと一例としては、あまりにも集中して仕事が多くて出来ないというものがそこに生まれてきたんじゃないかと、そんな思いもします。

各島からの座談会の要望等で出されています、地域の要望に対して、一番から順を追って、これが優先してほしいというような要望があるにも関わらず、そういうものには手をつけていないというような、実態も実際あります。

そういうことからして、この予算の配分の仕方、あるいは、予算の執行に、事業の執行にあたっては、そこまでよく把握しておられるのかなど。新年度の22年度の予算との兼ね合いも含めてこちら辺は配慮して事業執行が出来るようになっていくのかという思いがするんですが、その点についてはどのように考えているか、感じているか伺いたい。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

確かに議員が言われますように、優先的にはこの繰越事業をまず第一位として事業執行を行うということは本来の流れだと思います。

すでに22年度予算の中でもすでに執行したもの。少額事業についてはもう終わったもの等もあります。議員が言われるように、当然また住民の皆さんが言われますように、この繰越事業を終えてから新年度予算に取り掛かるべきじゃないかと、そういう批判は私どものほうも受けるべきだとは思っています。

ただ、その先程も説明しましたとおり、この事業の34件の中には、新年度予算に計上して予算執行すべきものというものは多々あります。

私ども新年度予算の計上につきましては、前年度、あるいはその前年度までに、過去に村政座談会で要望のあったところ等を時の財源状況をみながら予算措置をするというもので、例年その措置をしているわけなんですけど、この繰越事業と新年度予算を組む時期がたまたま一緒だったということがひとつ。

そしてその時期に国のほうの景気対策という議会の交付金を約2億の財源をもらったという部分等があった関係で、この34件という異常なものが残されているということであるわけなんですけど、職員のほうも先程説明しましたように、夜遅くまで毎晩のこと残業して、この事業執行に早急な執行に取り掛かっているということがあるわけなんですけども、そこをご理解いただきたいと思います。

ただ、いずれにしましても、この中で未執行事業が多数をしめるということについては、今後の繰越事業のありかたということは次年度以降でも検討する必要があるのではないかとすることは反省するところではあります。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

事情はよく理解いたします。ただ、本村の各島の、七つある島の景気対策も含めて、雇用対策も含めて行政側としては事業執行によって把握が出来るとしているものと言うふうに私は理解しているんですが、21年度から22年度、その前の20年度も含めてですね、そういう雇用対策も含めて、どこまで議論をして配慮して、予算執行を、あるいは予算をつけたかということに関しても、ただちょっと疑問が残るような思いがするんです。

今回の22年度の予算編成においても、勿論その地元と十分に議論がされていないで、予算措置をされ、そして執行の中でいろいろ戸惑いしている面もあるかに見えます。

そういうものが、表に出てきますと、本当に地域の雇用対策、地元住民のそういう意見そのものを議論を重ねてあがってきたものを本当に必要としているのかなというような思いもしますのでね。この予算執行に、明線の予算執行におかれましても、それからまた、22年度の予算執行におかれましても、そういう先程1番議員からも出ましたが、雇用対策も含めて、ダブってしまって地元雇用がもう間に合わないから、外からつれて来るんだというようなことがおきないように配慮して、予算執行を進めてほしいと。

また、22年度座談会等で要望、あるいは地域おこし推進委員ですか、そこから出てきた、議論されたその要望等においても慎重な思いで、そして予算計上していくというような方向へもっていただきたいと思いますというふうに思いますので、特にこの22年度の予算執行においては雇用対策も含めて配慮して、執行していただきたいと思います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

予算編成の基本方針といいますのは、当然地元のほうからの声を吸い上げて、その次年度あるいは翌々年度、当該年度の予算に反映させるということ等は、村長の主旨の中でも申し上げておりです。確かに議員が言われますように、予算要求をただ単に数字だけもってくる課も、担当もおります。中身をつめたのということでその予算査定の中で聞く中ではまだつめていないと。ただ予算をまず頭枠を決めて、それから地元と話をするんだということ等は、過去にも数例あります。

それで当初予算にも計上されている事業もあります。そういうことはいったん返したいんですけど、もし仮に予算を跳ね返したときに、次の予算要求までの間の中で、その事業がさらに遅れてしまうということ等もあります。だから一応そしたら、予算要求は受けるけども、予算を執行するときには必ず地元のほうと話を進めたいうで、予算着手執行のほうは進めろよということは指示を出しておりますけれども、もうひとつの面ではマンパワー的な不足ということ等もあって、なかなかその地元の意に合わずという形まで至っていないと思いますけど、極力私どもの、その財政を預かる者、予算をチェックする者としてしましては、あくまでも地元のほうの意見を吸い上げた形で予算要求、執行ということ等では基本的な考え方には

かわりはないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。
5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

今、同僚議員からいろいろ明線については質問があったと思いますが、5番、6番議員からも言われたとおり、22年度についてですね、十分配慮しながらやっていただきたいと思います。

その中で1点だけですね。非常にやっぱり大事なあれがあるんですが、中でもこの宝島の集出荷。シャッターだけではなくて、明細はわかりませんが、シャッターという表現だったと思いますが、窓のほとんど全部ですね。それからあと、ひと月後ぐらい、8月位ですか、台風も接近するんじゃないかと思うんですが、ちょっとした台風でもうおそらく、私も何回か手伝いに行くんですが、「これは危ないよね」と。もう穴が開いているような状況なんですよ。

そういった中でひと月間の間に、何か出来ないものかなど。どういうふうを考えているのか。このこれだけの中で早急にやらなきゃいけないという部分が多分あると思うんですが、私が知っている限りでは、宝島の集出荷がですね。おそらく台風が来れば完全に吹き飛ばされると。30メートル、40メートル近くの台風で多分やられると思うんですが、今話がありましたように、地元にも十分これに対応できるような大工さんもありますが、その辺どんなふう考えておられるのか。

いつ頃にしようかと思っているのか、ちょっと聞かせてください。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

壁面とそれから雨戸、そちらのほうも一緒に直しております。

すでもう契約をして、あともう執行というか、その業者さんも台風前にはもうさせるような契約をしてありますので。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

契約がされている、まだされていないのかと思ってそういう質問をしたんですが、さっきもあったように地元でそういう人がいるのでね、本来ならそれをやるべきだと思うんですよ。契約をしたということであれば仕方ありませんが、早急にやらないと、とにかく7月中、もしくは8月の半ばごろまでにやらないと全滅いきますよ。そういった意味で契約が進んでいるなら早くやってくれということで至急やってもらうように。

他にもこの中にも大事なことが、早急にしなければいけないことがあるんだろうと思うんですが、私の知っている範囲ではそれを優先したい。私の島ではですね、と思ったので、出来るだけ早くやらせるように要望しておきます。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

またあの、請負業者さんとも打ち合わせをしまして、台風時期までにはかかって、進行させるようなかたちにもっていきたいと思います。

○議長（日高通君）

7番、有川和則君。

○7番（有川和則君）

大峰牧場の雑用水100トンタンクの件で伺います。

この工事に関して、工事の発注はいつごろなのか。それと地元の人が要望したのはですね。現在2箇所あるんですが、夏場になってどうしても水不足になるということで要望したわけですよ。それで8月9月になってからすぐ水不足するわけですから、もう今の時期にすでに出来ておったほうが良いわけです。出来るだけその発注を早めていただきたいと思います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今これは委託で設計管理のほうの委託をして、まだ設計図面があがったばかりだと思います。それをもって工事と、工事請負というふうになります。今設計図書があがったばかりでございます。

○議長（日高通君）

7番、有川和則君。

○7番（有川和則君）

だいたい何月頃の工事発注になりますか。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

なるべく急がせるようにはします。

この、設計はもう出来あがっていますので、あと工事請負の発注だけだと思いますので、早い時期に発注したいと思っております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

4番、平泉二太君。

○4番（平泉二太君）

中之島の校舎の外壁工事なんですけど、先程、教育委員会の総務課長の説明では、夏を挟んで行うということですが、これは夏休み中には終わらせるという方向で進めてもらいたい。

○議長（日高通君）

教育総務課長、久保源一郎君。

○教育総務課長（久保源一郎君）

この発注につきましては、今設計の段階で再度設計をさせております。

今週中あたりにはなんらかの目途が出てくると思います。ただ、工期をちょっと設計があがってみないと、どのくらいの工事量になったのかですね、当初の段階での工事量から増えている可能性があります。それによって工期も延びてくるかなと思っておりますが、本体的な、いわば主的な主体的な本工事の部分を、夏休み中には終わるようにという形で、なるべく工期がせばまるかたちで執行したいと。授業に影響のないことを考えてやっていくように努めます。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで、日程第7、報告第8号、平成21年度十島村一般会計繰越明許費確定額の調書の報告の件についてを終わります。

これより昼食のために、休憩いたします。

午後は1時にお集まりください。

昼食

○議長（日高通君）

午前中に引き続き会議を開きます。

△日程第8 報告第9号 平成21年度十島村簡易水道特別会計繰越明許費確定額調書の報告についての件

○議長（日高通君）

日程第8、報告第9号、平成21年度十島村簡易水道特別会計繰越明許費確定額調書の報告についての件を議題とします。

それでは報告第9号についての報告を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

報告第9号についてご説明を申し上げます。

本案は、平成21年度十島村簡易水道特別会計繰越明許費確定額調書の報告でございます。

この案件につきましては、平成21年度、十島村簡易水道特別会計繰越明許費が確定したために、地方自治法の213条及び同法施行例の146条2項の規定によって、繰越明許計算を調整したもので、これを報告するものでございます。

裏面に確定額を添付してございますが、この明許繰越確定額を参考にさせていただきたいと思っております。

簡単ですけれども説明を終わります。

○議長（日高通君）

報告がおわりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

この明繰の中では、先程審議しましたこの中では繰出金として、衛生費の中で939万9000円。これは口之島の配水管切替と小宝島淡水化のほうで、これも明繰してますよね。939万9000円。ここでまた、100万と800万。この内訳について若干説明をして頂きたいと思っております。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

一般会計の繰越を見ていただきますとですね、今議員がいわれますように衛生費の2ページの一番下の方に記載しておりますとおり、簡易水道特会の繰出金としまして、939万9000円というものの全額を一般会計からの繰出ということになります。

交付金事業につきましては、この中に交付金事業は入っております。この簡水の特会事業の中を見てもらいますと、口之島のほうの配水管切替、それから小宝島の淡水化事業につきましては、これは交付金事業です。交付金事業につきましては、一般会計で一旦受けて、そして特別会計に繰出すというかたちのあるものですから、このようなかたちで繰越した部分になります。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

金額がですね。若干くい違っているんですけど。そこのところの説明をお願いします。

明許費で939万9000円ですよね。2件分の合計でありまして、簡水では諏訪之瀬島の人件費の18万1000円が入っております。3つを合わせてということですね。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

ちょっと私のほうの説明がまずかったと思いますが、まず一般会計で999万3000円を繰り越しておりますのは、交付金事業ということでの繰り越しという感じになります。

それで、この簡易水道会計の中の諏訪之瀬島の配水管改良工事につきまして、これはその会計の中での予算を財源をもっておりますので、一般会計からの繰越、繰出ではなかったということで理解していただきたいと思います。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

これより協議会に移ります。

しばらく休憩します。

協議会

○議長（日高通君）

それでは本会議に戻します。

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで日程第8、報告第9号、平成21年度十島村簡易水道特別会計繰越明許費確定額調書の報告についての件を終わります。

△日程報告

○議長（日高通君）

これで本日の議事日程はすべて終了しました。

明日は午前10時にお集まりください。

△散会

○議長（日高通君）

本日はこれで散会します。

ご苦労様でした。

6月30日（水）

△開議宣告

○議長（日高通君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配布しました、議事日程表のとおりといたします。

△日程第1 議案第40号 十島村議会議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件

○議長（日高通君）

日程第1、議案第40号、十島村議会議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第40号についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、十島村議会議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

今回の改正につきましては、非常勤職員である営農指導員の月額報酬と、それから行政事務指導員の職名を見直そうとするものでございます。

ご承知のとおり、本村の日勤務の営農指導員が本年の3月退職をいたしまして、過去の指導員が平成7年の5月から月勤務として、また17年の7月からは日勤務として勤務をしていただいていたわけなんですけれども、途中体調等を壊されたりした関係で、一時同職を離れることもあって、実に15年近く本村の農業振興に尽力していただいたわけでありまして、

しかし、本人の申し出等もありまして、一月丸々予定どおり勤務ができないと。従いまして、日勤務でいいんじゃないのというような相談がありまして、それで良からうということで、私どもも日勤務でお願いをしてきた経緯がございます。

そういうようなこと等から、何回も「辞めたい、辞めたい。」ということもありまして、やっと慰留を続けてもらったわけなんですけれども、その間、鹿児島県、特に振興局の関係、あるいは本庁の農業関係の課、あるいは農協連等、ここらあたりに後継者探しをしましたがけれども、なかなか専門員が見つからない。

そういうようなことで、特に私どものこの離島における勤務業務実績のある方ということでもありますけれども、人材が見つからなかったということもございます。

その理由といたしましては、他の自治体も同様に農業振興を推進する上から、県職出身者とあるいは農業技術者を積極的に雇用するというようなこと等もありまして、離島勤務への敬遠、それから給与水準というものが重なりまして、後任者の補充が出来なかったところでもあります。

そこで今回、農業指導員の安定的な確保の観点から、現在の月額報酬18万7000円を25万円に見直しをして、農業専門員の身分を確保しようとそういうことにしているわけでもあります。

次に行政事務指導員の職名の見直しでありますけれども、同職の設置要綱の職務内容からいたしまして、行政事務の一部を保管する嘱託的な意味合いが強い職種であることから、同職の名称を行政事務委託嘱託員というふうに改めたいということをお願いをしております。

参考として、一部改正条例の新旧対照表等も添付してございますので、参考にしていただきたいと思います。

簡単ですけど、説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

村長が、一昨日ですか、行政報告でもありましたように、今までいろいろね、各島々も指導員が必要だと要望して、やっとここでこういうありがたい人が加わるということで、大変感謝します。

また、前任者に対しましては、当初さまざまな果実、主にビワとかですね、つい最近ではサンセベリア、等々の流通までのつけて頂いてということで、大変ご苦労さんでしたと申し上げたいと思っております。

この報酬については、この職員の何て言うんですか、非常にケア、世話したしたものではないかというふうに理解しておりますので、特段ありませんが、先の言葉にもありました行政報告で、一か島だけですかね、まだ今回このあれになる方は一か島だけまだ行っていないということでしたが、特に今後お願いしたいことは、一年に一回でもいいし、二回でもいいんですが、要望によって若干違うんだと思うんですが、最初の口之島、中之島、諏訪之瀬島、平島ですか、その辺と宝島の時間というのが相当違うのは十分ご承知だと思います。

夏時間であれば一生懸命やっぱり6時、7時ごろまで走り回ってやってもらっておりますが、そういう中ではななしまも今後、これからこのあと何かはいるんでしょうけれども、宝島にいるということで、そういったものも利用して、宝島にもう少し時間を、滞在ができるようなですね。ぜひ考えていただいたいというふうに要望しておきます。

今、と言いますのは、サンセベリアがですね、かれこれ10年近くたつんでしょうかね、当初から言えばですね。病気がかなり広がってきているんですよ。この間も私もちょうど船で一緒でしたので、若干話をさせていただきましたが、今のところはっきりわからないということなんですね。

こういったものが今後かなりの人がやられているんですよ。ですから今年どのくらい、程度出荷が減っていくのか、最終的には9、10月ならないとわからないと思います。

そういった面も熱心な地元の相談にのって頂きたいというふうに思っておりますので、ぜひその辺考慮いただければと思います。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

農業指導員の島に滞在する時間が少ないと、特に小宝島、宝島についてはそういう状況だということで、もっと期間を少しでも長くおいてほしいということですが、これは臨機応変に考えていけばいいことだと思います。

ご本人も一生懸命はまっておりますので、その辺はまた私どものほうから、時間的に足りないときは、一航海でも残るような、やっぱりそういうことをしていただくことが本来の指導の仕方だろうと思っておりますので、そうしたことで考えてみたいと思います。

それからサンセベリア関係の病気の関係については、先生が専門なのかどうかはちょっとそこらは確認しておりませんが、そうした状況の様子を持ち帰ってきて、いろいろ研究はしていると思いますので、そのへんについてもまた私どものほうからもお願いをしていきたいと、そういうふうに思います。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

本村にとって、その営農指導員の必要性、それは過去におかれまして村長の方から話がありましたように、非常に必要だというふうには感じます。

ただ、本村が今課題としています経費節減、いろんな人件費の削減とかいう意味からしまして、この報

酬あたりを18万7000円から25万円というような、こういう形で上げるのが、根拠そのものがどうなのかなど。

前回、議会で諮りました、獣医師の報酬等につきましては、国家試験の資格があつて、そしてまた鹿児島県の実情も踏まえて、仕方がない、妥当だというような捉え方をしたわけですが、営農指導員の場合に、その人材を発掘する中で、たびたび答弁の中では、そのなかなか十島村の農業にマッチした、あるいはまた指導が出来るような人材が見つからない、そういうような話もされてきた中に、本村の農業をどのようにして行こうっていうかたちで、この営農指導員あるいは、月額報酬あたりをお決めになったのか。

過去における営農指導員の実績は、私はものすごいものがあるというふうに評価いたします。

自給自足、自家用の農業から市場へ展開して、本当にゼロじゃなくてマイナスの時点からここまで高めてきたということにおいては、非常に評価するものがありますが、今後のその本村の農業振興というものに絡めまして、この営農指導員をどのようにいかしていこうとしているのか。あるいは月額報酬に対しましても、今後のこういうものがあるからこれだけ上げているんだと。来手がないから上げているんだという意味じゃなくて、そういう目的がそこにあつて、するのであれば私は問題はないんだと思うんですが、その点について、考えがあれば伺いたい。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

報酬の問題はですね、高いのか安いのか、その評価はなかなか難しいものがありますけれども、以前は農業指導員は一定の県庁の職員を辞めた後ということで、年金受給しながら働くということで、そうした年金の制限にかからないような報酬をということで、ご本人とは約束してやってきた経緯があります。

最近になって大変そこらの関係が、非常に勤務をする中で条件として、このくらいは頂きたいと、こういう率直な話が出てきておりまして、それを拒むと来てもらえない、そういうこと等も懸念されております。

ただ、島での営農指導ですけれども、私はやっぱり、その島で皆さんが農家ということでやりながら、野菜あたりを本土から導入している。このくらい、野菜ぐらいは自分たちで作って食べるくらいの余裕を持ってもらいたいなど。そこにまた、いろんなものがまた生み出されてくるのではないかと。

そういうようなことで、今回の指導員にはそういうことも是非各島で、それをそれぞれが自分の食べる野菜ぐらいは作るというような指導をしていただきたいと。そういうことでお願いをしております。

特に、地域を廻る中で、この島はこういうものが適しているのではないのか、という判断も出来るんじゃないかと思っておりますが、前の指導員にしても、やっぱり全体を同じもの、同じ作物でやるのではなくて、やはりその島に応じたものを作っていきべきだろうと、私は常づねそういう話もしてきよったわけですけれども、水の問題とかいろんな関係がありますが、なかなか良いふうになるものと、どうしても結果が良くない、そういうもの等もありますけれども、挑戦することに私は無駄は無かろうと、そう思っております。

ですから、農家が出来ただけ挑戦を出来るような、やはり本土から買うのではなくて、自分たちの島で出来るものは自分達の島で作って食べると、そういうような行い方。そのようなことをすることによって、営農の価値があると、そういうふうに考えております。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

月額報酬の関係、この現行の中で18万7000円と言いますのは、いずれ本村の非常勤職員につきましては、6月あるいは12月に、謝金という形で、職員の期末手当相当の額を出していたという経緯があります。

そのときに、この営農指導員はたまたま月勤務ではなくて、日勤務ということがあった関係で、そのときに見直しをしなかったというのがひとつです。

そのときにその相当の額をもらっている方等は、期末手当相当まで年報酬での保障をしようと言うことで、月勤務をされる非常勤職員につきましては、25万に引き上げるという経緯がありました。

従いまして、今現在月勤務をしていただいております代替の看護師、それからこの4月から日勤務になったわけなんですけれども、以前この3月まで月勤務で勤務しておりました栄養指導員、それと今は不在

ですけれども、畜産指導員という方々につきましては25万を支給するというような考え方の中から、25万円ということにあわせるという経緯があります。

それから、もうひとつ、この今回も探すにあたりまして、十島村の日額報酬はどうか、月額報酬はどうかということ、関係先からの問い合わせがありました。実は今、月額の場合は18万7000円ですよということに対しては、「なかなかそれでは来ないだろうな」と言うのがまず第一声できました。

で、日額の場合でこの6月の1日からお願いをしているわけなんですけれども、その条件の中になかなか農業の技術者というものはなかなか見つかりづらいと。おまけに離島を抱える十島村ということになれば、ある程度の報酬を考えないと、安定的に確保されるというのは厳しいんじゃないかというような意見等もあった関係で、先程も申しますように、月額勤務をされている方と同額の25万円に合わせたというような経緯でございます。以上です。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

流れからして、そうせざるを得なかったというふうに理解はするんですが、過去におきましても、水産指導員、本村の基幹産業として、水産振興、それから農村振興、観光振興というような捉え方をする中で、水産振興の指導員、水産の指導員も置くべきではないかという話をした経緯がありまして、村の方向性としましても、指導員を置いていただいた経緯があります。

その中で本村の実態をよく理解をされてないっていうのを申し上げれば良いのかわかりませんが、そのような流れからして、なかなかその水産振興そのものが浮上しないというような現状がありました。

その中で、かたや営農指導員を採用する際におかれましても、前任者みたいに、ピワ、あるいはサンセベリア、あるいはいろんな花卉柑橘類も含めて、指導して、いろんな地域にあった指導ができたというふうに私は理解しているんですが、今回のその営農指導員の技術、本村の農業に対してどういうふうにしていくのかという事を、事前にいろんな協議もしているはずだと思うんですが、その点について、流れ的に村長が言う、その自分の家で消費をする野菜を鹿児島から買っていると、その自家菜園をもっとすべきではないかという方向性なのか、あるいはもっと農業をどういうふうに展開していくんだという話なのか。

それから、水産振興については指導員等をどのように考えているか、その点について伺いたい。

それと流れ的に、月額報酬を25万円と。18万7000円から25万というふうに上げ幅がドンと上げたわけです。あるいはこの獣医師の報酬も上げました。こういう流れ的なかたちでくると、今度はこれを下げるとことは非常に難しいことなんだろうなという思いがするんですね。反面。

本村の財政状況が難しくなっていく中に、この流れ的な形で、本当に上げ幅を関係なしに、18万7000円から25万円とか、獣医師も20万前後から35万とか言うような上げ方をしているんですが、果たしてそれで大丈夫なのかなと懸念もしているんですが、その点についても伺いたいと思います。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

水産指導員の話がありましたけど、過去に何名かやっておった経緯がありますけれども、やはり企業におった人たちでは、私は我が村の水産振興の指導は出来ない。新しいものを設置する、例えば魚醬あたりをやったわけですが、そういうものについては技術的な視野を持っていると思いますけれども、他の漁業の関係では、私は今の島にいらっしゃる漁業者の皆さんのほうが上だと、そんなふうに思っております。

ですから、島の漁業を指導するような人は、漁船に乗っておって、本村の海域に来て漁業をしたような人。そういう人でないと、なかなか指導はうまくいかないのではないのかなと。気丈だけでものを言っても、実際に実践が伴わなければ、私は指導は出来ないと、そんなふうに思っております。

ですから今、島の漁業の皆さんはそれぞれ一本釣りと言うんですか、金目を釣ったり、底モノを狙ってやったりしておりますが、それなりに技術を持っていらっしゃると思いますので、やっぱり他の漁業では私はおそらく島では漁業は成り立たない。定置にしたって、その網漁業で飯を食おうとしてもとても気象海象の厳しいところでは駄目だろうと、そういうふうに思っております。島での漁業は今の漁法、これが最高なものではないのかなと、そんなふうに思っております。

何かまたあればお聞かせいただければ、そうした面での対策等については考えていかなければと、そう

思っておりますが、そうしたことで、お互いが切磋琢磨しながら、漁業の振興を図ってもらっているんだと、そういうふうに理解をしておるところです。

それから、その農業の関係ですけれども、先程来申し上げておりますように、これを今からやろうとするものを今から見つけなければいけないと思っておりますが、とにかく先程も申し上げましたように、自家用の野菜ぐらいは自分で作るということで、各島の農家の皆さん、少しの菜園でも良いでしょう。そうしたことの努力をまずすることが、先決ではないのかなと、そんなふうに思っているところであります。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

確かに今回大幅な報酬見直しということで、財政から判断するとかなり大きな負担が出るだろうというのは認識しております。ただ現実的にそのそういうような技術者を確保するには、ある程度の出費というもの等も覚悟せざるを得ないのかなということは感じました。

と申しますのは、前任の営農指導員の方は、約15年間本村に勤務していると。途中で体調も壊しながら、「辞めさせてほしい」ということを何度も村長のほうに申し出があったと。ところが本村のほうも日勤務でいいから、何とか体調に合わせて行ってほしいということを繰り返しお願いしていたわけなんですけど、結果的にこの3月に辞めて、それ以前から探しておいた者がなかなか見つからないということを考えてきたときに、そういう農業に従事する技術者というのはなかなか見つからないというのは、現実考えたときに、報酬ということでも考えざるを得ないのかということで、今回お願いするような状況です。

それから、この6月からお願いしているこの営農指導員につきましては、約40年間鹿児島県のほうで改良普及等を中心に勤務されていたということで、履歴書で確認しております。

それからその中には離島勤務ということも2回ほど、大島地区のほうでの離島勤務もあるということでの伺いしております。

また専門的には花卉を専門にされたということになっておりますので、今までの営農指導員の専門の方とは若干職種の違うと思えますけれども、また新たな農業の指導の掘り起こしを考えれば、またこういう方もおってもいいのかなということで、今回お願いをした状況です。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

この月額報酬につきましては、本村の財政状況を踏まえまして、村長はじめ三役の減額、給与の減額です。ね、また議員報酬の減額というような流れからして、私は非常に逆をしているような、逆に思いもします。ので、上げ幅にしましても、もう少し慎重にやる必要があるのかなと。

片方では減額している状況の中で、片方では大きな上げ幅をしてというのは、これからの財政状況を考えるときに、慎重にやっていく必要があるのかなというような思いがします。のでね、今後はもう少し金額を設定するときにも、どのような議論をし、その経緯をたどって、ここに辿り着いたかわかりませんが、そういうこともふまえて、設定あたりをしていただきたいというふうに思います。

それと、営農指導員イコールわが村にとっては水産指導員も必要だと、過去においてのそういう話もありましたが、本来漁協があるということで、漁協がそのような水産振興については本来はすべきことでしょう。

しかし本村の状況におかれましては、漁協そのものが皆さんご承知のとおり、赤字経営ギリギリの状況でそういう余裕すらないというような現状からしますと、村としても何らかのかたちで助言あるいは支援等もしていかなければ、このままであと10年、あと15年した時に、本村の漁業そのものがどうなっていくのかと。後継者育成も含めて。

片方では船溜まりの整備や着々と進みつつあります。でも中身がそこに伴ってこないという面も踏まえまして、その水産指導員は別としましても、何らかの形で水産振興を、助言なり指導なり、支援をしていくべきことだろうなという思いがするんです。そこら辺もふまえて、今後の水産振興につきましては、村長が話をしました、地元の人が一番知っているというんだけど、だけど浮上していないんです。停滞しているんです。そういうので、それを打開し、広く展開していくためにはどうしたら良いのかという、そういう真剣な議論も、今後漁協だけじゃなくて村全体で議論していく必要があるのかなという思いがします。ので、そういう機会も今後設けて話題に上げて議論していただきたいと思っております。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

漁業振興については、重々私も全く物事を考えていないというわけではございません。いろいろ考えてはいるんですが、本来は四方を海に囲まれている島々ですので、漁業が本当は振興しないといけないはずなんです。ところがこれはやはり施設整備の遅れ、こういうもの等があったりして、今の現状につながってきている。私はそういうふうに理解をしているわけで、特に子牛、黒毛和牛の生産が始まってからは、かえってもうそっちのほうが手っ取り早い、そういう考え方の人たちが増えてきているんじゃないのかなと、そんなふうに思っております。

漁業を見直すためには、じゃあどうすればいいのか。やはり後継者を何とか探さなければいけないことであろうと思っておりますけれども、後継者がなかなか見つからない。

先程来、私が一昨日も行政報告で申し上げましたように、新規就労の方々で漁業あたりをする人たちが増えてきてもらうとまた頼もしい話ではないかなと。そんなふうに思っておりますけれども、あちこちの漁業者の後継者の様子を見ると、なかなか難しい一面があるように思います。

今本土では、あちこちで養殖業をやっておりますが、その養殖業に携わるものでもなかなか人が後継者が定まらない、そういう状況もあるようであります。難しい問題ではありますけれども、これをそうだからといって、そのまま放置するわけにはいきませんので、一層力を入れて、漁業の振興を図る工夫をしなければいけないと、そういうふうに思っております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

今回ですね、営農指導員の配置ということでありますけれども、第一には現場第一主義ですね。現地での指導体制を図ってもらいたいと思います。

それと、営農の指導員ではありますけれども、幅広い分野。例を挙げますと、畜産の市場の飼料づくりですね。指導。それと特産品ですね。水産物もあります。そういう特産品の開発等、幅広い分野で取り組んでもらいたいと思っておりますので、その辺の体制をしっかりとさせてもらいたいと思っておりますので、そのへんを伺います。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

私が先程から申し上げておりますように、こういうものを今ご指摘のこういうものを考えてなくてやるということではございません。今からまだ日も浅うございますので、前の営農指導員みたいに熟知はしていないと思いますので、これから先はこうした特産品の開発やら、飼料作り等の指導もしてもらうということは、やぶさかではないと、そういうふうに考えております。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

村長の答弁について、追加させていただきます。

今、牧草地とかそういうのが、なかなか畑によってはだいぶ生育の悪いところがございます。早速島に行きまして、獣医師さんと牧場を見まして、そしてその土をサンプルを採取しまして、それを分析にまわしております。今回補正予算のほうで土壌改良をするためのペーハー試験機とかそういうのを一台購入する予定でございます。

畜産指導員とも、牧場ならびに、また今度は畑にしても生育の悪いところはそういう機械を使って、積極的に土壌改良を行っていく所存でございます。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。
これで質疑をおわります。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
それでは日程第1、議案第40号、十島村議会議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。
お諮りします。
本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。
従って、日程第1、議案第40号、十島村議会議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第2 議案第41号 十島村村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定についての件

○議長（日高通君）

日程第2、議案第41号、十島村村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第41号について、ご説明を申し上げます。
本案につきましては、十島村村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。
本村の村営住宅内における入居者の費用負担義務、これにつきまして、過去にやっておりました入居者の負担として、適当でない部分がありまして、それを見直して行こうと。
それから、入居者の負担軽減をもうちょっと図るべきではないのかということで、所要の改正をしようとするものであります。
まず17条の中で、壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根、これらについて入居期間に応じ負担割合を設けておりますが、基礎とか土台とか柱とかはり、こういうものは本来、入居者が負担するべきものではないのではないかというような観点から、これを除いて、壁とか屋根、床、こういうものに限定をすべきものであらうとこういうふうを考えて改正をしようとするものであります。
それから17条の2項の3号で、建築から3年未満、及び入居1年未満については、自己負担を適用しないと定めて改正をしようとしております。
別表に負担割合等、それから新旧対照表を添付してございますので、参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

村営住宅の管理の部分におきまして、村として、本村内どの島も一緒だと思うんですが、特にシロアリ等の被害等が結構見受けられると思うんですが、そういったものに対して、定期的な調査が行われているのかどうなのか。

また、そういった調査等もしくは被害等により、シロアリ駆除等の作業を行った実績があるのか、その点について伺いたい。

それとあわせて、村営住宅の今後の建設について予定があるのか。

とくに今回、今議会にも定住促進等の条例が提案されておりますように、村としても積極的に今後定住促進を図っていくとすることで、各島における住居の確保という面において、どのように考えておられるのか。

本日協議会の中で空家対策についての協議会も設定されておりますが、そういった部分等の兼ね合いも合わせて説明があれば説明を求めます。

また、過去においても、村営住宅の建設については、安価な村営住宅の建設はできないのかと度々議員のほうからも質問等があり、答弁については建設については県のほうとの特定ふるさとおこし推進事業の中でのいろんな調整の中で、なかなかそういった建設が難しいという部分は答弁としていただいておりますが、今後の住宅の確保の面においては、やはりそういったものも何らかのものを考えていかなければならいけないんじゃないかと思うんですが、その点について説明願います。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

まず第一点目のシロアリ等の駆除、あるいは調査等についてでございますけど、シロアリの調査については、まだ進めておりません。今後実態調査等進めながら、これも駆除するかどうかという部分も考えていきます。

それから2点目の今後の住宅の整備はどう考えているかということでしたけれども、先般の転入の関係ですかね。口、中、宝に転入があるということでもありますので、今のところは計画を何年後にどれだけという整備計画はもっておりませんが、そういうことをふまえながら検討を進めると。県のほうの特定離島にのせられるように検討を進めるということでございます。

低価格での住宅の整備はどうかということですが、今議員がおっしゃいましたように、やはり特定離島で造るという関係がございますので、そのへんの部材の関係等が適合しているのかどうかということとはわかりませんが、県の担当課等、住宅課ですか。わかりませんが、担当課等の協議も進めながら、それが出来るかどうかはまた検討させます。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

それともう一点なんですが、村営住宅等における、これは村営住宅、教員住宅、含まれる部分が一部あるのかなと思うんですが、入居の引継ぎの関係ですね。前住居人と新たに入居しようと思われる方との間で、例えば室内の壁、壁紙、それとかふすま、障子、そういったもの前住居者が本来、村に退去する段階で、村に返す段階で、すべて前住居人の責任において本来そういったものは原形復旧をして返すのが本来あるべき姿だと思っておりますが、一部そういった部分において、村営住宅住居人の方から自分が入った段階で、もうすでに傷みがあったのに、たまたま自分が出るときにはそれを請求された。

本来、前住居者がしておいて、それが現場でも確認をされた上で村に変換しておくべきものがそうなされなかったのに、自分が出るときにそれを求められると。そういったことがあったようなんですが、その点について、そういう、まあ退去する段階での各島における、出張員さんが立ち会って行うんでしょうけど、その辺の確認作業について、どのように指導されているのか伺います。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

入居者の退去につきましてはですね、ふすまとか、そういったものですね。それから天井や壁が汚れて

いないかどうかなど、そういうものにつきましては、過失的なものにつきましてはですね、本人さんの負担でやっていただくということになっておりまして、それは議員のご案内のとおりです。

その引継ぎにつきましては、出張員と入居者の間で引継ぎをしてもらうと。それで出張員のほうがチェックリストを持っておりますから、それでチェックをしてですね、この部分はOKだ、もちろん畳は張り替えてもらうという仕事は出てきますけれども、そういうチェックをしてやってもらうということです。

それで、本人が畳なんか張り替えができないとなれば、それだけの費用を負担していただいて、畳職人さんですかね、来てもらって、やってもらっているというのが現実です。ただ、議員がおっしゃるとおり一部できないというか、かえた部分もあります。確かにそういうところは出てきます。現実はまだ一件か二件ですかね。整備がされていないというところもあります。

従いまして私どもとしては、その前任者が引き継いで、まだ整備されていない段階で、整備されていないものについては、その人たちが出る時にはそれは請求しないようにはしておりますけれども、何かの手違いであってそういうのが出てきたというのも考えられますので、とにかく出るときは現状復旧していただくというのが原則にしております。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

退去の際のいろんな経費面の部分で一点確認しようと思います。

本村の村営住宅等に入居する際の、いわゆる敷金、そういったものについては、どのような取り扱いをなされているのか、そこまでお伺いします。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

敷金につきましては、たしか2か月ではなかったかと。家賃の2か月分を徴収しているんじゃないかというふうに思います。

ですから、それで相殺ですね、している部分もあつたりはしております。

○議長（日高通君）

只今、永田和彦君の本件に関する質疑はすでに3回になりましたが、会議規則第55条の但書の規定によって、特に発言を許可します。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

今2か月分の敷金という部分で、それぞれ住宅によって家賃設定が違うので、一概には言えないと思うんですが、一番安い家賃の設定をされている部分ではおそらく6000円程度だったと思うんですが、そうなった場合に敷金として1万2000円ということ。

一般的に考えた場合に、果たしてその1万2000円という部分で、そういう現状復帰にあたる場合に、費用面で本当に足りるのかなど。そういった部分で考えた場合に、やはり一部負担にはなりますけれども、やはり敷金の部分について見直す必要もあるのではないかと思いますので、またその点についても今後検討していただきたいと思います。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

先程私、敷金は2か月と申しましたが、3か月でございます。訂正させていただきます。

確かにそれだけでは不足するのが出てきます。今までも出てきました。

それについては、追加ですね。やっていただくということになっておりますので、あくまでも基本的には原状回復で出て行ってもらうというのを基本にしております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

改正ということで、ここで確認したいんですが、給水と排水、電気設備等は、これは修繕はその中に該

当しているんだろうと思うんですけどね。その前の分については一応、壁、基礎、土台、柱ですか、をはずして、壁、床、屋根、というふうにやっているんだと思うんですけど、その後はずっとつながっていくと思いますが、給水施設それから排水施設、電気設備。これはどこを想定してこれが入っているのかを説明願います。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

この給水関係はですね、メーターがありますよね。水道のメーターから先が自己負担になるわけですけども、そういう関係で、水が漏れたとかそういうところは自分でやっていただきたい。それは、もう各家庭でも自分たちでやっていただいているわけですから、そこは自己負担していただきます。

それからトイレのつまりとかですね、そういう関係は。それから電気につきましても、そのやはり、個人でやっている。個人の世帯の場合、個人でやっていただいているわけですから、それらについても電気の中身が壊れたということになれば、本人さんたちが負担していただくということだというふうに考えております。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

これは一般の不動産の関係課は特に今までも問題ないんでしょうけど、貸しているわけですからね。特別な何ですか。苦情というんですか。そういったのはなかったんだろうと思いますが、特別問題はないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

私どもはこの条例を作るにあたりましては、公営住宅法ですかね。の規定に基づき、準用をして作っております。公営住宅の木造住宅あたり等の規定を準用して、この条例を設定しておりますので、特段問題ないんじゃないかというふうに考えておりますし、鹿児島市のほうにも照会をしているところです。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

本村にとっては、定住促進も人口対策も含めて、定住促進を進めていくということでは、この村営住宅は非常に重要な財産でもあり、また厳しい財政の中でもなんらかの対策を図って増築していくという方向でなければいけないだろうなというふうに、もちろん民家の活用もそうですが、そういうことも合わせてしていくべきだろうなというような思いがいたします。

この修繕費等に限って言いますと、今住民課長は公営住宅方に照らし合わせて云々というような話をしましたが、屋根の修繕、あるいは壁の修繕にしましてもですね、故意的に壊すということであれば、それは住民の、住んでいる人の責任になるんでしょうけど、屋根の修理、自然的に何も住んでいる本人が害を加えていないのに壊れた。その場合に、それでもその居住者が処置を追わなきゃいかんのか、また本村の場合には、台風の常襲地帯でもあり、台風が直撃した場合には保険で対応もできるかもしれません。その保険に入っているのかどうか。

台風が来たにしても、その居住人が住居者がこの2分の1の負担をせざるを得ないのか。

また住宅の建っている立地条件もあります。風の当たらないところに建っている住宅。あるいは風のあるところに建っている住宅。そういう状況の違いの中で、一概に2分の1負担とかこういうものは果たしてどうなのかなど。

あるいは定住促進を進めていく中で村の負担が大きいと。もちろん村営住宅が老朽化していけば、その分だけ修繕費がかさむということは分かります。

だからといって、屋根も、あるいは壁も云々というのは、私はどうなのかという思いがするんですが、だから公営住宅の条例なのか規則なのか知りませんが、私は民間のその借りたにしても、鹿児島市営住宅に住んでいた経緯がありますけど、そんな話は聞いたことがないという思いがするんですが、そこら辺は間違いがない見解なのかどうかね。その点について伺いたい。

それから、その給水にしても排水施設にしましても、老朽化に基づいて、よって故障が生じた、それは当然貸している側が本来みるべきことじゃないのかという思いもするんですが、十島村だけの考え方でこれを進めて良いものか。一般常識からみて、これはおかしいんじゃないかという私はそういう思いもするんですが、過去においてもこれを制定するときに議論した経緯があるんです。私はおかしいということですね。そこら辺がひとつ。

それから、その転出するときに、退去するときの事例で過去にも申し上げましたが、その本人がいないのに、荷物も置きっぱなし。事後処理が出来ていない。それが、何か月どころじゃなくて、何年もかかった状態で放置された状態。家賃はそこで滞納。そして、保障人へ振れば良いということであれば、これは行政側の怠慢じゃないのかと、逆に私はそういう思いがするんです。

それを、どこですか、十島村の中で3か島くらいそういう事例があつて、法的な整備と申しますか、情報の整備もどういう風にして整備していけば良いのか、そういう議論もされているのかどうかなど。

このままで何年も放置されて住宅が足りない。足りない状況なのに、出て行った住宅はそのまま放置されて、入りたい人がおっても入れないというような状況。片方では修繕費がかさむから、屋根も半額は負担してもらいますよと。どう逆立ちしてもなんかおかしいと、ガッテンいかないんですよ。

その点について、皆さんの見解を聞きたい。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

この17条のこの規定につきましては、入居者の負担義務ということで、この村営住宅が出来たのは平成2年から村営住宅が稼動しているわけなんですけれども、当時は住民の瑕疵部分というのみで費用負担は求めておいた経緯がありました。

ところが、何年頃でしょうかね。7～8年位前だと、ちょっと記憶がはっきりしないんですけど、議会のほうからですね。入居者の管理体制そのものが自分の財産じゃないということで、例えば、その台風時も開け広げているような状況にあると。

それから普段の管理の中でもほとんど荒らし放題にしているということがあつたというので、そこは入居者の負担義務というのを求めるべきじゃないかというのが議会から話があつたのは、私の記憶にはあります。

そこで私どものほうも隣の三島村の状況はどうなのかということで調査した結果、入居者の負担ということにこういうようなここに示したような状況が並んでいるということで、参考までに三島村の参考事例を今回のこの条例に加えたということで、それを三島の場合は入居者の年限によって負担義務を求めることがあつたわけなんですけど、ただそうすると家屋の古い、あるいは新しい入居者によってもバランスが伴わないということがあつた関係で、その新旧対照表の中にも示すように、入居者の年限によって負担割合を定めたというような経緯がございます。

それで今回見直しをしようとしているのは、余りにもちょっと現行とかけ離れている面もあるのではないかと、担当課のほうで再度見直しをして今回の一部分を入居者の負担からははずすというような経緯でございます。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

それから、台風等の自然災害におきましては、一応保険が適用されますので、それは全額負担していただくということにはしておりません。4分の1を負担していただいて、その半分ですか、それをこの第7条のほうの別表ですか、これを適用して、やらせていただくということですので、前は、経費の半分、半分の半分ですかね、それを負担していただいたわけなんですけど、それでは余りにも負担が大きいということで、例えば総務課長が申し上げました、経過年数の係数表というのがありますので、それに基づいて処理をしたい。だから、半分よりは少しまた安くなるかと、そんな状況です。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

その空き住宅で、今もなお荷物を置いたまましている。これにつきましては、私も再三担当には言っ

おりますけれども、相手がですね、破産宣告をやっておりまして、それに弁護士がついておってですね、なかなかその先が進まずに、その処理が出来ない。

で、私たちも弁護士を立てて、いろいろやってしているわけですが、なおかつそれをうまくいかない。

今年の何月でしたかね、本人との契約を結んで、「即荷物を出しなさい」という契約もしてやったんですが、子どもたちが行って片づけをしますと言っていったものが、中途半端で帰ってきたりして、ですから私は強制的にゴミで出しなさいと言っております。

まだその結論が出ておりませんが、近日中にそれは片付けたい、そういうふうに思っております。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

あの議員がおっしゃいましたように、先ほどの本人はいないのに荷物があるというのは確かにあります。

私どものほうとしてもそれを手をこまねいているわけじゃなくて、再三にわたって、それを撤去してくれとお願いをしております。それが出来ないのであればすぐ保証人に請求すると。そういうことはしておりません。

それからさっき村長が申しあげました破産の関係につきましては、7月20日までですかね。に、異議申し立て期間とかありますので、本村としては村長名で先般裁判所のほうに、この件については村としては不満だと意義申したてをしているところです。

結果についてはわかりませんが、裁判所からはそういうことでまた結果がくるのではないかと思います。

それから村長が言われましたとおり、残っている荷物については、村で撤去をして、その費用については本人さんに負担をするというようなことで事業を進めておりますけれども、それも裁判所の判断がどうなるかということです。以上です。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

私が申し上げているのは、家に住まなくなってから、家賃が滞納してから何年経っているんですかということなんです。

その破産宣告がここ最近の話なんですよね。長いことして、長年のつもりがそういうことなんです。だからそういう動きが始まっている。

例えば3か島に同じような、似たような件がありましてね。破産宣告までいなくても、3か島の中で村営住宅を借りた中で本人がいなくて、ところが荷物も動かさない。そのような状況の中で、契約の時点でね。契約を交わすときに、ちゃんとしたものが出来ないのかどうかというのがひとつあります。出て2年もそのまま放置されても、それは村のほうとしても地域としても困りますよ。

だから、そこら辺をどうにかしていかないとというのがひとつ。

今の破産宣告というのはここ最近のことですから、それ以前に放置しておいたというのが、私は行政の怠慢じゃないのかと。そこまで来るまでね。

約2年、そこそこの期間がそこに経っていますからね。

だから、そういう意味においては問題がそこにあるのかなと。その問題が何なのかと。どうすれば解決できるのかと。滞納があった場合に、何か月間の滞納によって、出て行けとかどうか分かりませんが、その方法を何か月か滞納をしたら保証人にもきちんと連絡を取って、その時点で負担が大きくなる前に未然に防ぐ方法、そういう方法はとることが出来ないのかどうか。その点も含めてしていけば、物事はもっと早めに解決していくんじゃないかと思うんですが、その点についても、すぐ議論して見直しを図るべきじゃないのかという思いがします。

それと、この修繕の方にまた返りますが、その私の地域の村営住宅におきましては、住居者が出た後、去年ですか、皆既日食の中で、中央署から来たおまわりさんたちがそこに泊まるんだというような流れの中でも、ドアが壊れた状態で、そのまま放置している。

そしてまた、新しい転入者が入った時点で、ドアが壊れた状態で鍵もかからない状況。そこら辺の事後処理と言うんですかね。そこら辺もスムーズにいかない。だれがそれを弁償するべきなのか、あるいは

は、なんですか。ここの内地の地域と違って、その塩害そのものもひどいんですね。ですから、通常で、鹿児島では取り替える必要はないんだけど、十島村の地域だと塩害でやられてしまう。その負担を住民がせざるを得ないとか、そういうような矛盾したことがありすぎて、本当に村営住宅の管理がこのままでいいのかなと、そんな思いがするんですが、この個人の負担というのは、再度三島がしていると、今総務課長の説明があったわけですが、果たしてこれが常識上これで通用するのかなど、逆に私は不安に思っております。個人の負担の屋根の修理とか、壁の修理。この中に、例えば台風の時には保険はかけてあるんですよね。保険の対象になるから、これはまた違うんだとか、そのために居住者が何割負担を、保険負担というのは家賃の中から本来であれば負担すべきだという思いもするんですが、そこら辺をもう少し私は冷静になって、一般常識から判断して、このこれを考え直す必要があるのかなと思うんですが、その点については村長、どう思いますか。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

そもそも、最初の住宅を作ったときの経緯から考えていかなければいけない、私はそう思っておりますが、最初は期限をきって、居住をさせると。こういうことだったわけですがけれども、これがうまくいかなかった。

従って、最初入ればずっと入りっぱなしと。こういうような状況等があつて、その修理をしないといけないものについては、ある程度負担をさせよう。こういうことだったんだと、そんなふうに記憶しておりますけれども。

今考えれば、突き詰めていくと、どうも矛盾したところもあるのかなと思ったりもしますが、これは最初でも決めているわけですので、見直しをするなら見直しをするということで、考えていかなければいけないだろうと。

特に、今指摘された屋根の台風等との関係。壁とか故意に壊すような箇所については、これは当然ご本人の負担になるかと思っておりますけれども、それとやはり住宅が古くなっていくと、それなりに修理する箇所は増えてくる。これは事実であろうと思うわけですが、そこらの取り方、考え方、それぞれ考え方はまた違うのかもしれないけれども、そうした検討もする必要はあるのかなと、そういうふうに考えます。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

今村長の答弁にありますように、この村営住宅がうちに管理条例としてできたのは平成2年の時期だったですね。それから長年経過するにあたりまして、補修部分がかさむという中で、補修費を過去の議会の中でも、かなりの額を投入して補修したという経緯があつたのはご承知だと思いますけれども、その中におそらく議員の皆様方の住民の方から村営住宅の入居者の入居体制があまりにもずさんじゃないかというような、そういうような声が上がってきている。そして、入居者の方の負担というものを求めるべきじゃないのかというのが発端だったんですね。

この条例を再度全面的に見直したのが、平成18年か17年頃じゃなかったかと思えます。

その時点で入居者に今度その入居者の負担も出ますよと。それは屋根もあり、あるいは壁もありますよと。その中で不都合部分があれば、村のほうで全面的に補修しましょうと言うことで、確か17年か18年度予算で2000万近くの補修予算を導入したんじゃないかと思えます。

そのときにさらに17、8年経過する中で補修がまたかなりこの近年の中では増えてきているわけなんですけれども、問題は住民の理解が自分で住宅を構えている住民のバランスと入居されている住民とのバランスが、村が負担するという割合という中でのバランスが果たして理解が得られるのかという問題が解決すれば確かにこの条例については誰が見ても無理があるんじゃないかということは感じますけれども、そこを理解が得られれば村のほうは見直すことはやぶさかではないと思えます。

それから、台風時、あるいは火災時の場合の費用負担の関係なんですけれども、この入居の規定の中には保険で対応できる部分の残り部分を入居者のほうに別途に示す割合の負担から負担してもらいましょうというのは言っておるところです。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

その住宅の村営住宅の補修の件に関しましては、造ってから長く時間が経ってれば、当然この条例規則からいきますと、古くなればなるほど屋根も壊れてくるだろうし、壁も古くなると。

途中で古い住宅に入った人たちは、その負担をせんないかんと。余分な負担を強いられるというふうに考えてよろしいですね。新しい家に入った人は得だと。

しかも今度は台風時の補修にしましても、その土地の立地条件によって、台風がしょっちゅう風が当たるところに村営住宅があって、そこに住んだ人は毎年、いわばその保険で適用したにしても、そこに個人負担がそこにうまれてくると。それがひとつ。

それから家賃の設定にしても、地域へ定住してから10年以上とかいうことによって、高い家賃を設定して、取っていますね。同じ村営住宅の中でね。

一人は8000円、一人は2万4000円とか。言わば3万近くなって住んでいる人もいるわけです。その流れの中で今度は要するに、長いこと住んでいるから、家賃は高く取りながら、また今度は修繕費をまた取ろうというのは、果たして、適合性と申しますか、それは矛盾はしているんじゃないかなと私はそういうような思いがするんですがね。家賃の額の設置にしましてもですね。

ということは、当初の目的は、要するに村長が話をしましたように、住宅をうまく具合に回転させるんだと。いつまでもそこに住んでもらっちゃ困ると。あとは自立して、ここを明け渡して、次の定住者に提供したいんだという意味からの、いろんな改正をやってきたわけですが、今のところはもうなんか機能はしないで、負担だけ嵩んでいるような状況になっているんじゃないかな。

ですから、その家賃の設定も含めて、私は今後ちゃんとした見直しをしていかなければ、その地域によってはかなり平等に欠けるところが出てくると。さっきも言ったように、台風がしょっちゅう負担金を出さないといけない。家賃の高い設定をされている。一番家賃の高いところで家賃は幾らですか。3万8000円。4万。だからそういう状況設定をされた家賃を払う中でも、また修繕費をまた請求されるということで、本当に村外の鹿児島市内の住宅の家賃よりも負担金はかなり大きいものに繋がっていくんじゃないのかな。そこら辺の設置も含めて、審議あるいは見直しを今後図っていく必要があるんじゃないかな。今図れとは言いません。今後そういうことをひとつひとつ出して、議論をしていく必要があるのかなという気がいたします。

過去において、退去したときの家賃の滞納、そして2年間過ぎてね。初めて今度は保証人に、その家賃の返済を求める文書を流したというような状況の中で、そこには行政の怠慢というのはなかったかっていうことなんです。そこら辺についてどうなんですか。

家賃が何月から滞納していて、データがあるはずです。いつから滞納していると。その3か月滞納した時点で、保証人にもきちんと連絡をしなさいという法律はないかもしれませんが、村独自のそういう奨学資金の滞り、償還の滞りの時にもそういう前もって保証人にも通知を出しなさいと、そういうような流れがあって改修してきた。そこら辺を、今後どういうふうに対応していくかです。2年間も保証人に払えというのは、あまりにもおかしいと、私はそういう思いがするんですが。村営住宅の取り扱いに関してね。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

2年間も村はほったらかしていたんじゃないかというお話ですけれども、そういうことはありません。

私どもはその都度、ご本人さんにもお話しております。また、議員とも意見交換はその都度やってきているつもりです。

それから、今後の災害とかいろんな費用の負担ですけれども、これらにつきましては借家法でどうなっているかということも、総務課長の話でも見直すべきところは見直したいということですので、借家法でそういうところの問題はどうなっているのか、家主が負担するべきなのか、あるいは借主のほうに一部負担させるのかどうなのか、ということ等見直していく、という話でしたので、それらについては検討します。見直すべきところがあれば見直すということです。

○議長（日高通君）

ただいま用澤君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条の但書の規定によって、特に発言を許可します。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

皆さん聞いているほうもしんどいかもかもしれません。しばらくご静聴願います。

まあ、住民課長の話だと、2年間も放置していたわけではない。確かに途中で1年間の経緯の中でね、1年後ですよ。1年間過ぎてからいろんな話をどうしたものかというような話を早めにこれを処理していかないと、あとから定住したい人が来て困るんだよという話をしてから対応でしたからね。それが何らかの契約をするときの契約書の中身を考えて、私はやるべきなんだと思います。

これは一地域だけじゃなくて、3か島の中で同じような事例がおきているわけですから、これをそのまま放置しておくというのはいかなものかなという思いがしますので、そこら辺はやるべきだろうと、早急に。やるべきだろうという思いがいたします。

それと、その家賃の設定のあり方も、私が見直すべきだというのは、これと絡んで家賃の高い人ほど、また修繕費も払わないといけない。これからいきますと、それで出れと。家賃も高いのがしんどいから、もう出たいと。出たいというときに、島から出てもらうと困るんです。一地域の歯車として動いているわけですから。それを一地域にそれを根付かせるために、過去に再三私が申し上げている、住宅を造りやすい流れを作って、例えば敷地がないと。だから住宅の敷地造成も村のほうでして、それをあるいは、無料なのか、市場の何十分の一かで提供してやる。そしてまた住宅資金の見直しも凶るとか、流れを作ってやらないことにはいくら家賃を上げて、この修繕費を住んでいる人に求めたって、その改善はされないと思いがするんですが、そこらについて村としては、今後先程話がありました、村営住宅をどうしていくのかという面と絡んで、これは議論していく必要があると思うんですが、方向性はまだ考えてないというふうに捉えていいのかな。そこら辺は考えはありますか。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

今、そうした話があるわけですので、あくまでも今の時点では考えておりませんが、参考にして改善をするかしないか考えてみたいと、そういうふうに思います。

それから、長く入居している人が家賃がどんどん上がっていく。これはひとつの、先程も申し上げましたように、最初のあんまり長く入ってもらっては困ると。ですから、明け渡しをしてもらうために、そういう方法を考えたほうがいいんじゃないかというような、当時の視点での考え方だったわけで。今考えますと、議員が言っているように、ちょっとニュアンスが違って、状況が違ってきているわけですから、そこらの見直しもやっぱり考えるべきじゃないかなと、そういうふうに思っております。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

家賃の加算の部分ですけれども、入居期間が長い人が高くなるかどうかはちょっと私も記憶にないんですが、収入が高い人ですね。所得が高い人についてはそういう加算があります。

ですから、入居期間が長い人がどうかというのは、ちょっと記憶にないんですけれども、所得が高い人に対しては加算があります。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

住宅の費用負担の件でありますけれども、まず根本的にですね、本村の地理、自然の条件にあった住宅であるかということですよね。新建材をいっぱい使って、耐用年数の低い住宅ですよ。ほとんどがですね。

ですから、今後はやっぱりその村の実情にあった建築もですね、大事かなと思っております。

杉を使った壁も、私は良いんじゃないかと。補修ができますから。簡単に出来ますから。それを、やっぱり条件も踏まえながら、住宅の建築はするべきだと思っております。

あとは外装ですよ。屋根とか壁。それとか給水の給湯器ですね。ボイラー関係。こういうものの費用負担は、村のほうにも原因がありますよ。と言いますのは、ボイラー等も雨ざらしとかですね。直接雨が当たるような構造のところもあります。

ですから、塩害等もありますし、今後はそういう塩害対策のボイラーもありますから、そういうものを

導入してですね、するべきだと思っております。借家法はですね、どうなのかは知りませんが、常識では屋根と壁はですね、貸し手の責任であるんじゃないかと私は思っておりますので、それと当初ですね、入居時から10年を限度としまして、貸した経緯がありますので、木造の住宅の耐用年数ですね。25年でしたかね。その耐用年数ですね。それを経過したものについては売却になるんですね。

場合によっては定住が20年以上のかたには提供しますよと。そういう方向性でいかないと、20年も経って、補修費を払ってくださいと言ってですね、ひどいですよ。もう年数によってはですね。補修代が年間に莫大な金額がかかりますから。そういう方向性をもっておったほうがいいんじゃないかと思っておりますので、考えをお伺いします。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

建築材の関係ですけれども、これは以前からですね、シロアリ等におかされる、そういうようなことで出来るだけその杉材を使ってほしいということでやっているわけですけれども、なかなかこのチェックがうまくいってないんですね。外材を使用している部分があったりしている。

従いまして、設計事務所にそこらはきちんと担当として言っているはずなんですけれども、これからは一層そういうものには注意をしていかないといけないと私は思っておりますが。

それから屋根の関係とかですね、壁とか、こういうものについては、本来は昔は島の家は全部木材の壁だったわけですけれども、今の住宅のですね、建築基準法でそういうものが認められているのかどうか、それとの関連もあるわけですので、家を造るうえでは建築基準法というものがあって、特に特定離島ふるさとおこし等で造る住宅は、県のお金をもらうわけですから、そこらを厳しくしてきたと。ですからそこに合致するのかなのか、そこらとの関連もあると思っておりますけれども、出来るだけそうしたことでやっていく必要があると、私もそう思っております。

それから、耐用年数の関係での払い下げの関係ですね。これはやっぱり考えていかなければいけないんじゃないかなと、そういうふうに思っております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

4番、平泉二太君。

○4番（平泉二太君）

一番議員が先程言われたように、この耐用年数というか古くなった住宅については以前私も言ったんですけど、払い下げるべきではないかと。そういうことも検討するべきだと思います。

それと、もうひとつ。この貸し出す際には、契約書あたりでいろいろ条件をつけて貸していると思うんですけど、いまだにこの条例違反。いわばペット類、これについては以前から議会でも、家の中で飼うべきじゃないのかと、条例にも謳われているんじゃないかと指摘をしているんですけど、いまだに飼っている。どういう指導をしているのか説明してください。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

ペット類につきましては、確かに議員がおっしゃるとおり、当初の段階でも私どもとしても、ペットは家の中じゃ飼えませんよと言う話をしているんですけども、なかなかそれがうまく守れませんですね。再三にわたって注意はしているところですけど、今後もそういうことはどんどん発言をしていきたいと思っております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

3番、前田功一君。

○3番（前田功一君）

ちょっと一点気にかかる点をひとつ。

これ、教員については自己負担を求めないということで、これは理解するんですが、教員の人が転出されると。で、きれいにはしてもらえますんですけど、畳を張り替えているかなあと考えてですね。

教育委員会のほうでは今、やっぱり転出するときの費用を抑えるということで、畳の張替えをここ数年

来はせずに、そのまま先生の入れ替えをしているということで、そのままだったような気がするんですけど、村営住宅に入った先生なんかが出て行ったときには、先生に負担は求めないにしても、畳はちゃんと張り替えないと、次に入ってきた人たちは古い畳で入って、自分が出て行くときには新しい畳に張り替えると。ちょっと不合理がおこっているような気をちょっとするんですが、そのあたりはいかがですか。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

学校の先生あたりが入っていた住宅でそういうことが発生すれば、村で負担するということになっております。

○議長（日高通君）

3番、前田功一君。

○3番（前田功一君）

まあ、そういうことであれば、そういうふうになんと明確に伝えてですね。そういうふうにしていただきたい。

じゃないと、なんかあやふやになっていて、みんなのフラストレーションみたいなのが溜まっているようですので、そのあたりをちゃんとしていただきたいと思います。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第2、議案第41号、十島村村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第2、議案第41号、十島村村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第3 議案第42号 十島村定住促進生活資金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件

○議長（日高通君）

日程第3、議案第42号、十島村定住促進生活資金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第42号について説明を申し上げます。

本案につきましては、定住促進を図るために生活助成金等の一部の見直しを必要とすることから、十島村定住促進生活資金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

おとこの行政報告でも申し上げたわけですが、まずこの第3条第3号の、出生に関する生活資金の交付額の見直しについてでございますが、第1子出生のときに10万円としておりましたが、これを30万円に変更し、第2子出生のときは20万でしたが、これを40万円。それから第3子出生のときに、30万円を50万円にそれぞれ変更し、新たに第4子以上の出生の場合においては、100万円を交付するというように変更をした次第であります。

また新たに本村に定住している中学生以下の者の、同居している扶養親族に対しまして、小学校及び中学校入学時の祝い金の交付と、生活支援金を交付することとしております。

入学祝い金につきましては、本村に住所を定めた日から入学日までの年数に1万円を乗じた額としております。

中学校以下への生活支援金は、ひとりにつき月額1万円とし、3人目以降は一人につき月額1万円を加算することとし、入学祝金及び生活支援金ともに世帯主または村長が指定する者への交付を行うこととしたものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、平泉二太君。

○4番（平泉二太君）

この助成金の中の平たく言ったら、この一人につき1万円、のあとに、3人目以降は1万円加算ということは、もし3名いれば4万円ということで理解していいのか。その額のものはどうなのか。私は高すぎるんじゃないかと。

1人目1万円、2人目は5000円、3人目も5000円というなら話は分かりますけど、3人目には2万円と。1万円加算の4万円と。

例えば今現在国からも子ども手当が支給されている。一人1万3000円。ということは子どもが3名おれば何もなくても、あわせれば8万円からお金が入ってくる。

なんか、ちょっとあまりにもこの額のものが高すぎるんじゃないかと私は思うんですが、いかがなものでしょう。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

確かに金額の交付についてはいろいろと議論があると思います。1万円が高いのか、5000円が妥当なのかという部分であると思います。

ただ、なにせ本村にこの交付対象の者が52名いるわけなんですけれども、これは中学生、小学生、未就学児。

ただ、本村の今の実態を考えたときに、ある程度村のほうも出費を覚悟しながら、子育ての方々を村に多く迎え入れたいというのが願望なんです。

そこを考えたときに、確かに議員が言われましたように、金額の問題もあるかもしれませんが、当面はこの財源につきましては、新過疎法の中での、28年の3月までは新過疎法が適用されるわけなんですけれども、その財源を活用したいという狙いから、今回思い切った執行をしようというのが村長の考えでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

確認です。

定住促進を図るという部分で、いま総務課長のほうから答弁があったわけですが、この中学生以下への生活支援金、この部分について、定住希望者の方のみなのか、既存の生活しておられる子育て世帯へも全てなのか、その点を確認したい。

それと、今、4番議員さんの方からもありましたけれども、額的な部分の高い低いという部分の判断基準の中に、例えば、2人、3人いらっしゃる子どもさんがいらっしゃる方に対しては、先程4番の議員さんから具体的に3名の場合であれば4万円というふうになると。で、そういった部分を考えました場合、逆に島で生活しておられる方が、月に4万円稼ごうと思えば、1日7000円の賃金作業に行くと、最低5日から6日頑張らないといけないとなるわけですね。

そういったものを、支援金という形で助成していくんだという考え方も分からないではないんですが、対象者以外の住民の方に、果たしてすんなり理解が得られるのかなど。そういう気がしてならないんですが、その点について、まず一点目の部分の答弁と合わせて、そこら辺の部分をどのように考慮したうえで今回こういった形の打ち出しをしたのか、その点について伺います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

この交付の対象者はすべての、今、村に住所を定めている人、全て対象です。学校の先生の子どももそうです。あるいはその他の定住促進という形で対象にされていない、転勤族の方も同じです。ということになります。

と申しますのは、先程来申し上げますように、今子どもたちがかなり、全国的に少子化の中で少なくなっている。それに加えて、本村のような厳しい条件下の中にはなかなか来ずらいと考えたときに、学校の存続そのものも厳しい状況に陥り、また陥りそうなことを考えたときに、またその子どもたちが増えることによって、学校の先生方も増えるだろうと。場合によっては、学校の先生方も子供づれで本村に来やすい環境下をとという部分も含めて、思い切った政策をとったということになります。

確かに今言われますように、その他の住民からこの制度そのものが理解されるかということとは確かに疑問もあるかと思えます。

悪い言葉で言えば、ちょっとバラマキじゃないかという意見もあるかもしれません。ただ、本村実情を考えたときには、既存の住民の皆さんにも理解を求めるという形で進むしかないと思えます。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

今総務課長の答弁の言葉尻を取るような形になるんですが、逆に言えばそういう形で理解を求めるといふのであれば、理解を求めた上で、本来こういったものは提案すべきじゃないのかなど。

度々私が言っているように、ようはその家庭の部分の話し云々になってしまうんですけど、やはりそれ以外の住民の方の理解、そういったものが得られた上で、やはりそういったものがなければ、なんというんですかね、本当に生活の為に必死に頑張っておられる人たちの感情を考えると、すんなり認めたくないというのが私の心情なものですから。

それと極端な話、そういった意味ではある種、そういう定住促進の本当に目玉になるような部分ではあるというのでも理解するんですけど、ここにもこれはまた山海留学生の部分の引き合いになってしまうんですけど、過去に村の助成金、そういったものの引き上げも行ってはどうかと提案した場合に、逆に執行部側から、お金でつるようなことはしたくないという答弁もありました。

そういった中で、今回、今現在の村の現状を考えれば、本当に危機的状況にあるというのは十分理解をしています。

しかしながら、こういった形での現金交付型での生活支援というのがどうなのかなど。極端な話、金の切れ目が縁の切れ目になりはせんのかなど、危惧するところがあります。

その点について、施策の部分についてもそうなんですが、村長のお考えを伺いたい。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

私は最初の質問の回答の中で、すべての中学生以下未就学児と申しましたけれども、この1ページの下

から4行目のところを見ていただきますと、この制度につきましては、山海留学生は対象にならないということの、この条例になっております。その理由につきましては、山海留学の場合は別の支援措置があるということで今回ははずしたということになっております。

あとは村長から。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

総務課長が説明しておりますように、これは子どもたちがいなくなる、苦肉の策というような考えでやっております。確かに国がやっております児童手当あたり。これについても、大変こう、あちこちでバラマキじゃないのかと言うご批判もあります。

そういうような中で、また村が新たにこうしたことをするというのは、村民から言わせれば、少なからずそういう言われ方をするかもしれませんけれども、今の時点で、子どもたちがずんずん少なくなっていく。皆さんもそういうことについてはすでに危機感をもって、学校がつぶれるんじゃないのか、という思いでいらっしゃると思いますが、そういうようなことを考えての策でありまして、これが、本当に駄目なものであるならば、また改めて考え直さなければいけない。そんなふうに思っております。

○議長（日高通君）

審議途中でありますけれども、昼食のため休憩します。

午後は1時にお集まりください。

休憩

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

2番議員の質問にちょっと加えますけど、一昨日2番議員の一般質問の中で、本村の人口が600人の大台を割ったと。行政住民とも危機感を持っているのは間違いないが、今後の定住対策について、行政として具体的な対策についてどのように考えているかという主旨の質問でありまして、その回答で、今回の定住促進対策制度の拡充がどの程度効果が発揮されるか、現時点での判断は難しいものがありますが、いずれにしても、中学生以下の子どもを抱える家族を、家族ぐるみで定住を促進することにより、地域の活性化は勿論のこと、2次的効果、つまり教職員の増加も見込まれることから、このように思い切った施策を講ずるところです、というふうに私は答弁をしております、まさにこの条例のことを言っておりますので、その辺をご理解いただきたいと思います。

○議長（日高通君）

審議途中でありますけれども、これより協議会に移します。

しばらく休憩します。

協議会

○議長（日高通君）

それでは協議会より本会議に戻します。
他に質疑ありませんか。
6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

本案件に関しましては、長時間にわたって、過去長時間にわたって人口対策ということで議論がなされてきている中、ここまで具体的に踏み込んだ定住促進のための施策というのは無かったというふうに感じております。ただ、人口対策というものは、これをこういう施策を打ち立てたから何名増えるとか言う可能性はそこにわからないわけですが、これを作動させ、そしてまた受入れていく中に、何が一番大事かということは忘れてはいけません。お金を出せばいいとかいう問題ではなくて、もっと職員の中でも、あるいは住民の中でも定住促進の意義と申しますか、大事さをどこかでもきちんと話をしながら、皆さんが周知徹底していくことなんだろうと思います。

またこの中身の不具合、これを実際に動かしていく中に、不具合が出てきた場合には、皆さんの指摘も真剣に耳を傾けながらこれを改正していくというような考えでやっていただければなというふうに思うんですが、その点についてはどのように考えていますか。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

先程来申し上げておりますように、これをやったからどれだけの効果があるということはなかなか難しいことだと思います。

まあ、従いまして、これを一応やってみて、本当にこういうものでは駄目だよというものがまた出てくれば、これはいずれ改正をしていかなければいけない。そういうふうに考えております。

何もしないで、ただ余所から入ってくる人たちをただみるだけでは、私どもはやっぱり行政として、これは、それこそ怠慢であると。何かやっぱりやってみて、悪ければそれを是正する。そしてさらにまた発展したものに切り替えていく。これが必要ではないのかなと思っております。

先程来、総務課長からもいろいろ説明がありますように、今回はその過疎債というひとつのポイントをもってやっております。

従来は過疎債がハード的なものばかりで、本当にこの定住のために役に立ったかということ、私は決してそうではなかったと。今回そのソフト的なもので、こうしたものまでみれるということであれば、そんだけやっぱり前進だと、そういうふうに思っております。

したがって、ここで論議されたことあたりも十分留意しながら、政策を進めていきますけれども、もしこれが本当に村のためにならないと言うことであれば、また後日変更していけばいいことだと、私はそう思っておりますので、そのへんご理解を頂きたいと思っております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

只今の村長の答弁から、村の危機意識と、危機感というものが確かに何かやっつけていかなければ駄目だということは、確かに理解できました。

ただ、私がもうひとつ申し上げたいのは、過去にも申し上げましたように、例えばこの制度あるいは定住促進の中身を手厚くお金を支給した、あるいは、就労。仕事を与えた、それだけでは定住とは繋がらないよと。とにかく過去に何回も申し上げておりますように、プロジェクトチームをつくって、そして問題が今地域で起こっている問題は何か、あるいはまたその相談窓口を。地域では窓口が相談しにくい面もあります。そこで行政側でちゃんと定住するための悩みをちゃんと聞いてあげる、そういう組織ぐるみのものをつくって初めてこうやって連動して、うまい具合にいくのかなと。ただこれを作ったから、そのままこれを施行すればいいって問題じゃないんだと。

だから、行政側でももっとチームを作ってね、その悩み事もちゃんと受入れて、そして今現在定住している人たちの意見等も集約して、そしてこれと連動してやっつけていけば、私はいずれ人口対策になるだろうというような気がしますので、その窓口、そして対応の仕方、あとは人間がやることですから、そこだけ

をちゃんとやっていけばスムーズに行くのかなと思いますので、その点も努力していただきたいと思いま
す。以上です。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

いろいろアイデアを与えていただきまして、ありがとうございます。役場の中でも、地域づくり委員
会の中に役場が入ってやっておりますので、このメンバーがやっぱり転入する人たち、そういうものにも
携わっていくことになろうかと、私はそう思っております。

従いまして、先日種子島の話もしましたけれども、地域でもそれなりの関係を作っていた。そして、
行政とタイアップしてやっていくことがこれからの定住促進の要になっていくだろうと、そういうふう
に思っておりますので、私も努力しますけれども、ひとつ島のほうでもそうしたことでご努力をお願い申し
上げたいと思います。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず原案に反対者の発言を許可します。

次に原案に賛成者の発言を許可します。

それでは、反対者の発言を許可します。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

私は原案に反対の立場で討論いたします。

本村のおかれている人口問題、急激な減少について、危機感を持っている部分は間違いなく認識として
は共通であります。

しかしながら、今回打ち出された支援策について、まずこの問題が本当に住民の皆さんに共通認識の中
において共通理解を得られるものであるか、そういった部分をまず禁じえません。

また、額的なもの、そういった細部にわたる部分についても、やはりもっと審議をした上で、審議を行
う必要があると思っております。

そういった部分におきまして、ある種挑戦的な部分で行うという部分についてはわからないものではあ
りませんが、やはりある種見切り発車の部分で行ってしまうことに対して、危険性を感じておりますの
で、私は本案に対しては反対の立場で討論いたします。以上です。

○議長（日高通君）

次に原案に賛成者の発言を許可します。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

私は原案に賛成の立場で討論いたします。

本村の人口対策というものは、村の存続をかける、そういう危機意識を持って、皆さんが過去において
もいろんな施策を講じてきました。

ところが先程質疑の中で私が申し上げましたが、組織的なそういう体制をもって、定住促進の議論をし
ていくということがなされないままに今まで来たということも発言しましたが、これを機会にこの原案を
きっかけとして、いろんな面で展開していくことを確信しております。

また、人口対策におかれましては、近隣町村、全国含めて、それぞれ思い切った施策を講じております。
本村の場合には今回が初めての思い切った施策だというふうにも考え、そしてまた、10月の国勢調査に
その人口減少がかかって、そしてまた、地方交付税等が村の財源を圧迫するというようなことも含めます

と、是非今回はこれを原案のとおり通しまして、そして、悪いところがあれば改善を図っていくというような方向で進めていくべきだと考えますので、皆さんの賛同をお願いいたします。以上です。

○議長（日高通君）

他に討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

これで討論を終わります。

これから、日程第3、議案第42号、十島村定住促進生活資金交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

日程第3、議案第42号、十島村定住促進生活資金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（日高通君）

起立多数であります。

従って、日程第3、議案第42号、十島村定住促進生活資金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第43号 十島村生活改善施設の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例の制定についての件

○議長（日高通君）

日程第4、議案第43号、十島村生活改善施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第43号の説明を申し上げます。

本案につきましては、十島村生活改善施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

提案理由といたしましては、生活改善施設の利用料金の見直しを行う必要から、十島村生活改善施設の設置及び管理に関する条例第7条第2項の施設利用料金、これを1時間当たり200円以内とあるものを500円以内に改めるということでお願いをしております。

説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

今、村長の説明で、必要性があると。上げる必要性があるという説明だったと思いますが、必要性の理由を教えてください。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

生活改善施設の利用料金を今まで一時間当たり200円にしておりましたが、ある改善施設の管理者より、相談がございまして、とてもじゃないけど、この料金じゃ運営が出来ないと。どうにかして見直しが出来ないかということです。

光熱費、ガス代とか、水道代、そういうものに相当お金がかかるということで、どうにかして料金を改正していただけないかとご相談がございまして、それを今回200円を500円に改正するものでございます。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

今、経済課長の答弁の中に、ある施設からということで、実際に運営がやっていけないという部分の申し出があって、その中で改定をとということであがってきていると思うんですが、具体的に村内における生活改善施設の指定管理者による運営の中で、赤字等が発生している施設があるのかどうか、また発生しているとすればそこら辺の赤字の補填等について、どのような形で村として行ってきているのか、その点について伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今、私のほうにどの施設が赤字であるとかそういうのはございませんけど、そういう施設がございまして、次年度にはまた今まで料金を定めていたのをこれではちょっと運営できないなということで上げた経緯がございまして。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

実際、私も昨年1年間、中之島における生活改善施設の会計を実際預かったんですが、過去運営する中で、かなりの赤字が出て、村のほうに補填を頂いたという経緯もあります。そういったものも含めて、昨年は一部使用料について、改正を行った上で経営を行ったんですが、そういった形で自分たちの経営判断の中で、自主的に料金の改正等を行うところはいいと思うんですが、例えばそこら辺の考え方として、村として例えばこの実際この使用料では赤字が見えているよなという部分で、見られるような運営団体なりがあった場合に、村としてどの位まで料金改定等に関しての指導というか、踏み込んだ形での管理運営に対して、どのような形での関わりを持っていこうと考えておられるのか、その点について伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

その件につきましては、その利用の料金については、最終的には村長と協議して決めることが出来ると思いますので、赤字の金額がどの程度とかということは今のところはその数字を出すことはできませんけど、指定管理をせたく行っているうえで、赤字を生まれておれば大変なことです。その指定管理の中の収支を見ましてですね。出来る限り赤字の出ないような運営をするために、甲乙と協議して、その金額を定めるのがよろしいのではないかと考えております。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

その取り扱いの部分で確認をしようと思うんですが、例えばその指定管理で指定を受けた場合に、初年度については確かにそれまでの実績の数字等も見えないわけですから、実際一年間運営をしてみないと分からないかと思うんですけれども、それで仮に指定管理者側が指定した使用料で一年間運営をやって、赤字が出た場合については、初年度については、間違いなく村として補填をいただけるのかどうか。

赤字が出たとなれば次年度以降については、経営改善の部分で使用料の改定をしなければならないのが普通の考え方だと思うんですけど、そこら辺について使用料の改定を求めるのか、それとも逆に指定管理委託料の部分の上乗せとか、そういった方向でいくのか、その点について今後の方向性を伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

それぞれの指定管理者の運営のその指定管理料で調整していきたいと思っております。

初年度の赤字補填につきましては、その中身をそれぞれに協議して決めたいと思っております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

この村で作りました、この生活改善施設の目的等について、担当あたりはどのように解釈しているのか伺いたい。

と申しますのは、過去においていろんな器具を入れて、設備が充実しているのにも関わらず、ほとんど活用されていないような状態もあちこちの地域で見受けられるというふうに認識しているんですが、住民がこの改善室をいかに活用して、そして私自身の捕らえ方としては、住民の生活を改善していくんだというような目的で作られたものだというふうに解釈する中で、指定管理になった段階で赤字が出るというような状況は、中之島の事例を今聞いたわけなんです、赤字が出た場合にその額的なものもよりけりでしょう。それを今度は使用料に全て反映した場合に、懸念されるのはその活用をされないとなった場合に、利用されないというような状況が生じる可能性もあるだろうと思っております、その点について、どのような考えを持っているのか、ということをお願いいたします。

その生活改善施設のその目的ね。その作った目的から含めて、見解を伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

目的といたしましては、地域住民の地場産業の産業の振興を図り、それからまた福祉の向上を図るために生活改善施設を利用してくださいということをお願いしてあります。

それから、そういうなかなか使用されない生活改善施設はどうするかということでございますけれども、これは年間実績、それから収支清算書を出してもらっています。その中でその実績に基づいて、利用が少ない時はまたその指定管理者との連絡を取りまして、なぜこのような状況であるのか、積極的に、村のうちのほうが、いろいろ老人給食とかそういう中で使われなかったかもしれませんけれども、その実態に応じた利用の仕方というのを指導していくべきじゃないかと思っております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

本来であれば、以前の指定管理をしたほうが、地域の人も活用しやすいというような意味も含めて、管理をするほうも管理がしやすいというような形で指定管理の方向にした側面で、すべて行政が管理していると、その修繕費あたりも含めて、財政的に負担がかかるから、そっちの方向へもしたと。そういう二面性をもっているのではないかなという思いもするんですがね。

その中で、過去においてのその生活改善の活用の仕方ということもふまえて話をしてみますと、一地域では、活用すればするほど赤字が出るのか、そういう面で使用料金がそぐわないということですね、独自のそういう料金設定をして、収支のバランスを図ったんだろうというふうに理解しているんですが、それにおいて、そのそれぞれの地域で独自のものをもってやれるような、そういう体制も、私はまた必要であろうかなという思いがしている一人なんです。

それが全然、5千万も8千万もお金を投資してね。つくった施設が、今度は全然活用されていないのであれば、それに対する行政が指導も含めて、私はやるべきなんだろうというような思いがするんですが、その指導あたりはどのように考えているのか、その点についても伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

実績なんかが上がって、収支決算書などを見ましてですね。なかなかその利用実態が上がっていない。そういう施設に関しましてはですね。今のところは積極的な活用ということを図るようなことはまだしてありませんけど、今後やっぱり、その加工施設とか、それから外部から一回うちのほうの農林水産のほう

でも「寿司の達人」でしたかね。そういう方なんかを呼んで、そういう利用とか、そういうのを図るようなかたちを取ってきました。

今後も、やっぱりそういうせつかくの生活改善施設ですので、そういう多方面なほうから講師なり呼んでですね、積極的な活用をはかるような努力を致します。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

確かにそのような方向で進めるべきだろうと考えます。

またもう一点、生活改善室で特産品を開発しよう、あるいは皆既日食等で食事の提供をしようといった場合に、施設そのものが保健所の許可を受けていないとかね、特産品を作るにしても、いろんな所要条件、手洗いがそこになければいけないとか、いろんなそういうものがクリアされていないために、地域住民が活用しにくいというような面が多々これまであったんです。

それで中之島の改善室辺りはこれから新しいのが出来る。あるいは諏訪之瀬島の一昨年か作った施設そのものをいつでも特産品作りをして、その施設を活用して、出荷が出来るような、そういうような保健所との絡みの許可証ですか、そういうのをきちんと前もって取って云々というのは出来ないものか、その点について。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

保健所等通してのその許可等というのは、手洗い施設を設けるとか、検便を提出して出さなければいけないとか、等々ございます。

特産品作りに関しまして、保健所に提出するいろいろな手続きがございますので、そういうのがあれば、またうちの地域振興室のほうに連絡していただければ、こういうことをやればよいと言うことで指導しますので、連絡いただければと思います。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第4、議案第43号、十島村生活改善施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第4、議案第43号、十島村生活改善施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（日高通君）

審議途中でありますので、これより5分間休憩いたします。

2時15分にお集まりください。

休憩 14時10分

再開 14時15分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第5 議案第44号 十島村高速観光船「ななしま2」の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定についての件

○議長（日高通君）

日程第5、議案第44号、十島村高速観光船「ななしま2」の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第44号の説明を申し上げます。

本案につきましては、十島村高速観光船「ななしま2」の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定についてでございます。

本村の公の施設の指定管理者制度条例に基づきまして、条例の全部を改正するものでございます。

まず、第1条で趣旨、それから第2条で設置、第3条で管理の代行、第4条で損害賠償、第5条で使用許可、第6条で使用許可の取消し等、第7条で使用料、第8条で使用料の減免、第9条で罰則、第10条で読み替え規定、第11条で規則の委任事項等を定めてございます。

まず、第2条の設置でございますけれども、名称及び所在地を定めております。

それから第3条の管理の代行につきましては、村長は指定管理運営を行わせることができるものと定めております。

第4条の損害賠償につきましては、利用者がななしまの施設及び設備を損壊または滅失したときは、損害を賠償することができるということで定めてございます。

第5条につきましては、使用許可ではななしまを利用しようとするものは指定管理者の許可を受けなければならないと定めております。

第6条の使用許可の取り消し等では、指定管理者が1号から5号に掲げる行為をした場合について施設の使用を中止できると定めております。

第7条の使用料につきましては、ななしまの使用料を指定管理者の収入として収受させることが出来ると定めてございます。

第8条の使用料の減免につきましては、指定管理者は特に必要があると認めるときは、村長の承認を得て使用料の額を減免または免除することができるものと定めております。

第9条の罰則では、指定管理者は詐欺その他の不正行為があった際は、過料を科すことができるということで定めております。

それから第11条の規則への委任でございますが、条例の定めるもののほか、ななしまの運営管理に関

し、必要な事項は規則で定めるということであります。

別表第1で各島間の使用料、別表第2で借り上げた際の使用料を定めております。

参考資料として、条例施行規則案添付をしてございます。附則で施行日を公布の日からと定めております。

以上で説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

このななしまの指定管理者に管理を移行するんだという部分での設置条例の関係なんです、実際指定管理者に移行した場合、ななしまを運航する際の安全管理、そういったものの責任の所在というのはどのようなんでしょうか。

それから、例えばそのななしまに乗られる船員の方の部分について、現状を見ていまして船長一人での運航というのはかなり厳しいと思うんですが、そういった中で補助的にどなたかを要請して乗っていただくと、そういった中での方が一等の事故等についての保険、そういったものに関しては、すべて指定管理者のほうにそこら辺の責任も全ていくのかどうなのか、その点について伺いたい。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

指定管理に村長からこの施設に移った場合には、その指定管理を受ける者がその海運局のほうに、運行管理基準というものを改めて出すということになりますので。

で、その運航の管理については、当然指定管理を受ける者が負うということになります。従いまして、仮に運航上での瑕疵があった場合は、管理者の方の責任となります。ただし、その保険でカバーできるものがあります。船体保険、船客保険というものは村のほうの財産ですので、村のほうで保険に加入することになります。

それから2点目のほうの、臨時船員を雇用した場合については、当然運航を村が委託しているわけですので、そちらのほうの責任ということになります。

○議長（日高通君）

3番、前田功一君。

○3番（前田功一君）

今度これを指定管理で使用するということなので、今まで使用していた中よりはもっと柔軟的ななしまを使用することができるというふうに理解して良いでしょうか。

そうなった場合にその使用料の料金等を見ると、島間の料金しか表示されていないんですが、利用の仕方として、観光なのでどこか行って、同じ港から出て、港に帰ってくるとか、例えば一日中どこか他のことで使って、チャーターで使うとかってということ等の料金の設定等はどのようになっているのか、お聞かせ願いたい。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

議員のお手元のほうに、5ページに別表第2ということを表示したものが、チャーター料金にあたるものですね。これでチャーターした場合には、この料金を徴収すると。ただし、これは村長が条例上で定める料金です。これ以内で指定管理者のほうは他の指定管理の施設と同じように、この以内で定めるということになりますので、指定管理者のほうは村長のほうに島間の料金はこの金額で定めておりますよ、例えば口之島、中之島間が1300円ですけれども、指定管理する場合にはこれを1200円で運営をしたいという申し出はある可能性はあると思います。

それはチャーター料金も同じような考え方です。

○議長（日高通君）

3番、前田功一君。

○3番（前田功一君）

そのチャーター料金は、私が言っているのは、島間のこれはチャーター料金ですよ。遊漁というか。クルージング。

例えば、宝島から出て、ずっとどこかその辺走り回って、宝島に帰ってきた場合に、そういうような体系も多分これから出来ると思うんですよ。その場合の設定額ですよ。

通常であれば時間なんですよ。時間でいくらですよとかいうアレなんで、そのあたりはもう管理者が勝手に決めていいわけじゃないですよ。

そのあたりもちゃんと示していただければと思います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

今議員が言われます、遊漁としての活用は、この船では目的を持たしていないですね。あくまでも島間、あるいはどこどこの間。たとえば屋久島、名瀬、その区間だけの設置ということになりますので。

遊漁での活用を今後取り入れたいというのであれば、またいずれかの議会の中で、議員の意見を聞きながらの判断になろうかと思えます。

○議長（日高通君）

4番、平泉二太君。

○4番（平泉二太君）

この指定管理者に移行するというので、この経費的面は、指定管理料を含めて、今までより村が出す分が安くなるのか。

それと今まではものすごく稼働率について問題ありと。かなり説明されたんですけど、これを出すことによって稼働率が上がると思うのか。

それともう一点、例えば中之島から屋久島までチャーターする場合、この高速船が宝島にいた場合にですよ、宝島から中之島まで来る分の燃料代は取るのか取らないのか。

それと例えば、普通の漁船あたりが平島で座礁したと。こういう場合に、もし消防団あたりを乗せて出動する場合、村が指定管理者から借り上げて運航するのかなど、そこら辺の説明をお願いします。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

まず一点目でございますけれども、ななしまにつきましては昨年度については主機関の換装工事の関係で、後半部分はほとんど稼働していませんでしたね。今回私どもが指定管理にあたりまして、委託料という形を出す基準を20年度の決算で絞って判断しているところですけども、その20年度にななしまの運航並びに乗組員の人件費をかれこれ含めまして、2530万弱というもので、支出された。

今回使用書案、協定案等の中で示したものは、年間で指定管理料という形で500万、これが人件費、それから燃料等の通信運搬費等を含めて、約500万を指定管理者側のほうに支払うことになるだろうということで想定した。

それと、燃料等については、村のほうで供給しようと。村のほうで確保しようということで、この燃料とそれから、船体保険かれこれの経費で約800万近くということになりますので、この指定管理者側のほうに委託する500万並びに、この村が直接管理する費用面を含めると、約1300万弱となりますので、20年度の決算で比較した場合、今、机上試算ですけども、2分の1程度ということになります。

それから、この船は目的はもう行政、それから観光と2面を兼ね備えた船舶なんですけれども、あくまでも行政の運航が優先されると。

村のほうで例えば巡廻診療、あるいは村のほうで例えばのケースですけども、村政座談会をする場合に島間を渡ります。村のほうの行政を優先させると。

当然に議員のご指摘のほうの、何らかの関係で、急患とか災害というようなことがあった場合には、村のほうで全面的に村の財産という形で活用するというようなことになります。

それから、中之島の住民の方が、宝島にいるななしまをチャーターする場合に、宝島から中之島までの燃料費の負担を求めるのかという話でございますけども、5ページのほうに示しておりますとおり、今中

之島を、その場合には基点として、中之島から例えば口之島にチャーターするという事になった場合には、6万7800円という形で頂きますよということになりますので、この金額を見ていただきますと、宝島から中之島までの燃料費については徴収するものではなくて、あくまでも島と島の間、チャーターするその基点から目的地までというような形での算定です。

○議長（日高通君）

4番、平泉二太君。

○4番（平泉二太君）

このななしまについては、今までも例えば突発的な、鹿児島で身内のかたが亡くなられたとか、そういうときなど、結構屋久島まで走ったとか経緯があるわけですけど、その中で、指定管理者に移行する中でスムーズに運航が出来るのか。許可をもらって、というのに手間取らないのかどうなのか、そこの説明をお願いします。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

参考資料としまして、ななしまを活用する場合には、書面で申請を上げてから利用しますよと。それで指定管理者のほうでそれを認める形で運航しますという書面になっています。

ただ緊急を要する場合には、そういつておられないと思いますので、後ほどの申請という形にはせざるを得ないと思います。

それから、もう一点、第一回目の質問の中で回答をもらしておったわけなんですけど、指定管理になることによってななしまの機動性がさらに発揮されるかということなんですけれども、議員もご案内のとおり、十島村の海域と言うのは南北130キロの区間があるということの中で、今までの船長も宝島の気象条件が良くても中之島の気象条件が悪いというケースがあった関係がありますので、そこがなかなか変わるものではないだろうなということが考えられます。

今回の目的はあくまでも行政上の財源と、そのうちの行政改革に基づきまして、その人員の効率化ということのものの方が大きいんじゃないかと思っております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

同僚議員と質疑が重なる面もありますが、現在の行政が運営、運航してきた管理をしてきたななしまにつきましては、いろんな問題を指摘されながら、運航上の問題、なかなか前へ進まない。あるいは、そのななしまの船内の清掃あたりにしましても、きちんと清掃すべきとか、いろんなそういう諸々の乗り込んだお客さんからのクレームもある中に、改善されない面もあったと。

ところが今回このような指定管理をした場合に、そこら辺の指導あたりが徹底できるのかなと。特にまた観光船としての運用もするんだというだけに、いかに船をきれいにしておくかということも大事なことになるだろう。

あるいはまた、その船長のお客さんに対する接遇と申しますか、そういうものも、その例えば指定管理者にそのままそっくりふって、後はそれを任せるというようなことがないようなものをちゃんときちんと制御すべきことなんだろうなという思いもするんですが、その点について、どのように考えているか伺いたい。

それとまた、その燃料費は村で持つという中、今までのその運行管理における費用、それからすると総務課長の説明では2分の1くらいだというような捉えで受け止めてよろしいですね。

2分の1という表現の仕方をされたと思うんですが、それに対してまた臨時船員を雇う場合、例えば、安全運航上、臨時船員を雇う場合、村でまた賃金を出すんだと、そういうことからすると、それでもまだ安くつく。積算をしてよろしいのかどうか、その点について伺いたいと思います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

確かに、今までの指定管理の物件と、ななしまの指定管理の物件というのはかなりの考え方が違って

くんじゃないかという気がいたします。

当然、動くものですので、また安全というものも当然つきまとい、人命というのも当然つきまとう。というようなこともありますので、議員のご指摘の、まかせっきりで私どもが委託したから村は知らないよということ等では当然すべきでないと思います。

先日の定期船の委託であります、ある代理店のほうにもモニタリングを定期的に行っているのかということご指摘があったかと思えます。

特にこのななしまにつきましては、今回委託をしようとしているところは全くの素人といったら語弊があるかもしれませんが、なれていないということを経験した場合にはあらゆる方向から、住民の意見を聞きながら、議会の意見を聞きながら、またその指定管理になるべきところは常にコンタクトをはかりながらつめていく必要があるんじゃないかと思っております。

それから燃料費につきましては、今回ななしまの燃料が、従来の軽油から今回重油に切り替わるということで、約300万ほど年間20年度の可動実績に照らした場合に、300万ほど下がるような試算です。

これを最初私どものほうは、指定管理者のほうにこの分を負担をさせて、村のほうからその分の指定管理料をなにかしら支払うべきじゃないかと議論したわけなんですけど、ただ燃料を供給するにあたっては、村のほうは直接管理したほうが安定的に安価な燃料が確保されるだろうということと、安定的にそれが供給されるだろうという判断から、全額村のほうで、村の管理ということで負担するというように進めております。

で、そういうことを管理した状態でも先程申したようなかたちで、臨時船員を仮に年間、年中おそらく臨時船員というのは確保する必要はないだろうという判断もしております。

それは、もうひとつには、今年の3月までに主機関の換装工事を行った際に、操舵室にしながら後尾の方の監視カメラというんでしょうか、防犯カメラというんでしょうか、そういうものも設置しておりますので、特別多くお客が乗らない限りでは一人で操船できることが可能じゃないかと思っております。

で、この指定管理の中の臨時船員は、村のほうと指定管理者のほうでの費用のほうは折半と。2分の1ずつの負担ということで、今回はこの240万何がしの本年度の管理料の中には、約7万位入っていたかと思えます。

その7万の数字につきましては、20年度の実績をベースに判断したということでございます。

○議長（日高通君）

他に質疑ないですか。

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

条例の改正というのは、指定の管理が望まれていることでありますけれども、碇泊港の問題ですね。

以前中之島にあったものを宝島に移動ということで、村長の答弁では一時的な措置だということで、話がありました。で、今回はまた管理のほうですね。後であがってきますけれども、碇泊港をどこにするのかですね。やはり、行政の連絡船でありますから、緊急の場合とかですね、巡廻診療、また消防等の緊急の場合の利便性も考慮する必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、その碇泊港の考えをお伺いします。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

確かに言われますように、このななしまは2年ぐらい前までだったかと思うんですけれども、中之島のほうに一時的に、そこは定型港というかたちでおいておいたというのは事実です。

私どもが宝島に移した経緯というのは、その中之島の港事情ということがあった関係で、一時的に宝島に移したというのが事実です。

今回、この公募をするに当たりまして、必ずしも宝島を定型港という位置付けで公募したものではありません。

ななしまが安定的にそこで碇泊できる港はどのかなのかという判断のなかで、それは口之島、悪石島、宝島ということで、公募を図ったということになります。

そしてたまたまその公募した結果、応募があったところは宝島がたまたまあがったという結果の元で、今回は指定管理という形を宝島の自治会にお願いをしようという考え方です。

当初のスタート時では必ずしも宝島ではなかったということです。

○議長（日高通君）

7番、有川和則君。

○7番（有川和則君）

使用料のところ、別表第1の注意書きのところに、航路は屋久島、十島、各島間、名瀬とするとありますが、これは、フェリーがドックのとくと、それ以外に考えられるのはどういときですかね。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

これは、まず本条のほうの使用料の第7条を見ていただけますか。第7条の第3項の中に、村、国その他公共団体、村の学校行事、それから村民で6名以上の団体で利用する場合には、別表第1を適用しますよということで、この料金を適用されますということになります。よろしいですか。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第5、議案第44号、十島村高速観光船「ななしま2」の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第5、議案第44号、十島村高速観光船「ななしま2」の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第6 議案第45号 指定管理者の指定についての件
（十島村高速観光船「ななしま2」）

○議長（日高通君）

日程第6、議案第45号、指定管理者の指定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第45号についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、指定管理者の指定でございますが、十島村高速船「ななしま2」の指定管理を指名しようとするものでございます。

先に、5月にこのななしま2の指定管理について公募をいたしましたところ、宝島の自治会の方から引

き受けるというようなことでありまして、従いまして高速船「ななしま2」を宝島自治会会長・松下直志を指定管理者に指定しようとするものであります。

指定指名の理由といたしましては、自治会ということで、指定管理者としての要件を満たす団体であると同時に、今後も施設の管理運営を遂行できる団体であると認めまして、選考した次第でございます。指定の期間は平成22年10月1日から、平成25年3月31日までの期間とするということをお願いをしております。

説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

指定の管理者の公募を行ったということであります。どのような方法で公募を行ったのか、伺いたい。

それと、ななしまの場合ですね。一般的な管理者とは特異な指定の管理であります。その辺を慎重に行ったのかですね。

2点につきまして伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

公募はですね、5月17日付けで各出張所に公募いたしております。

その内容としましては、十島村高速船「ななしま2」の指定管理者募集要項兼仕様書という形で、掲示板に張り出して、受付期間を平成22年5月17日の月曜日から平成22年6月3日までに、受付期間を設けてあります。

その中で唯一、宝島の自治会のほうから6月1日に指定管理を受けたいという旨の連絡がございましたので、宝島自治会といろいろ協議をした結果ですね、ななしまを運航する船員にしましても、ちゃんと一定要件に達しているものでありましたので、この者を指定管理者をしようとするもので、宝島の自治会を管理者の指定する団体として指名しました。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

公募の方法なんですけれども、当時は行いましたよと。理解は出来ますが、他の方法もあったんではなからうかと思えますが。

全住民に周知が出来ていると思っておりますか。出来てません。掲示板を見る方はしょっちゅう気を遣って見る方は見るでしょう。

でも、放送で公募を行っておりませんよね。そういう公募の方法で、良いのかどうかですね。

もう一点は、船員の方がいらっしゃると言うことでありますけれども、それはいいとしてですね、そこら辺の宝島自治会しかなかったから、それならもう使用がないんじゃないのということで、簡単に管理者を決定ということもいかなものかなと私は考えておりますので、その2点についてお答え願いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

議員の言われることは、村内行政無線でも放送してやれば良かったのではないかとということでございまして、本村としましても、その自治会、多分これは個人で受入れる方はいらっしゃらないんじゃないかということで、別に放送はかけなくて、出張員を通してですね、その公示したわけでございます。

今になって思えば、その防災無線を通じてすればよかったのではないかと考えていますけど、今回の場合はその公示によって募集したということです。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

公のですね、財産でありますので、やっぱり全住民に周知徹底を行うのが行政じゃないかなと私は思っておりますよ。

ですから、今回のやり方はですね、いかがかなと、私は自分なりに考えておりますけれども、金額的にもですね、結構大きいわけでありまして、条件面からしてもですね、確かに自治会のほうも大変かと思っておりますけれども、その中身ですよ、自治会が受けてですよ、それから経費を船員に払うという感じでありますけれども、ほかにもやり方は私はあるんじゃないかと思っておりますよ。

団体といいますか、何人かでそういう組織を作ってますよ、応募もできるわけですから。自治会がしなくてもですね、意欲のある人がそういうことを積極的に出来るような体制も大事だったかなと思っております。

そこら辺を村長の考えを伺いたい。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

村の財産であることは言うまでもありませんが、指定管理につきましては議員もご承知のとおり、個人では出来ません。

そういうようなことで、今話がありましたように、何人かで団体を作ればいいんじゃないかという話ですけれども、そういう人が果たしているのかどうなのか、それもわからないことであります。

公募という一つの方法でやっておりますので、これは皆さんがそれを承知してなかったからという結果論だろうと、私はそう理解しますが、本来は公募という形でちゃんと公示をしておりますので、それで公募の要件は達しているとそういうふうに理解しております。

○議長（日高通君）

只今、日高助廣議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条の但書の規定によって、特に発言を許可します。

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

公示は正当に行いましたということでありまして。確かにそうです。確かに行政は公示は行っておりますけれども、果たしてですよ、住民の皆さん方に周知が出来たかが問題なんですよ。

結果論は言うなどということでありまして、周知が出来なければ応募もできないんですよ。

そういうことで、今後はもう少し慎重な公示を行ってください。その点について答弁願います。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

その住民一人一人に周知できるようにしなさいとこういうことだろうと思っております。

従って、防災無線あたりを通じてそういう広報をしなさいと、こういうことだと思っております。これからはそうした方法もとっていききたい。

その今回のななしまのそれについての経緯については先程も申し上げましたように、一応公募という形で、公告形式でやったことについてはご理解を頂きたいとそういうふうに思います。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

この指定管理のななしまの指定管理の件に関しては、宝島自治会というような形になっているわけですが、この自治会の、地元の自治会で、自治会の規約もあつてのことなんでしょうが、こういうような大きなものに関しましては、平島の自治会であれば総会をもって決すると。総会にかけて諮るといような手順を踏むんですが、宝島の場合にどのような手順を踏んで、重要な村との契約をするようにしたのかなと、そこらへんはぬかりはないと思うんですが、その点の経緯が分かればそれについても伺いたい。

それから、勿論この指定管理者に運航のほぼ全てゆだねて運航する中に、安全性も含めていろんな行政連絡としての使用が優先だと。

あるいはまた、住民の緊急性をもつその使用についても、それをまたしていただくと。というようない

ろんな多目的な、想像もつかないような要請がきたりする場合が多々あると思うんですが、その段階で例えば村でこのななしまを管理していたときには、村のトップは村長ですよ。村長名でと。それを今度は宝島の自治会の場合、例えば自治会長で判断するというふうに捉えた場合にですね、かなり困ったことがおきるんじゃないのか。

と申しますのは、村長名でありながら、航路対策室あるいは企画があったところは企画で、そのななしまの運航状況あたりはちゃんとしていたと。宝島の自治会がこの指定管理を受ける場合に、いろんなことを決定していくのに、その自治会の組織がどこまで、例えば何人で協議をするとかかね、そういうような段取りまできちんとして確認をしなければ、やよもすれば私もし独断と偏見でやろうと思えば、いろんな形でまた、そういうなんと申しますか、不都合な面も出てくるだろうと。運営上ね。

そこらへんも含めて初めてのことでですから。そういう意味においてはちゃんと協議をされて指導もしていくべきだろうと、そういう点を心配しますのでね、そこら辺の指導をきちんとしていただきたい。

あとは、その船長の教育も含めて、いろいろ総務課長が先程ちょっと言いましたが、今までよりはスムーズな運航が出来るようにと、皆さん期待はしているんですが、天候上が宝島と口之島では全然違うという面も含めて、難しい点はあるかもしれませんが、そのライブカメラ各港のライブカメラ等も含めてね、そこで判断をしていくような、そういう指導も含めてやっていく必要があるのかなという思いがしますので、その点についてもどのような流れをふんで指導していくのか、契約するまでの至っての自治会としての、総会を持ってしたのか、役員会だけで決めたのか、そういうのも含めて伺います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

宝島自治会のほうから申請があった時点で、その総会に諮ってしたのか、それとも協議してやったのかと、ちょっと私のほうじゃ詳細な資料は届いていませんので、その結果はちょっとわかりません。

それから、先程言われました許可の申請等についてでございます。初めてのことで、どういう形で決定するのかということでございます。

その使用するに当たりましては、指定管理者のほうに申請者側のほうから申請があがるわけでございます。もちろんその写しも本村のほうにきて、どういう方が使用するのかとか、そういうのも勿論あがってくるものと思いますので、そういうところで乱用と言うんですかね、そういうことはないとは思いますが、そういうのがあったときには折々に指導しなくてはならないということでございます。

それから先程の船長の件でございます。

これは一応今回あがっている指定管理の指定は、これは一応10月1日からでございますので、その間まだちょっと期間がございます。その間において、同船を操作する予定者をですね。今回この議案が通れば直ちに宝島の出張所においてですね。今の現船長とですね。その間、7月、8月、9月、3か月くらいの間に、修練の訓練等兼ねましてですね。いろいろ事務引継ぎ、それから操船引継ぎですね、そういうことを行いたいと思っています。

それからまた先程議員のほうからありました、ライブカメラ等の使用についてもですね、熟知させて、安全運航されたいと思っております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

私も現時点であくまでも想像するだけで、具体的にどういうふうに流れが流れていくのかなというのもよくわかりませんが、今までとまず違うのは役場へ連絡しないで、宝島に連絡をしないといけない。使用する場合ですね。

そうした場合に、宝島のどこへ連絡をするのか、自治会あたり。自治会もその電話番号。例えばその会長宅が留守であればどうするのか。その辺の流れを作ってしなければ、住民は不安でもあり、また戸惑いがそこにおこるだろうと。

そこで、自治会とはいえ、村の財産でもある。ところが、今度は出張所との自治会との連携も含めてね、みんなが活用しやすいような流れを作るべきなのかどうか、そういうことも含めて、きちんとその流れを作ってやらなければ、その今までよりも流れがスムーズに、その運航がスムーズに行くどころじゃなくて大変なことになるんじゃないのかなという思いもしますので、そこら辺も、議案が通る前にできれば協議

をして、流れもきちんとつめてね。つめてあるのかな、そこら辺は。その流れを作って、それでもつてくれば一番良かったんでしょうけど、いずれにせよ指定管理をするという方向で流れてきていますので、そういうのはもれなく協議をして、そして住民が利用しやすいような、活用しやすいような流れを作っていたきたいと思います。

その連絡方法とかそこまでは踏み込んではまだないんでしょう。やっているのかな。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

その件はすごく大事なことだと思います。まだ村長とも協議しておりませんが、可能性が高いのは宝島出張所。宝島出張所の可能性が高いと思います。

当然この案件がとおりましたら、3か月の期間がありますので、そこをまた指定管理者になりえる団体と連絡をどこに置くかということは、また再度つめなおして、可能性を求めるものであれば宝島出張所に、そこに連絡先を置かせたほうが、より行政のほうも連絡を取りやすいし、また外部からも取りやすいんじゃないかなと考えているところです。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

私は本案に対し、反対の立場から討論を行います。

本案は、管理者の指定の公募に対して、全住民の周知ができてないと考えられます。

従いまして、私は反対を行いたいと思います。皆様方のご賛同をお願いいたします。

○議長（日高通君）

次に原案に賛成者の発言を許可します。

3番、前田功一君。

○3番（前田功一君）

私はこの指定管理者、指定の議案について、賛成の立場から討論を行います。

この指定管理者となります、宝島自治会は自治会組織もしっかりしており、またななしまが係留するにあたって前籠漁港は十分安全と思われる。そして今まで実際に宝島港を起点とし、ななしまを運営していることも実績もあるとおり、宝島にななしまをおいても円滑に利用することができるものと、私は理解しております。

その点で、私はこの件に関して、賛成であります。皆様のご賛同を頂いて、賛成意見を投じていただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（日高通君）

他に討論ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

私は、本案件に関しましては賛成の立場から討論を行います。

過去におきまして、ななしまは指定管理をすべきというような流れから、ここまでやってきました。ただ、公募に関しては私もひとつ疑問は残ります。あと、その管理をしている港そのものも、宝島、今まで以上に宝島の自治会の人たちはいろんなものを抱え込んで、問題が解決しなければいけないという立場にあると思います。

また、村民の足として、そしてまた行政連絡船として、しかも安全性も含めて、責任がある立場になるというふうに考えております。

それだけに、自治会組織もしっかりし、そして、あとは先程も議論しましたが、運航管理上の組織をきちんと指導もされるというようなことですから、そういう形でななしまが、今後今まで以上にスムーズに運航ができることを期待しております。

そういうことで、賛成のほうへ皆様にご賛同していただきますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（日高通君）

他に討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

これで討論を終わります。

これから、日程第6、議案第45号、指定管理者の指定についての件を採決いたします。

この表決は起立によって行います。

日程第6、議案第45号、指定管理者の指定についての件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○議長（日高通君）

起立多数であります。

従って、日程第6、議案第45号、指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

○議長（日高通君）

審議途中でありますけれども、これより5分間休憩いたします。

3時20分にお集まりください。

休憩 15時15分

再開 15時20分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第7 議案第46号 指定管理者の指定についての件
（中之島生活改善施設）

○議長（日高通君）

日程第7、議案第46号、指定管理者の指定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第46号についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、指定管理者の指定でございますが、中之島生活改善施設の指定管理者を指名しようとするものでございます。

今回新しく総合センターから、もと支所の跡地に出来ましたコミュニティセンターに、新しく生活改善施設が設置されまして、その改善施設の指定管理でございます。

中之島生活改善施設をドリーム・トカラ 代表 永田恵美子を指定管理に指定しようとするものでございます。

指定管理者の要件を満たす団体であることと、今後も施設管理運営を遂行できる団体であると認め、選考をいたしました。

指定の期間は、平成22年7月1日から、平成25年3月31日までの期間としております。

以上で説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

中之島の生活改善の指定管理者の指定でございますけれども、確か、特産品の販売所も併設ですよ、改善室と。ですよ。同時に行なわせるのか。そこらへんを聞かせてください。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今回のやつは、中之島の生活改善施設だけでございまして、あそこにある販売所は別でございます。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

管理のですね、業務関係の従来の道理だと思っておりますけれども、業務の内容を詳細に理解が出来ていると思われませんが、協議等は何回ほど行っているのか伺います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

ちょっと手持ちの方に、ちょっと資料がございませんので、協議を何回したかというのは私のほうではわかりかねます。資料は後でよろしいですか。

前担当も県のほうに戻られましたけど、その担当者とは何回か打ち合わせはしたようでございます。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

ドリーム・トカラのこの永田さんと若干船の中で話をした経緯を申し上げますと、この指定管理の話をする中でね、中に設置した機械等が故障した場合に、指定管理をした、その指定管理を受けた側と折半で修理をせざるを得ないとするような協定書であったと。だから、そういう面でもとてもじゃないけど出来ないと言う話をした経緯もあったという話も、私はそのように理解して聞いたんですが。

そういう面で、本当にその指定管理と契約する方が、地域の方が、しやすいような、なんかそういうもって工夫してできないものかなという、そんな思いもしたりするんです。

また、これが自治会とか大きいひとつの、地域全体の組織であれば、ある面では地域全体のお金を使って堂々とできると。ところが、小規模人数のそういう生産者団体あたりにそれをしてしまうと、規模が小さいだけに、いろんなそういう問題もそこにあるんじゃないかなろうかと。

今後、いかにそれをまた活用していくかということも課題ですが、そういう小さい生産者団体、数人規模の人たちがするときの負担金あたりを、どういうふうな人たちがいるのかよく分かりませんが、軽減を図るような、そういうシステムを作っていくかなければ、今後のひとつの課題なのかなという思いもしたん

ですが、その点については、指定管理の契約をする、協定を結ぶ段階での、中身については担当課長は何も聞いておられないか、その点について伺います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今回の施設はまだ新しい施設でございます。

その施設そのもの、まあ通常の正しい使い方という御幣があるかも知れないですけど、通常の使い方でもって、何かうまく作動が出来なかったとか、壊れてしまったとか、となれば、また、それは指定管理者と本村との協議の上でどうにかなるかと思えますけど、その場合大体、通常は契約の中に3分の1のその指定管理者の方で持たなくてはならないとか、そういういろいろ取り決めがございますけれども、それは一応運営上のことでありますので、やっぱりこういう小さな団体がせっかく指定管理になって頑張ろうという意欲でございますので、その修理とかそういうのは、内容によりけりではないかと思えます。特にまた新しいのが壊れたりすれば、クレームとかそういうのもつくんではないかと思っております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

それではまた協定の中でそこら辺もきちんと説明をして、そして地域の壊すのが怖くて活用できなければ意味が無いわけですから、そういう面も含めて指導してもらいたいというふうに思います。

またこの、例えば私の地域では自治会が管理をし、指定管理を受け、そして婦人部の方へまた責任を任しているという中では、地域全体が使えると。全体がね、自動的につかえるようになっていっていると。逆に今度は小さい生産者団体に委託してしまうと、また違う意味で皆さんが使いにくいという面もあるかもしれない。そこら辺も含めて、地元の意見も聞きながら、また、そんなことは決してないんでしょうが、そこら辺も含めて注意を払って指導もすべきことなのかなという思いもしますのでね、その点も努力していただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

議案第43号と関連があるんですが、まあ、新たにこうやって生産グループが指定管理を受けるという部分で、施設の使用料の額の決定について、村として今、現時点でどのような形でうけようとする団体と協議をし、決定がなされているのか、その点について伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

まだ、今回これは新たに指定管理者を指定ただけでございます、その中の運営の管理の費用とか、そういうのはまだ管理者とは話しておりません。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

してないということなんですが、実際指定の期間がもうすでに明日から始まるわけですよ。そういった中で、使用に関してはすぐ始まる部分もあるんじゃないかと思えます。

先程43号の時にも触れましたが、指定管理の運営の部分について、できればやはり赤字運営にならないような形での運営を初年度から、できればしていただければと思うところもあります。

実際問題として、過去の事例等を考えた中で、使用料というのはおそらく設定をされるものとは思っておりますけれども、その点について、また村のほうも管理者側と協議をしながら使用料の決定をしていただければと思います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今、議員の言われたとおり、過去のその使用料とかそういうのを勘案しながらですね、指定管理料を決めていきたいと思います。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それでは、これから日程第7、議案第46号、指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

日程第7、第46号、指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第8 議案第47号 平成22年度十島村一般会計補正予算（第2号）についての件

○議長（日高通君）

日程第8、議案第47号、平成22年度十島村一般会計補正予算（第2号）についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第47号についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成22年度十島村一般会計補正予算第2号でございます。

2ページを開いていただきますと、補正予算の額を示してございますが、今回の一般会計補正予算第2号は2億8209万4000円を追加いたしまして、歳入歳出の予算の総額が29億2909万3000円となります。

第5表で地方債をここで謳っておりますが、地方債につきましては、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、及び償還の方法は第5表地方債によるということで明記をしております。

今回の補正予算の主なものについてでございますが、さっきから、おとといからふれておりますように、本村の人口が600人を切ったと。

特にこの1年で30人もが減少するということについては、本当にこの危機的状況になりつつあることから、少子化対策を中心とした定住促進対策事業の拡充並びに、新規住民を対象とした就職者支援制度の新設による関連事業、1636万8000円。そして、本年度の特定離島ふるさとおこし推進事業が確定したことから、当初予算計上の残り分の事業費2億5048万9000円が主なものとなっております。

今年度の特定離島事業につきましては、ハード・ソフト事業を含めて21事業の総事業費3億7070

万7000円が採択されたこととあります。

この事業費を前年度と比較した場合に、1573万円の減額となっておりますが、これは昨年場合は皆既日食関連のソフト事業が影響するものでありまして、産業振興生活基盤整備等のハード事業につきましては、対前年度比950万円の増額となったところでございます。

それでは歳入関係から順を追って申し上げたいと思いますが、まず11ページから15ページにかけて歳入関係がありますので、順を追って説明を申し上げます。

村税につきましては、757万2000円を増額してございます。増額の主な要因は個人村民税の特別徴収分が確定したことに伴いまして、161万8000円と、過年度滞納繰越分の110万円、それから固定資産税の償却資産分の課税対象資産が、当初見込みより増額したために377万9000円を増額、また過年度繰越で、93万7000円を計上したところでございます。

次に地方交付税につきましては、財源調整の関係から普通交付税を2760万円措置しておりまして、また口締めの影響による、セリ延期に対する農家への支援金交付の財源といたしまして、240万円を見込むものでございます。

次に12ページの国庫支出金につきましては、1095万9000円を減額しております。その要因は、今年度の港湾事業交付金内示があったことによるものでありまして、要求に対し、小宝島港分が、3040万円減額となったことが影響するものであります。

なお、東之浜港及び元浦港分はそれぞれ増額内示となっております。

県支出金につきましては、特定離島事業が確定したことが影響し、1億8154万7000円を増額計上をしてございます。

次に地籍調査費につきましては、今年度は事業費額内示により、92万2000円を減額しております。

また環境衛生補助金につきましては、合併浄化槽の整備が一基追加交付されております。

次に13ページのITカルテシステム支援事業補助金60万円につきましては、県保健所からの提案で、住民の医療カルテを他の医療機関等でも見ることができるシステム運用に要する費用を2分の1支援するための財源でございます。

次に農業委員会補助金の658万円の減額につきましては、農地制度実施円滑化補助金の農地台帳の整備として、事業費の上限なしということで、当初予算において822万2000円を補助金として計上していたところでありまして、結果的に本事業に要する補助金につきましては、164万2000円という内示が出され、今回658万円を減額するものでございます。

畜産業費の補助金の3804万7000円につきましては、特定離島事業で口之島地区の牧道整備を見込んでおります。

それから道路橋りょう費補助金の2566万4000円につきましては、特定離島事業で平島南之浜線取り付け道路と、各島の排水路整備を計画するものでございます。

港湾費補助金につきましても、特定離島事業関連で、東之浜他3港の防舷材設置、南之浜港及び元浦港防波堤の整備事業分の補助金を見込むものでございます。

次に消防費の補助金ですが、20万円につきましては、昨年に引き続き消防団の地域火災予防活動の事業に補助が受けられることから、その財源を見込むものであります。

統計調査委託金につきましては、本年10月実施の国勢調査の事業費内示に基づき、23万7000円を増額するものでございます。

次の14ページの財産収入につきましては、過年度分収入として、旧庁舎の貸付収入分等を125万5000円計上しております。

また定額運用基金収入として、過年度分の産業資金及び住宅資金の利子を81万1000円計上するものでございます。

繰越金につきましては、平成21年度実質収支額の中から、基金繰入、これを3000万円を除いた額を今回の補正財源として2988万9000円を繰り入れたものでございます。

雑収入につきましては、2087万9000円の増額であります。内訳は過年度分の産業資金及び住宅資金の延滞金分として180万4000円を計上しております。

総務費の雑入の1651万1000円につきましては、平成20年度から進めております、本村の地域公共交通活性化事業の平成21年度事業実績による精算分として、1651万1000円を一般会計に返納するものであります。

次に農林水産業費の雑入につきましては、過年度分の県有牛貸付償還金106万円と過年度分のパイプコール受益者負担86万2000円を計上したものであります。

土木費の雑入につきましては、平島地区の村営住宅で退去手続きは終えたものの、住宅内に個人所有の物件が放置しており、その住宅使用に支障ができることから、再三当人等に残整理を要求しておりますように、その通知をするものの動きがないことから、県町村会の顧問弁護士等の助言も得て、村のほうで代理執行することにしたものでありまして、その全費用を関係者に求めるために、64万2000円を計上しております。

15ページの村債につきましては、まず過疎対策事業債において、今予算に計上しております少子化対策並びに新規住民就労者支援制度を新過疎計画のソフト事業に計画をいたしまして、過疎債を1630万円充当しようとするものでございます。

また一般公共債につきましては、港湾事業に関わる職員の人件費の一部が同起債の対象になることから、その調整として480万円を計上するものでございます。

次に、16ページの歳出に入りますが、まず議会費につきましては、物件費等の執行による調整として6万7000円を減額してございます。

総務費は456万円の増額でありまして、主なものは一般管理費において、昨年12月から業務のアウトソーシングとして取り入れた派遣職員制度の導入を一時見直し、嘱託員制度の導入を進めるために予算の組み替えを行っております。

その内容は報酬で540万円を増額、委託料で411万2000円を減額してございます。派遣職員につきましては、現在3名配置しておりますが、この予算には出納室に一名嘱託員を配置するため、4名分の報酬額となっております。

この派遣職員から嘱託職員への変更につきましては、行政事務の複雑多様化等の中にあつて、職員の増員は厳しいことから、定数外職員の増員を求めることが予想されることと、派遣職員の時間単位が高く設定されていることなどから、見直すこととなったところでございます。

負担金補助及び交付金の、諏訪之瀬島、テレビ共同受信施設改修補助金の48万円は、本年4月に落雷被害による補修費の8割補助分として計上しております。

17ページの使用料賃借料の62万円につきましては、地方公共団体の資産控除準備とした固定資産台帳の共同利用システム運用に要するものであります。

企画費の備品購入費、61万2000円につきましては、テレビ会議用の音響性能確保といたしまして、新たにワイヤレスマイクセットを整備しようとするものであります。

それから地籍調査経費につきましては、補助内示に伴う予算減額並びに組み替えが、主なものとなっております。

18ページの委託料で、135万5000円の増額は、対象地区の一筆地調査を外注する経費にあてるものであります。

国勢調査では23万8000円を増額しております。

本年の10月実施の同調査の事業が内示をなされたことから、関係費目の節で記載しております額の増減をするものであります。

それから18ページから民生費での、民生費については、650万1000円を増額しております。

社会福祉総務費の人件費の増減は人事異動に伴う調整を行ったものでございます。

19ページの備品購入費の56万8000円につきましては、当初予算で口之島地区運動公園の草払機を自走型で計画したところでありましたが、同公園敷地が広すぎるのと、また同公園を管理する老人会の負担軽減として、乗用型に変更しようとするものであります。

20ページの負担金補助交付金では、冒頭でふれました本村の著しい人口減少の歯止め策になればと思いまして、現行の定住促進対策事業を拡充する予算として、定住中学生以下54名に対する生活費助成金1~2万円を計算して、522万円見込むものでございます。

20ページからの衛生費につきましては、625万5000円を増額してございます。主なものは、保健衛生総務費において、繰出金の簡易水道会計で執行する改良事業等の財源支援分392万4000円、21ページの診療所費の使用料、賃借料で計上する126万円。これについてはITカルテシステムを導入して、住民の医療情報を強化しようとするものでございます。

し尿処理費の負担金補助交付金の97万円につきましては、今年度の合併浄化槽整備補助が当初より一

基追加交付されることになったことに伴いまして、その予算措置を行うものであります。

21ページからの農林水産業業費につきましては、6380万4000円を計上しております。

農業委員会費が100万2000円減額している要因につきましては、今年度新規事業として取り組む農地台帳等の拡充整備事業の補助金が当初見込より658万円の減額内示を受けたことから、歳出予算の計画見直しを行い、330万6000円減額したことが影響するものであります。

また、人件費の増につきましては、本年4月時の人事異動による予算組み替えを行うものであります。

22ページから農業総務費での人件費減額につきましては、人事異動による調整であります。

23ページの委託費、120万円につきましては、新たに口之島地区で農道新設が見込まれることから、その測量調査経費を措置したものであります。

農業振興費の報酬及び共済費につきましては、本年6月から新たに営農指導員を迎えたところではありますが、その人件費の年間分160万4000円を計上したものであります。

報償費の1120万8000円につきましては、本村の急激な人口減少対策は、外からの新規転入を強力に推し進める必要があると判断をいたしまして、新規転入者で農林水産業等に従事しようとする者を、地域住民等の意見を聞き、一定の条件を満たした場合、村就労者新規参入者等に認定の上、奨励金を交付しようとするものでございます。

この事業の対象者はIターン等の新規参入者、Uターン等の後継者、転入のきっかけ作りと交流人口の促進のための体験希望者、そして新規参入者等を指導支援してくれる指導者に奨励金を交付しようとするものであります。

この予算額につきましては、それぞれ区分により見込みで計上しておりまして、今後転入者等の実態により変動するものと思っております。

24ページの旅費及び原材料費につきましては、県が進める地域営農支援推進事業に三地区が内示されておりまして、外部講師並びに、村雇用の営農指導員の活動事業を展開しようとするものであります。

畜産業費の旅費57万円及び委託料114万円につきましては、家畜衛生指導員、支部登録検査等の活動に対して、その経費を見込んだものでございます。

25ページの工事請負費4755万9000円につきましては、口之島地区の新規牧道整備を特定事業で施工しようとするものであります。

また備品購入費で土壤測定器ならびに人工授精機購入も計上してございます。

負担金補助交付金の240万円につきましては、補正予算第1号専決処分同様、口締疫による子牛セリ延期、7月セリ延期見込みのためによる農家への支援金を計上したものでございます。

26ページの水産業振興費の工事請負費、備品購入費は予算の組み替えによる増減でございます。

26ページから、商工費に入りますが、635万9000円を計上してございます。共済費及び賃金で「ななしま2」の臨時船員の経費を計上しております。

本年10月から指定管理者制度を導入するうえで、その準備として9月までの3か月間、現「ななしま2」船長と一緒に乗船をさせて、同船の操船ならびに機器習得等の為に、臨時船員として雇用しようとするものであります。

また賃金及び原材料費で、中之島七つ山地区海水浴場のトイレ補修経費、あるいは需用費の印刷製本費で、友好島民制度の募集に必要なパンフレット及び手帳等の増刷に要する経費67万1000円を計上してございます。

27ページの委託料では、「ななしま2」の指定管理料として本年10月から6か月間248万3000円を見込むものであります。

また「ななしま2」の燃料タンクを一基増設するために、73万5000円も計上してございます。

27ページから土木費ですが、土木費につきましては、1億8113万3000円を増額してございます。道路新設改良費の工事請負費に、中之島及び宝島地区の村道維持道路新設改良費の工事請負費において、中之島、重複してしまいましたけれども、村道維持事業で505万円、特定離島事業で平島南之浜線の取り付け事業及び各島の集落内排水路整備で3208万円、また28ページの砂防費で口之島西之浜地区法面改良費で120万円を計上してございます。

港湾管理費では平島地区ほか3港の防舷材設置、南之浜港船揚場、元浦港防波堤整備を特定離島事業で1億5500万円計画しております。

それから、港湾建設費の1374万4000円の減額につきましては、今年度の交付金事業が確定した

ために、歳入でも説明申し上げましたとおり、小宝島港の改修事業分を3800万円減額するものが影響をしております。

委託料の2000万円の増額につきましては、東之浜の防波堤1函沖合いに延長するための設計委託料でございます。

それから住宅管理費につきましては、歳入でも申し上げましたとおり、村営住宅を退去したにもかかわらず、そのまま荷物を放置しておりますので、再三撤去通知にも従わないということから、村のほうで強制的に撤去処分をするという経費で64万1000円を計上しております。

また、平島、諏訪之瀬島地区住宅で不在期間が長期に及んだことから、劣化が著しいため、同住宅の補修設計を72万円計上するものであります。

消防費につきましては、県と村の共同で実施する離島火山防災訓練を本年12月に中之島で実施することから、その経費として旅費、需用費でそれぞれ予算措置をしております。

また消防備品費として、各消防団からの意見要望によりまして、消火用のホース、ヘルメット等の購入経費と207万5000円を措置してございます。

次に30ページから教育費になりますが、教育費は676万4000円を増額しております。主なものは、事務局費の委託料で、語学留学を含めた本年度の山海留学生在が確定したことから、177万2000円を増額してございます。

31ページの委託料、小宝島体育館敷地地質調査箇所を、当初粘土質で見込んでおりましたけれども、小宝島地区は岩盤で出来た島であることから、今回地質調査に岩質調査に変更する必要がございまして、293万円増額しております。

工事請負費の77万5000円については、中之島小中学校に地上デジタル放送用の屋外アンテナを整備するものであります。

小学校建設費の委託料につきましては、本年度国庫事業で口之島小中学校のグラウンド整備を予定しているところでありまして、その詳細設計を実施する経費、58万8000円を追加するものであります。その他は、体育大会等の事業実施や、現時点における予算の過不足による調整を行うものであります。

予備費につきましては471万円を増額してございます。

次に8ページをご覧頂きたいと思えます。

地方債の補正であります。地方債の補正を第5条で行っているわけですが、歳入でも説明のとおり、新過疎法で新たにソフト事業の財政支援を受けることが可能となったことから、本村の人口激減対策に、過疎債充当を計画するものであります。

また、一般公共事業債の増額につきましては、事務費の一部を本起債の対象となることから、増額補正を見込むものでございます。

従って、2件の起債を増やし、現時点における本年度地方債は2億6370万円となっております。

あとはご質問に応じて、またお答えしたいと思いますので、説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、前田功一君。

○3番（前田功一君）

一点だけ、県支出金のほうで、特定離島の防舷材整備のほうに前籠港が入っているんだけど、これは間違いじゃないでしょうか。前籠は県の管理港なので、これでやるのはちょっとおかしいんじゃないですか。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

管理港ではありますけれども、維持管理のほうは村のほうでするものですから。防舷材設置、宝島2基。歳出のほうで、歳出の特定離島防舷材整備のほうで、宝島2基つける予定になっております。

○議長（日高通君）

3番、前田功一君。

○3番（前田功一君）

だから、先程も言ったけど、前籠漁港は県の管理港なので、今までこの特定離島ではやっていないはずですよ。宝島港だったらわかりますよ。県の管理港をこれでやっているというのは、ちょっと初めて聞いた。これはちょっとおかしくない。まさかね。

普段でも議会のほうからは、この特定離島を使って、この防舷材整備をするのはおかしくて、これなりの予算が欲しいということはいつも言っているところに、県の管理港までこれでやるということになるとおかしくない。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

歳入のほうは前籠漁港となっていますけど、歳出のほうは宝島になっていますので、ちょっとここは確認させてください。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

歳入歳出関係するんですが、歳入の部分で土木費の国庫補助金、小宝島港の分について減額になっていると。歳出についても工事請負費の部分で小宝島港の部分については3400万減額ということなんですが、まず歳入の部分でなぜ小宝島港だけが減額に、内示に伴う変更と言うことなんですが、なったのか。その点が分かれば説明いただきたい。

またこういう形で減額補正をしたという部分で、今年度の小宝島港の改修工事等について、どのような影響があるのか、その点まで伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

国の事業仕分けですか。そのほうで減額になって、今のところは、これは一応内示のほうできております。

その、すみません。ちょっと資料がございませんので、後ほど。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

今、先程経済課長が説明しましたとおりですね。

国のほうから一方的に有無を言わずに交付金が決定排除されたということで、今回から補助金じゃなくて交付金制度になったということもあってですね。

今担当課のほうにつきましては、今の小宝島港が今度ケーソンを一函据える予定で進めていたわけですが、今の事業費で約2億ということで、とてもケーソンを据えることまではできないという状況です。

今担当課の試算の中では、約4億近く、ケーソンを据えて上部工まで打つには4億ぐらいかかるということがあるものですから、その財源を元浦港のほうから一部流用したいということで、今国のほうと内部調整に入ったということ等で聞いております。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

補足しておきますけど、今言ったとおりなんです。これが早々判明したものですから、7月1日に全離島の総会等があって上京したおりに、議員会館に行ってみて、鹿児島一区の議員さんにやかましく言うておきました。

事業仕分けでそういうことをされてしまうと、せっかく計画したものが出来ませんよと。そういうようなおかしなことをしてもらっては困ると、厳しく言うておきましたが、話を聞いてみますと、普通は九州地区の整備局から内示が来るんですけど、何か本庁から直接来るんだということ等も聞いておまして、また議員もそういうことを言いました。本庁のほうに。事務方ですよ。事務方のほうに言うておきますと。言うておきますといいながら返事もきておりません。そういうような状況です。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

只今の件に関しては、一昨年ですか、東之浜港の予算から資材が高くなって小宝島のほうに流用したりとか、そういうような操作をしながら、不便な思いをしている港ですので、そういう形でやったという経緯もあるんですが、その前にもっと予算獲得に、削られることは最初から想定してやるべきじゃないのかと話したんですが。

もちろんその単独事業である諏訪之瀬島の港、あれは元浦ですか。いくらかまわすと言うような話ですが、そこら辺は何とかして、元浦の場合に、年に何回接岸するかということもこの間調べましたよね。年間に3回かそこらなんです。

ところが小宝島、平島に関しては、抜港もあるんです。抜港というのは、接岸できないと。そのために住民は宝島に行って泊まらないといけない。小宝島の人だね。平島の方は諏訪之瀬島、悪石島に行くとまって、宿泊料もまた別に自己負担が増えるんです。

そういう状況の流れを良く分かっていただいて、一番不便な思いをしている港の方から優先的に、しかも今度は予算要求にしましても、過大な予算要求をしるとは言いませんが、もっと額的にも何らかのかたちで出来ないものかなと思うんですが、その点についてはいかがなものですかね。

例えば、東之浜港の裏港の対策にしましても、担当職員の考え方、あるいは計画のあり方。なんかその危機意識をもったやり方じゃないっていうような、私はそんな思いがして、当初予算の審議の中でもそういう話をした経緯があるんですが、その流れからきて、こんな形になるんじゃないのかなと半分思っているんです。個人的にはね、するんです。

そういう意識をもってやっていないから、一方的に削られて、どうしようもないという流れになってくるんじゃないかと思ったりしてですね。

例えば今度は県管理港の場合には、中之島の港にしましても、住民からも何も要請もない。新しい港も今度出来ていますよね。だけど今現在の港が、安全に接岸できるもんだから、あそこを急げとは一言も言っていないんです。大騒ぎもしていないんです。だって今、そんなに必要と感じていないからね。またそこへきて、また沖防をやっているんですよ、県の方がね。

ところが今度は、小宝島とか平島、諏訪之瀬島も含めて、単独港は、そんな不便な思いをしながら、それでも金を削られるっていうのはどういうことかというのが、私は本当に腹の底から煮え繰り返るような思いがするんですが、国が出来なければ県はやってくれるのかと。「中之島の沖防は外してでもいいから、そっちのほうにまわせよ」といいたいぐらいの思いがするんですが、県のほうとの折衝あたりも、今後もっともっとやっていくべきではないかと思うんですが、その点についてはどのように考えますか。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

港湾の関係は、最初は先程総務課長が言ったように、補助金で計画をし、補助金で沈静をします。これが県を經由して、九州整備局にいったと、順序になります。ところが、今度も私はその要領でいっているんだと思っておりましたら、そうじゃなくて、申請の段階ではおそらくそういうことではないかと思うんですが、補助金が交付された段階では、交付金になっていると。補助金じゃなくて。

ですから、一括してもうぼっとやっている。それが、ですから、議員と同様で私もおかしいじゃないかと、せつかく小さな港ですから、計画をしてこれだけやりますということで上げているわけだから、その分の補助金をちゃんとつけてもらわないと、仕事が出来ないじゃないのと言ってありますが、そこらの事務の成り行きがまだ一年目なものですから、よく承知しておりません。

したがって先程申し上げましたように、7月の1日に上京したときに、失礼、6月1日ですか。行った時にそういうことで要望した次第でしたけれども、うんとすんとも言ってきません。

ですから、先程来言っているように、やっぱり全体の枠を事業仕分けでやって、それを各あれに割り当ててきているんじゃないかなと、そういう想像しかできません。

議員がご指摘のように、とにかく県にもうちょっと言って、状況をまず把握しなければいけない。そういうふうに思っております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

確かに状況が、国の状況がそういうふうにくらべて変わっていていると。その中で今度はどうすればいいのかということももちろん、村も真剣に考えていただきたいと言うのはそれは確かな思いです。

一昨年か、その前ですか。県の金子議長等も含めて議員との懇談会の中で、中之島の地元の議員の方からも、中之島の港だけがきちんと整備されても、十島全体の交通体系は厳しいんだと言うような意見も出されまして、出来ることならその沖防まで、お金を経費かけるのであれば、それを他の港、平島、小宝島の予算が足りないところにまわしたらどうかという話しも出、また私のほうからも、せめてまだ整備が管理できるには程遠い、小宝島、平島の港はどちらかを県管理港に引き上げることはできないのかと、そういう話もした経緯もあります。

それは僕らの段階じゃなくて、執行部側の段階でね、そういうもつともつと状況を把握して、向こうにも要請していく、要望していく必要があるのかなと。

村の今までの単独港の工事のやり方からすると、何億に要請した場合に、村の負担金がそこに発生しますね。負担金が負担になるものだから多額な要請が出来ないと。予算要求がね。そういう事情もあったでしょう。現実からして、今のままだと本当に小宝島がケーソンも2億で、ケーソンもできないと、いうのであれば、ますますその年間通して、出来れば、全天候型まで欲は皆さん言っていないわけですよ。ある程度抜港ができないような港にできればなど、そういう思いがますます遠のいていってしまう。

そういう面では県のほうに泣きついてでも、片方では中之島、宝島でも沖防が始まっているんですよ。そういうところも含めて、何らかの形で協議をしていただければなどという思いもするんですが、そんなに難しいことじゃないのかなと思ひもしますけど、どうですか。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

先程、経済課長でしたか、総務課長でしたか、その諏訪之瀬島の分を小宝島に流用するというので、今それをやっている最中です。ですから、ご指摘のように諏訪之瀬島はそう急がなくてもいい。だけど、小宝島はそういうわけにいきませんよということでの取り扱いはしているつもりです。

それから、本村だけじゃなくて、三島の黒島の港もそういうことで、半分くらい削られてきていると。うちよりか、ちょっと額が大きいみたいですけど、そうしてやっぱりしわ寄せがきていると。

どちらが本当かわかりませんが、簡単に「流用をしてください」と言って、「はい、それで良いですよ」ということが、すぐ出来ないと、そのしかも本庁まであげないといけないというようなことで、非常にこの補助金の交付の仕方、そういうものがどうもおかしくなっていることは事実です。

そういうようなことですので、諏訪之瀬島のそれが、流用できれば、小宝島はできると。今の時点ではそういうふうになっているところですよ。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

28ページのですね、土木費で、西之浜地区の地すべりに120万円計上を致しておりますけれども、県単で行っておりますけれども、この分の内容を説明をしてもらいたいと思います。

もう一点、30ページ。需用費です。防災無線の修繕費です。防災無線が度々故障があるようがあります。そこら辺の定期的な点検をどのように行っておるのか。非常にスピーカーが流れなかったり、録音が取れなかったりですね。故障が度々ありますから、そこら辺の内容を説明願いたいと思います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

砂防費の中の、地すべり対策事業費として120万計上しております。西之浜地区の森崎さん宅の背後地の今はらんでるところがございます。擁壁というか、法面がですね。そこをふとんかごに換えるということです。県単とは何も関係ないです。単独の事業です。

住宅の法面ですね。そこを、法面そのものに水が含んで腫れるということですので、そこを取り除いて、ふとんかご法にして、その代わりあそこのほうがベランダが出ていますので、ベランダそのものを法面に

入れて、当たらないようにしてください、ということも条件でもって、あそこの水周りですかね。水周りが法面にいかないようなことをしていただいて、背後地のほうはふとんかごを設置するというようにしています。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

30ページのほうの消防設備費のこの修繕費37万8000円のこの関係ですけど、これにつきましては、宝島地区のほうの屋外無線が全く聞こえなくなったということでの補修をしようとしているところです。

議員のほうの質問にありましたように、防災無線につきましては年一回点検整備ということで実施しております。この時期につきましては、台風シーズン前にやろうということで、管理会社のほうとは契約をしているわけなんですけど、その管理経費が当初予算で約280万程度かかると。そのかかる原因は屋外拡声器、それから親局並びに、それぞれの島での無線基地ということの点検箇所が多すぎるということで、実費相当での金額での受託契約を結んでいるということにしています。

当初、整備当時は年2回で、その倍額でしておったんですけども、村の負担がかなり大きいということもあって、故障箇所が発生した都度、補修をお願いするというかたちに切り替えるというふうにしております。

ただ残念ながら、これまでの議会の中でも防災無線がかなり、特に5月6月時期の電波障害があつて、全く聞こえないということは私どものほうも聞いて、その改善に努めているんですけど、なかなか保守会社のほうも完全にそれを除去するまでにいたっていないというのが実態です。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

防災無線というのは、連絡周知等ですね、大事なものでありますので、つい最近も口之島のほうで会合がありまして、3日連続でやったんですよ。そのときも故障で、録音ができなかったという現状でありますので、度々、やっぱり故障がありますと、既存の有線放送をですね、もう一度復活をできないかという話もおきておりますので、そういう原因の究明ですね。早く進めてもらいたいと思います。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

何ページでしたか忘れましたが、口之島の健康広場の芝刈り機の導入。あれは60数万でしたよね。

あとそのどのような活用をするのか、よく分かりませんが、今までの流れからすると、ひとつの島に一個買って与えるっていう規模のものと、それから、これは一年に、例えばこの地域では3回しか使わないと。そういった場合に、あるいは健康広場というのは社会教育のそういう一貫でやっていますけど、そうしますと、学校の運動場あたりはどういうふうにそれも使えるのかどうか。共有して使えるのかどうかですね。

あるいは今度は中之島の運動公園を委託していますよね。管理委託。だから、そういうところまで、今後はそれをどういう代物か分かりませんよ。芝刈り機やらね。その60数万する高価なものですから、そういう形で、今度は使用頻度を上げていくというような方法等も考えてやる時代なのかなという思いもするんですが、その活用、あるいは誰が責任をもって、どういうような活用していくのかというのを考えてみたら、その点について伺いたい。

それと、七つ山の過去に作った海水浴場の整備ということで、過去においては支所の職員が行って、道路を伐採したり、その流れで、そういう伐採をしてもなかなか遠くて活用が図れないというような現実があつて、しかも今度は台風等でかなりダメージを受けているという状況の中で、どういう中身でこれをまた整備しようとしているのか、活用がどのように図ろうとしているのか、その点についても、説明を願いたいと思います。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

芝刈り機の件につきましては、口之島の老人クラブですか、これに管理をさせるということにしております。

ですから、健康広場が非常に広いということで、自走式のやつでは非常に大変だということで、これに切り替えたわけですが、健康広場ははじめ学校で校庭等で使用する必要があれば学校に貸し出すということは考えておりますけれども、今のところは他の島に移動ということは考えておりません。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

七つ山海水浴場の改修工事の件でございます。

この工事の中身としましては、トイレ等のガラス等が壊れていますので、こういうのを地元のほうが原材料さえ送ってくれば、どうにか整備するというので、やっぱりそういう施設があるというのを、いろいろ観光客の方がご存知のようで、そこに来て魚を釣ったりとか、海水浴をしたりとかしているようでございまして、どうしてもトイレを整備してほしいという地元からの要望がございまして、原材料を送っていただければ、地元ですということですので、今回計上しています。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

まず一点、その芝刈り機の件に関して。

老人クラブに云々という話がありましたが、十島村全体を見ましても、例えば各島の学校の運動場の管理にしましても、少人数で管理も非常に手間がかかるという面で、そっちのほうへの活用も図らずに、なぜ老人クラブのそっちだけ高価なやつを入れるのかなと。

だから、どうせ高価なやつを入れるのであれば、各島のことも含めてね、学校の管理上、少人数学級の中で、少人数の中で、それは芝刈りもPTAあたりが奉仕作業も含めてね、管理を手伝ってやっているんですよ。そういう面で生かしていくというような方向であればいいんだけど、それを私がこういう話をして、初めて学校から要望があればそのしますけど、会計上別でしょうから、管理上ね。

そういうような、共有をはかろうというかな、そういう意味での有効に使っていくということを前提に、高価なものを設置するのであればね、私はしていくべきなんだろうと思うんですよ。それじゃ、他の健康広場はどうするのということで、そういう着眼点をもってね、ただ要望があるからしましょうということで、果たしてそれでいいのかどうか。私はそう思うんですが、他の島へやるのは考えていないとか、あるいは学校から要望があればそうしましょうとか。それじゃ、健康広場で、その60何万の機械で、年間に何十回使うのか、とかそういう積算をした場合、それはもったいないなど。普通であれば、私がふところからお金を出して買うのであればそのような思いもします。

ですから、もっともっと地域の中でも、あるいは島外でもね、送り込んでやるんだというような使い方は私は今後絶対に必要なのかなと思うんですが。

ただ要請があればとか、また老人クラブが管理していれば、なかなか連絡も取りにくい。そこで、連絡を取るには出張所へ連絡をして、出張所から老人クラブへ行って、その旨のことをやれば中之島の運動公園だって管理もしやすいだろうなど、そのような思いがします。

例えば学校のそういう運動場の管理も含めて、児童生徒数が激減している、そういう状況の中でね、大変な思いをしているんだということも含めて運用をはかるべきじゃないかと思うんですが、その点については、今後流れで考えるというのは、されないのか。

機械そのものがそんなものじゃないということなのか、その点について伺いたい。

○議長（日高通君）

本日の会議は、都合によりまして、あらかじめ延長します。

○6番（用澤満男君）

勿論一回施設を作ると、そういうものが残る、それを活用せんないかんということで、そういうのもありましよう。

過去において支所の職員が伐採を、道路の伐採をしてた頃も大変だったというような現状の中、今現状では、七つ山の海水浴場の道路等は、どのようなかたちで整備維持管理をしているのか。

例えば、そのトイレの施設を整備しただけでは、その活用は図ろうにも図れないのではないかという思

いもするんですが、そこら辺はどのように把握しているのか伺いたい。

○議長（日高通君）

審議途中でありますけれども、しばらく休憩いたします。

休憩

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先程3番議員のご質問にありました、土木費の県補助金。この中に東之浜港、元浦港、やすら浜港、前籠漁港というのはおかしいのではないかとということで、調べた結果、これは宝島港の間違いでございます。

それから先程の七つ山の海岸の件でございます。今道路はもうすでに伐採されて通れるようになっております。これは、先日、ふるさと委員会の事業で実施したそうでございます。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

口之島の運動場は、議員もご案内のとおり、7000から8000㎡くらいの大きなグラウンドでありますので、これは、芝刈り機、ピーバーですか、とかでは非常に時間的にもかかるし、それから、大勢の人数がかかるということで、今回自走式のほうになったわけですが、基本的には口之島の老人クラブで管理するというふうに考えております。他のところへの移動はどうかということでしたが、学校のほうは貸してくれといえは貸し出すんでしょうけれども、ただ学校が、その自走式でのってやるだけの草を刈るところがあるのかどうか。口之島の学校はほとんどが土の学校ですので、その辺はちょっとわかりませんが。

それから中之島の運動公園につきましては、すでに指定管理ということで、NPOのほうに委託しているわけですから、そこはそちらでやっていただくということになります。

ですから、村からわざわざですね、それを送るということはしておりません。

それから他の施設では、悪石の学校のほうがちょっと大きいかなと思いますけれども、それらについてはまた口之島の老人クラブとも協議をしたいと思っております。

○議長（日高通君）

用澤満男君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条の但書の規定によって特に発言を許可します。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

只今住民課長の説明だと、口之島から基本的に動かしたくないんだと。絶対に必要なんだと。

それで、地元としては平島にも健康広場があります。広いのがね。過去においても、口之島の健康広場の管理においては、村に賃金を要請した経緯があります。何回もね。

ところが、私の地域ではボランティアで奉仕でみんなが出て、伐採をした経緯があります。

地域で独自でそういうことをしているところなのか。それじゃ、こっちから要請がないから、しなくていいということに、私は考えるんですが、課長の言い分だとね。

出来ればお金がいっぱいあればいいんですよ。じゃあ平島、悪石島にも買って頂戴って言ったら、あなたは買いますか。

そういう意味からして、管理をするのに難儀な思いをしながらしている他の地域もあるんですよ。そういうものに関しての関心が何にもないというのもどうなのかな。

芝刈りにしても、みんなお年寄りも含めてボランティアでやっているんですよ。それを。そこら辺につ

いて、口之島の学校ですら、あるいは悪石島の学校も広い。児童生徒数が減っている。その中で、今までの地域の人も歳を取っている。そういう状況の中でやっとして管理しているんです。

だからそこで、それを運用を図っていくというのがそんなに難しいのであれば、次年度に予算要求しておきます。健康広場のある地域にはそういうものをあてがってくださいって、また中之島の運動広場のそれはもう指定管理していますから、知りませんといいますけど、そういうことはないでしょう。中之島の管理は、あくまでも村の財産ですから、そういう面でこっちで活用できればそれはしてくださいというのも不思議じゃないと思うんですが、指定管理したから知りませんというわけにも行かないんじゃないかと思ひますが、その点についてどのように考えているか伺います。

○議長（日高通君）

副村長、福満征一郎君。

○副村長（福満征一郎君）

今議員のご趣旨が、高い行政財産を買うときに各島の使い回しをするような、行政財産の効率的な運営を考えて、購入する段階からそれを考えなさいと、そういう趣旨だと思っております。

今回のこの芝刈り機について、そこまで考えていなかったのは事実であります。今後、そういう財政の厳しい中ですから、そういう行政財産の効率的な運用というのも考えながらですね、今後の計画を作っていくべきだと思っておりますし、そういうことについて配慮しながら予算の編成をしていきたいと思っております。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

口之島の場合ではですね、先程申しましたように、非常に7000～8000㎡という広いグラウンドです。

ですから、他のところが自走式が必要なのか、あるいは電動の手押しでいいのかですね、その辺の判断をさせていただきたいと思ひます。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

4番、平泉二太君。

○4番（平泉二太君）

先程七つ山の海水浴場の工事材料の件がでてくるんですけど、この私現場にいて、取り付け方法なんか、どうかたちで取り付けるのかわからないんですけど、ここの23ページですか、26ページに賃金とあるんですけど、これはいえば、賃金を出して地元でやるような、今経済課長の話だったんですけど、それで、素人で取替え自体が出来ものなのかどうなのか。

それともう一点、小宝島の体育館の地質調査が出てくるんですけど、予定地を変更されるわけですかね。それと、またいつごろこの着工ができるのかどうか。お尋ねしたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

七つ山の海水浴場の改修の件でございます。今ついているのが、窓ガラスそのものがすべて割れていて、外からも勿論閉められる状態でもございませんので、枠も全部外して、今回ははめ込み式に、外すことのできないはめ込み式にしようという考えでございます。

そうすれば開ける必要もないですから、そのまま例えば使用したあとに開けっ放しとか、今までのやつを開けっ放しにしていたために破損とかそういうのをしているみたいですので、開けっ放しに出来ないようなはめ込み式にすれば、地元の方でも施工ができるということですので、それでもって今回は計画しております。

○議長（日高通君）

教育総務課長、久保源一郎君。

○教育総務課長（久保源一郎君）

小宝島の体育館敷地の地質調査の件でございますが、これは当初の予算の査定の段階で、見積もりの段階で設計ミスがございました。見積のミスがございました。

そのため、再度見積もりをしなおして、その分で不足額が、今、要求しています、およそ290万ほど

でてきております。

今後はまたこの分を入札にかけるわけですけど、一番の原因はボーリング調査ということで、ポイント数をだいたい8箇所から10箇所と考えております。

その際、現地の地質の状況、隆起珊瑚礁の島でございますので、普通の地質のボーリング調査と違いまして、土木単価というか、そのあたりが約3倍近く違っておりました。

そのために、再度予算の要求のしなおしをして、今回増額要求をしている次第でございます。

それと、ボーリングの場所でございますが、現在行政のほうでは2箇所ほど現地の状況からして、考えております。まだどちらの方に設置するかどうかは地元と最後の調整がすんでおりませんので、調整が進んだ後、地元と話し合った後に、ボーリングの調査に入りたいと考えております。

ちなみに、現時点では本年度地質調査をしまして、23年度、24年度あたりで体育館の完成を見たいと考えております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑をおわります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第8、議案第47号、平成22年度十島村一般会計補正予算（第2号）についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第8、議案第47号、平成22年度十島村一般会計補正予算（第2号）についての件は原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第9 議案第48号 平成22年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第2号）についての件

○議長（日高通君）

日程第9、議案第48号、平成22年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第2号）についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第48号についてご説明を申し上げます。

本案は平成22年度船舶特別会計補正予算第2号でございます。

2ページに予算の総額を謳っておりますが、まず7583万7000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を8億9245万9000円と定めているところでございます。

まず歳入から参りますけれども、8ページからで説明を申し上げます。

まず国庫補助金でございますが、1583万7000円を増額計上してございます。補正後の予算が5億2500万6000円となることとなります。

これにつきましては、第2号補正予算に要する財源のうち、県補助金の離島航路補助金6000万円を除いた額で、1583万7000円によって財源調整をしたものでございます。

それから県の支出金補助金ですが、6000万円を増額計上しておりまして、全体で8630万1000円となります。

これにつきましては、平成21年度船舶特別会計の決算見込み額が、財政健全化法の資金不足利率20%を超えることから一般会計により、平成21年度船舶特別会計に6000万円を繰り入れし、決算処理をしております。

従いまして、第1号補正予算額2630万1000円と、今回増額計上いたしました6000万円との合算額が県の離島航路補助金として交付されるということとなります。

次は、歳出ですけれども、9ページからです。まず運航費用の船員費で55万2000円を増額計上をしております。

それから船舶備品費で26万1000円を計上しておりますが、これは各客室にテレビを設置しておりますが、画面の解像度の低下、スイッチの不具合などの症状が出ておりまして、テレビを新規交換する費用を計上したものであります。

各客室等に設置しておりますテレビにつきましては、順次新規交換をしていく予定にしております。

それから船費雑費でフェリーとしまの中間検査申請手数料として29万1000円を計上しております。

この検査手数料につきましては、従来定期船の検査工事及び一般工事請負契約の中で処理をされてきましたが、昨年の国の航路補助監査時において、検査申請手数料については非課税であると指摘されたことから、今回計上をすることにいたしました。

なお、平成21年度に施工しました定期検査工事につきましては、変更契約において別途処理をすることにしております。

それから、営業費用で1528万6000円を増額計上しております。内訳は消費税で200万6000円を増額し、536万9000円としております。

この消費税につきましては、平成21年度の消費税及び平成22年度の中間納付額現計予算に不足を生じておりますので、その分を計上したということとなります。

それから航路付属施設費で1328万円を計上しております。これは懸案事項でありました各島に配備しておりますフォークリフト新替購入について、国との協議が整いました。今回、中之島及び小宝島に配置しておりますフォークリフトの新替購入費用として計上したものでございます。

導入予定次期は、発注から6か月程度の期間を要しますので、おおむね1月頃となる見込みであります。

また島内で簡易な部品交換があるため、フォークリフトの交換部品として、消耗品で5万円程度を計上しております。

航路補助対象外費用で、5999万9000円を増額計上しております。これは歳入の際にご説明をいたしました、平成21年度船舶特別会計の決算見込額が、財政健全化法の資金不足比率20%を超えることから一般会計より6000万円を繰入れし、決算処理をしたもので、この資金不足対策の繰入金6000万円を一般会計に繰出すものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、平泉二太君。

○4番（平泉二太君）

フォークリフトのほうの購入2台、これは現在中之島あたりで使われている、おそらく8トン型だと思うんですけど、その今使われているものと同等のものが来るのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

フォークリフトの件でございます。

これは中之島で使われているのは平成9年型のフォークリフトだということで、だいぶ古くなっているということでございます。今回、買い替える予定のフォークリフトも同じく8トン型を予定しております。

○議長（日高通君）

3番、前田功一君。

○3番（前田功一君）

今回テレビを購入ということであれなんですけど、今としまに全部ついているテレビの台数は、相当な数があって、あれのすべての受信料というのは、年間いくらかかっているのか。

ちょっとひとつの考え方なんですけど、もう人がチャンネル変えたりとかボリュームをいろいろするから壊れたりもすると思うんですよ。もう思い切って、モニターだけをおいて、一括でチャンネルを。

まあ一箇所チャンネルを操作するとか、一箇所だけにして、全部配線で繋いで、もうモニターだけにすると。そうすると多分受信料は一台分だけではないか。コストは削減するし、物は壊れないし、モニターだけだったら安いし、なんかちょっとそういう考え方をしても良いんじゃないかと思います。

なぜかと言うと、チャンネル数。みんなかえればって言うけど、実際走っているときって、チャンネル2、3局ぐらいで、しかもずっと面白くないのばかりで、見るのは野球ぐらいでしょう。だったらそういうので十分じゃないの。いかがですかね。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今、手持ちにその受信料の金額がございませんので、はっきりした金額は言えませんが、とにかく、うちの船は公益船ですので、テレビ一台につきひとつの受信契約を結ばなくてはなりませんので、ある分だけ払っていると思います。

今議員のご指摘のとおり、航海中はBS、だいたい3局か4局程度しか、デジタルだと1チャンネルから8チャンネルぐらいまで映ることは映りますけど、それでもその時間帯というのはあまり大して面白いチャンネルもないですので、ほとんど皆さん野球とかそういうのを見ているようでございます。夕方になって、鹿児島港に入港するころは相撲とかあればそういうのも、民法を観ているようですが、よっぽど鹿児島市内に近づかない限りは民放の映りはハッキリしません。

そういう状況ですので、今ご指摘のとおりだいぶ前進というか、良い、大変こちらとしても検討するのに値する良い案ですので、また内部で検討しまして、そういう形が取ればですね。フロアによって買い換えるとか、そういうのも出来るんじゃないかと思っておりますので、検討させていただきます。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

只今の考えには私は反対であります。

地デジに変わって、しかも衛星放送にも各局がいっぱい選択ができる、その方向で世の中走っているのに、1局だけしか観れないというのは、それは残念でならんというふうに。しかも長時間そこに乗ってないきゃいかんということでは、自由な選択が出来るというような流れの方が、私は客に対するサービスという面では大事なことじゃないかと思っておりますので。

あとはこのテレビの購入、それにおいては何台なのか、今映らないものは全てを変えようとしているのか。

またもうひとつは、衛星からの受信をするのに、パラボラアンテナが追従をするのが、当初買った設置したときよりもだいぶ鈍くなっているというような気がするんですが、そこらへんは専門的な専門家にみせて、そのなんらかの形を、修繕なり、取替えなりせないかんという気がするんですが、その点はどのように考えているのか。

事務長の話だと、これは雨が降っているところなんだと。それはよく理解できるんですが、当初よりも映りが悪くなっていると。全く映らない状況が続くというようなこともありますので、そこら辺も、テレビを換えた段階で、換える段階で専門的な業者に観てもらわなければならないのかなという気がします。合わせてそこら辺も点検も必要かなと。

あるいはフェリーとしまの船の電気だから、故障が多いんだという話もしておりましたので、そこら辺

の要因も確認していくのもこれから必要なのかなど。その原因をです。特定していくのも必要かと思えますので、その点についても、この作業を取り替え作業をしていく際にもやっていく必要があると思うんですが、その点についても。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

只今議員さんの方からご指摘のございました、一局放送は反対だということでございますので、これは利用される方は住民の方がほとんどですので、そういうのもアンケートなり、聞き取りなりしましてですね、こういうのはまた順次進めていきたいと思えます。

それから、今回買うカラーテレビでございます。これは、客室用のカラーテレビもデジタルの薄型になるかと思えます。これは5台新規に切り替えます。これは指定寝台が4台。それからシルバーの客室ですね。そこに1台、計5台を購入する予定でございます。

もちろんデジタル対応ですので、今ついているのはデジタル対応のBSではないのではないかと。そこは私のほうではちょっとわかりませんが、どっちにしろ来年のデジタルの切替の時には、本村の場合は、既存のテレビでもブースターを換えれば、ブラウン管型でもデジタルは見ることは出来るということですが、せつかくデジタル放送用ののが出来ればそちらのほうもまた検討していきたいと思っております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第9、議案第48号、平成22年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第2号）についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第9、議案第48号、平成22年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第2号）についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第10 議案第49号 平成22年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第2号）についての件

○議長（日高通君）

日程第10、議案第49号、平成22年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第2号）についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第49号について、説明を申し上げます。

本案は、平成22年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出予算の総額でございますが、2ページに示してございますように、848万4000円を追加いたしまして、予算の総額がそれぞれ5245万7000円とするものでございます。

まず、歳入から申し上げますけれども、8ページをお開きください。

県の補助金で456万円を計上しております。

これにつきましては、特定離島ふるさとおこし推進事業で、諏訪之瀬島地区に排水タンクを設置するものであります。

それから、一般会計繰入金で392万4000円を計上しております。主なもので特定離島ふるさとおこし推進事業の村負担金及び簡易水道施設改良工事で単独請負工事を計上したものであります。

次に9ページの歳出でございますが、営業費用の維持管理費としまして、諏訪之瀬島の漏水調査の委託料で131万9000円、公有財産購入費で水道メーターの4000円。それから諏訪之瀬島淡水化施設の備品購入費で小型空気圧縮機一台40万円を計上しております。

それから建設事業費の簡易水道施設改良工事費の委託料で40万円を減額いたしております。これは入札執行によるものであります。

工事請負費で、補助事業の悪石島地区を40万円増額しております。

それから小宝島の水道メーター21件分が有効期限切れとなることから、取替購入をしまして、この代金が106万円を計上しております。

簡易水道関連施設改良工事費で、特定離島ふるさとおこし推進事業の工事請負費で宝島大籠地区の配水管切り替え工事、これを570万円を計上したところであります。

以上で特別会計水道の予算第2号についての説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

今海水浴場、大籠のですね。かなり大きな金額ですが、どういう具合に切り替えができるのか。その関係教えてください。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今口径20ミリの管を設置しております。それを口径50ミリに切り替える工事のために、工事費がちょっとかかる予定であります。

場所はですね。現在、船揚場のところまでは50ミリがきていますので、そこから大籠の海水浴場のところまででございます。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

念のためにちょっと聞きたいんですが、私の時代にはそこを使っていたんですが、ポンプがありますよね。これは全く使われていない。飲料水に適しているかどうかは私にはちょっとわかりませんが、シャワーにはそれが使えるんだというふうに思っていたんですけど、その辺はどうなっているのか。井戸ですね。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

あそこも、季節によって、時期によって水が出たり出なかったり。またそこで、次亜塩素とかそういうのを注入しなければいけないために、やはり経費がかかるということで、本管から引いたほうが良いということなので今回この工事を行なうことになりました。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

あれもかなりの当初したんだと思うんですけどね。全く無駄なことをして、捨ててあるんですよ。どうなんですかね。その辺は。もう使えないのかわかりませんが。山の上までタンクを作ってますね。そこから圧力をかけて、もってきていると思いますよね。

それを、そのままもう捨てて、あと500万も次亜塩素、もちろん飲料水にはそういうのが必要なんですよ。それは面倒くさい。なんですか、それは。出来ないということなのか、わかりません。これは本当とんでもないことだと思うんですよ。

調査をもう1回してですね。管理者が多分おったと思いますが、出張員がやっているか、ちょっとそのへんはあやふやですが、500万のですね、機械をしてですよ。そこで1000万、2000万の投資をしたものを捨てる、それ以上だと思いますが、私は。ポンプが確か2つついています。地下20mのところですね。それを汲み上げて、約百4、50m山の上まで上げて圧力をかけると思うんですよ。そして、もってきてるはずですよ。もちろん次亜塩素を入れるタンクもあります。内容のそのあれが、機械がどうなっているかわかりませんが、その辺もう1回見てですね、今いろいろ問題に言われているように、何回ぐらい、どのくらい使われているか。本当に。シャワーぐらいだったら、十分、僕は出来ると思うんですよ。もう一回ちょっとそこら辺を見てですね。よくよく調べてみたらどうかと思います。それから、こういうものをちゃんとしてもらうということで、調査してもらいたいということです。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

これは、夏場の渇水時期の対策だと思っております。

通常はその移動のやつと併用するというか、そちらが出ればそちらのほうを使って、渇水期の時期にどうしても出ない時期が何回か確かございました。そういうところも予備的措置だと思います。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

2点ほど伺います。

小宝島のメーター機の取付工事。これは何年か過ぎたからってことで、個人のメーター機を取りかえるというふうに理解してよろしいんですか。

そうした場合に、水道会計の中で、他の島のメーター機、個人のですね。それもすべて特会でみるというふうに、認識していいのかどうか。これが1点。

それから、この歳入の件で、特会の場合に、一般会計からの持ち出しがかなり負担になるというような流れから負担が大きいというような話も再三されているわけですが、今回の場合に、この県の特定離島からのその事業でこの認められているということからすると、その特会の特別なその借金はしなくても、こっちのほうでみていけばずいぶん村は助かるんだなと思いがするんですが、そこら辺の切り替えの考え方、そこらへんは特別会計にとっては非常に助かるようなやり方をしてもらっていると。その点については、財務の担当あたりはどのように進めているのか、その点について伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

まずは、特別会計の繰入の件でございます。

特定離島を使って、そちらのほうを使ったほうが宜しいんじゃないかというご意見でございますけど、特定離島ふるさとおこし推進事業というのは、あくまでも国庫補助事業に乗らない事業をしなさいということでございますので、今、国庫補助事業の簡水で悪石島をやっていますけども、この事業はそれでするものですから、特定離島ではそれで出来ない、例えば今回の宝島みたいな口径変更とか、そういうのなんかをもっていく事業をやっているところでございます。

それから、先程の小宝島のメーターの件でございます。これは耐用年数が8年。まだきておりませんが、本年度中にもう来るということで、通常なら出張員さんあたりでメーターそのものは換えることがで

きるんですけど、小宝島のメーターがちょっと特殊ですね。金門ネジと言って、業者さんでないとできないらしいんです。簡単にはずすことが。

今回の場合は、工事請負費で載っています。平成22年、23年度において、ほとんどの島でその有効期限がきます。来年度からそれを順次取り替えていく予定でございますけど、メーターだけ購入しましてですね、出来ればもう地元のほうで、施工とかそういうのはやっていただきたいと。そうしていただければ、工事請負費とかそれなんかを入れなくても、だいぶ安価で出来ると思いますので、来年度からは切替工事そのものが入ってくる予定でございます。

個人負担はございません。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

今回の一般会計からの財政支援ということ等で、約400万の繰入をしているわけなんですけど、当初予算に関しまして、この部分を加算したときに1400万を超える一般会計からの財政支援ということになっております。

ただ、これはなかなか住民には目に見えにくいものであるわけなんですけど、結果的には特別交付税に影響するという方向になっていきますので、一般会計からの財政支援というもの等は、特会の趣旨に反するというようになっていきますので、極力私どものほうもこの一般会計からの財政支援ということ等はさけていきたいというのが実状です。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第10、議案第49号、平成22年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第2号）についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第10、議案第49号、平成22年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第2号）についての件は原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第11 議案第50号 動産の買入れについての件

○議長（日高通君）

日程第11、議案第50号、動産の買入れについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第50号について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、動産の買入れでございますが、平成22年度戸籍総合システム機器導入事業のうち、ソフトウェア及びハードウェア、並びに周辺機器の購入契約締結でございます。

まず、買入れ物件でございますが、戸籍総合システムソフトウェアとハードウェアを購入ならびに周辺機器の購入と、こういうことでお手元の議案の中で、購入物件の状況は記載したとおりでありまして、購入金額が1890万円ということでございます。

契約の相手方が富士ゼロックスシステムサービス株式会社、公共システム事業部の営業統括部門西日本支店、支店長・齋藤達（さいとういたる）であります。

契約の方法は随意契約で、指名型プロポーザルを採用してございます。

納入期限が平成23年の3月31日ということになってございます。説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、平泉二太君。

○4番（平泉二太君）

一点だけ、この基準書内ソフトウェア使用料60ヶ月分とあります。この中で60ヶ月というと5年なんですけど、この使用料を5年分払って、この5年が過ぎた場合、また後から使用料というのを払うものなんですか、どうなんですか。よく分からないものですから、お尋ねしたい。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

議員のおっしゃるとおりで、これは5年間の契約ですので、5年過ぎますとまた新しい契約が発生します。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

契約の方法ということで、指名型プロポーザル方式を導入しての契約だったということなんですけど、ちなみに何社程度の応募があって、この富士ゼロックスシステムに決定したのか、その点を伺いたい。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

県内ではですね、4社ほどこの戸籍事務を取り扱っている会社がございました。4社に出しましたけれども、3社のほうが辞退してまいりました。既に自分のところでは取り扱っていないとか、事業縮小したとかいうことでですね、1社だけの応募がありました。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第11、議案第50号、動産の買入れについての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

異議なしと認めます。

従って、日程第11、議案第50号、動産の買入れについての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第12 議員派遣の件

○議長(日高通君)

日程第12、議員派遣の件を議題とします。

派遣目的、派遣期間、派遣場所、派遣議員などにつきましては、お手元に配布したとおりでありますので、口答説明は省略いたします。

これから日程第12、議員派遣の件について採決します。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

異議なしと認めます。

従って、日程第12、議員派遣の件は、原案のとおりとすることに決定いたしました。

△日程第13 閉会中の議会運営委員会の継続調査の件

○議長(日高通君)

日程第13、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△閉会宣告

○議長(日高通君)

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第2回(6月)十島村議会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。